

平成 2 6 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 6 年 1 2 月 3 日開会

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 6 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 3 日

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第92号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第93号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第94号 北杜市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第95号 北杜市営子育て支援住宅条例の制定について
- 日程第7 議案第96号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第97号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第98号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第99号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第100号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第101号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第102号 北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第103号 北杜市営プール条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第104号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第105号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第106号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第107号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第108号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第109号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第110号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第111号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）

- 日程第23 議案第112号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第113号 アグリーブルむかわ、武川町市民農園・体験農園施設、武川町滞在型農園施設（コテージ）及び武川町市民農園等管理棟の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第114号 明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第115号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第116号 たかねの湯の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第117号 甲斐大泉温泉及び北杜市林業休養センター「ハヶ岳いずみ荘」の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第118号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第119号 工事請負変更契約の締結について（（仮）須玉子育て支援住宅建設工事（建築主体工事））
- 日程第31 議案第120号 工事請負変更契約の締結について（生涯学習センターこぶちさわ改修工事（建築主体））
- 日程第32 議案第121号 財産の貸付について
- 日程第33 議案第122号 訴えの提起について（詐欺行為取消請求事件）
- 日程第34 議案第123号 動産の取得について（可搬小型動力消防ポンプ）
- 日程第35 同意第12号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第36 同意第13号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第37 同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第38 同意第15号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第39 請願第5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書
- 日程第40 請願第6号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願書
- 日程第41 常任委員会委員の選任について
- 日程第42 議会広報編集委員会委員の選出について

2.出席議員（21人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	13番	篠原眞清
14番	坂本静	15番	中嶋新
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	19番	渡邊英子
20番	内田俊彦	21番	中村隆一
22番	秋山俊和		

3.欠席議員

5番 輿水良照

4.会議録署名議員

16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(30人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
地域課長	仲嶋敏光	管財課長	中山晃彦

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

平成26年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員および執行部の皆さまには年末を控え公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

今年も残すところ1カ月足らずとなりましたが、本年は11月1日に市制施行10周年記念式典が盛大に挙行され、北杜市の明るい未来に向けた節目となりました。

このような中、11月22日に発生した長野北部地震では負傷者が多数にのぼり、家屋の倒壊や土砂崩落など多くの被害が報告されました。被害に遭われた皆さまに衷心よりお見舞いを申し上げます。

今回の地震では、災害時における共助の大切さを改めて痛感したところであります。

一方、国においては衆議院解散が11月21日に閣議決定され年末総選挙となりました。消費税引き上げが先送りされたことにより、社会保障や少子化対策の地方財政への影響が懸念されます。国においては将来を見据え、しっかりとした政策を期待するところであります。

今議会は本年最後の定例会になりますが、議員各位におかれましては健康にご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして十分な審議をいただきますとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げます開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は21人であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお5番議員 輿水良照君は一身上の都合により本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は議案32件、同意4件であります。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に監査委員から平成26年11月実施分の定期監査について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に10月9日・10日の2日間、文教厚生常任委員会、10月21日・22日の2日間、経済環境常任委員会の視察研修が実施されました。

ここで、各委員長から研修報告がございまして。

最初に文教厚生常任委員長 福井俊克君、報告をお願いいたします。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは、文教厚生常任委員会行政視察研修報告を申し上げます。

平成26年11月28日

北杜市議会議長 渡邊英子様

文教厚生常任委員会委員長 福井俊克

文教厚生常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

まず日時 平成26年10月9日 木曜日 午後1時30分から3時まで。

視察研修先 神奈川県平塚市

研修のテーマ 町内福祉村について

研修の概要

1. 町内福祉村を立ち上げるにあたり、その当時の課題は地域のつながりの希薄化などから新たな社会問題の噴出などの課題が生じていた。
2. 町内福祉村は手助けを必要とする人と手助けをしたい人を結びつける活動で安心して心豊かに生活するため、公的福祉サービスのほかに身近な生活支援やふれあい交流といった地域で共に支え合うことを目的としている。
3. 行政は拠点の整備や活動の援助、情報提供など住民が活動しやすい環境整備を行い、実践活動においては住民自身が共に支え合う仕組みづくりを行い公民館区、市内25地区に順次設置する予定である。
4. 町内福祉村では身近な生活支援活動とふれあい交流活動を二本柱としてそれぞれの地区の状況に合った活動をしており、活動のメニューやマニュアルは地域で話し合いを重ね、その地区独自に作成している。
5. 町内福祉村の仕組みは各地区に設置された拠点にコーディネーターを配置し、地域の皆さんからの相談に応じ登録しているボランティアに生活支援活動を依頼している。福祉村で対応が難しい場合には、行政や関係機関などにつなげている。また拠点では地域の皆さんが気軽に立ち寄れる居場所としてふれあい交流活動を行い、相談の秘密は守り相談は実施地区の民生委員、児童委員を通じても受けている。
6. 毎年の予算額については、26年度事業費は総額3,600万円で1地区128万円が上限で内訳は活動費として68万円プラス地域福祉コーディネーター費用60万円である。
7. 町内福祉村の活動をしていない地区は10地区あり、今後、他の地区に活動を広げていくためには、推進役の自治会長の理解度や率先してやれる人材の確保が大きな課題になっています。
8. 町内福祉村施設については地域活動への入り口ができた。ふれあい交流活動から身近な生活支援活動が生まれた。地域の課題はみんなで解決していこうという機運が盛り上がり始めたなどの成果を上げております。

考察であります。平塚市は北杜市の5倍の人口比であり、町内福祉村単位の人口は4千人から2万2千人の規模であります。広範囲で事業を展開しております。地域に対して事業の理解を求めるとともに苦勞がうかがえます。

北杜市も高齢化が一層進む中で共助の果たす役割は大きいことから、社会福祉協議会等との連携を深め、地域の住民が地域福祉の担い手としてそれぞれの役割を果たすことができる組織づくりを積極的に働きかけていくことが必要であると考えられます。

次に日時 平成26年10月10日 金曜日 午前9時30分から11時30分。

視察研修先 神奈川県鎌倉市であります。

研修のテーマ 病後児保育についてを研修といたしました。

研修の概要

1. 病後児保育の対象児は。

市内に居住する生後6カ月から小学校3年生までで、病気の回復期で医療機関による入院加療の必要はないが安静等が必要で集団生活、通園・通学が困難であり、保護者の都合により一時的に家庭で看護ができない病気回復期にあり感染の心配がない状態で高熱でない子どもを対象としております。

2. 利用料は。

1日2,500円で生活保護世帯、市民税非課税世帯は病後児保育料は免除、給食費、昼食です、1人1日300円およびその他の必要経費は別途施設に支払うこととなっております。

なお、病後児保育利用連絡表発行手数料は医療機関によって異なっております。

3. 利用定員は。

4名。これは予約順でありました。

4. 利用時間、期間は。

月曜日から金曜日。午前7時30分から午後6時。土日曜日、祝日、年末年始は休み。休日を除き連続して7日以内。ただし医師の判断および実施施設長が必要と判断した場合は7日を超えて利用ができるということであります。

5. 病後児保育を実施するにあたり市民からの要望は。

保育事業そのものについての要望はないが、利用料の納入方法について金融機関だけではなく郵便局等でも納入できるよう要望がある。

6. 事業者の選定方法については。

本事業は高い保育技術および地域医療機関との連携が求められていることから保育士の確保、小児科医との連携関係も図られている市内の民間保育所を運営する法人等に事業委託の意向確認をして実施する意向が得られた事業者に委託をしております。

7. 平成25年度の予算額は。

歳出1,397万円、委託料であります。歳入は県費233万2千円プラス利用料39万5千円。272万7千円で市としての負担も大きくなっております。

8. 現在の利用者数は。

平成26年8月末時点で延べ利用者数83人、実利用者43人で平成25年度は延べ利用者162人、実利用者56人でありました。

9. 今後事業を増設する予定はないということであります。

考察でありますけども、北杜市では平成22年3月に作成された次世代育成支援後期行動計画に子育て支援の充実として病後児保育の検討と実施についてが謳われておりますが、本市に合った病後児教育の提供の方法を現在検討しておる状況であります。

本市の場合、2つの市立病院があり設置場所としての条件は恵まれているが、看護師の確保が難しい状況でもあります。しかし女性の社会進出が進む中できめ細かな子育て支援施策の一端として取り組む必要性を感じさせられる事業であると考えられます。

以上で文教厚生常任委員会行政視察研修報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

次に経済環境常任委員長 相吉正一君、報告をお願いいたします。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

委員会研修報告を行います。

平成26年11月28日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 相吉正一

経済環境常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

日 時 平成26年10月21日 火曜日 午後1時30分から4時まで

視察研修先 岐阜県郡上市

研修テーマ 鳥獣害被害防止とNPOとの連携について

研修の概要

1. 鳥獣被害の現状。

鳥獣による被害額は平成22年に1億3千万円まで上昇したが、捕獲数の増加や電気柵等の防除により平成25年は6千万円に減少した。

2. 防除対策。

補助事業を活用して10年間で2億6千万円を投資し、121キロメートルの恒久柵を計画的に設置。

平成23年度にモンキードック育成事業に取り組み、現在7頭のモンキードックを育成。

3. 捕獲対策への新たな取り組み。

市から委託された猟友会に捕獲奨励金を交付し捕獲に努めているが、高齢化により年間捕獲目標数3,080頭に対して捕獲実績は1,741頭と少ない。

郡上市鳥獣被害対策実施隊を条例化して設置し、市民が狩猟免許を取得できるように狩猟税の免除や公務災害補償を行い、農家自らがわな捕獲により駆除を行うよう方向転換をした。

4. 鳥獣害対策の課題。

防護柵について認識・管理不足のため、効果が発揮できていない。営農意欲の減退により耕作放棄地が増加し、鳥獣が里山へ出没している。捕獲の担い手である猟友会の高齢化により捕獲数が減少している。個体数の減少に向けた目標捕獲頭数の実行が困難。鳥獣保護法の規制により捕獲した個体の処理が難しい。

5. NPO法人「猪鹿庁」の取り組み。

「里山と生きる」を活動理念に猟師の6次産業化による担い手の育成・新しい鳥獣被害対策の提案・実践を活動の柱として、地域の若者が中心となって活動している。オリジナルのジビエ料理の開発とイベントでの提供を行い、イメージアップを図っている。

考察ですが鳥獣被害の防止のために恒久的な防護柵の設置を国・県の補助金を活用して行うことは地域が一体的に取り組む上では必要である。

北杜市においても猟友会は高齢化しており、農家自らが狩猟免許を取得し捕獲数を増加させるために郡上市鳥獣被害対策実施隊設置条例のような制度を検討する必要がある。

猪鹿庁に見られるように地域の若者が中心となって地域ぐるみで鳥獣害対策に取り組む組織づくりが北杜市にも必要である。

翌日ですが日時 平成26年10月22日 水曜日 午後1時30分から3時30分まで。

視察研修先 長野県駒ヶ根市

研修テーマ 企業誘致の現状について

研修の概要

1. 企業からの無理難題に素早く解決策を考え、企業の信頼を勝ち取るフォローアップを実践している。
2. 企業立地推進室を立ち上げ、こまめに企業訪問を行い、率先して企業のニーズの発掘に努めている。
3. 商工会議所と連携して、景気動向調査を実施するとともに行政や商工会議所に対する要望をヒアリング調査している。
4. あえてリスクを取り土地開発公社による土地の先行取得を行い、早期誘致・操業までの期間短縮に結びつけている。
5. 多様なアクションが必要となる大型案件をフルサポートできるよう駒ヶ根市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規定を制定し、市が全庁横断のプロジェクトチームを組みスムーズな連携を図ることで迅速な対応を実現している。
6. 誘致企業の雇用ニーズに対応できるよう駒ヶ根雇用対策協議会を立ち上げ、総合的な人材確保に努めている。
7. 平成8年より人材育成を実践するテクノネット駒ヶ根を立ち上げ、中小企業の経営者が会社経営に必要な勉強会の企画と経営体質を強化するための基礎研究会などを実施している。

考察ですが平成20年に経済産業省より企業誘致に頑張る市町村として選定されたが、リーマンショック以降は、企業誘致に苦慮しているところは北杜市とも共通する点である。

日本立地センターと契約し、企業の情報を収集する臨時職員を雇用して東京を中心にきめ細かに企業訪問を行い、情報をキャッチすることに努めていることは参考となった。

企業の要望に素早く対応できるよう企業訪問を積極的に行い、要望を実現する姿勢は北杜市としても取り入れるべきであると考えます。

雇用ニーズを把握し、確保・育成することは企業誘致を行うために不可欠である。

企業誘致に対して市および担当職員の熱意は、大いに参考とすべきものと考えます。

以上で経済環境常任委員会研修報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

大変ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 8 6 条の規定により、

1 6 番議員 保坂多枝子君

1 7 番議員 千野秀一君

1 8 番議員 小尾直知君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日 1 2 月 3 日から 1 2 月 1 9 日までの 1 7 日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 1 2 月 1 9 日までの 1 7 日間に決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第 3 議案第 9 2 号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてから日程第 3 4 議案第 1 2 3 号 動産の取得について（可搬小型動力消防ポンプ）までの 3 2 件を一括議題といたします。

市長から所信および提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成 2 6 年第 4 回北杜市議会定例会の開会にあたり、市政の状況および提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

短い秋が足早に通り過ぎ、ふるさと北杜の里山も紅葉も終わり高山は雪景色となりました。収穫も順調でありがたく思います。

気象庁の長期予報では今年の冬の気温は平年並みか低く、降水量が平年より多い可能性があるかと予想されております。本年 2 月のような大雪の被害等がないように願うところでございます。

先月 2 8 日、俳優の菅原文太さんがお亡くなりになりました。突然の訃報に驚いたところでもあります。

菅原さんは北杜市に心を寄せ 5 年前に北杜市で農業を始め農業生産法人「竜土自然農園 おひさまの里」を設立、自ら無農薬有機農業に取り組んでおりました。地域おこし協力隊の受け入れを積極的に行い、若い農業後継者の育成にも力を注いでおられました。ざっくばらんな人柄で地域の方々とも農業について意見交換をさせていただいておりました。

これからも本市の農業の活性化にご尽力いただけるものと期待をしていたところであり、非常に残念であります。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

先月 1 8 日、安倍首相は消費税率引き上げ時期の延期を表明しました。続いて 2 1 日には地方創生の基本理念や国・地方の役割を明確にする地方創生 2 法案が成立し、衆議院が解散され

ました。

国土の均衡ある発展 地方に活力ある国家が日本にあるべき姿であり、少子化をはじめ日本の大きな課題を考えると地方創生に期待したいと思います。

さて毎年、高い評価をいただいております梨北米については、本年度の作況指数は平年並みでありました。しかし日本人の米離れや少子高齢化の影響から本年度の取り引き価格が1キロ当たり約50円急落しました。米処の本市においても生産者の危機感が広がっていることから米の消費拡大、地域ブランドの確立、特別栽培米への転換など対策を検討してまいりたいと考えております。

先月22日、長野県北部を震源とする地震が発生し多くの家屋が倒壊し多数のけが人が出るなど甚大な被害をもたらしました。被害に遭われました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

被害を受けた長野県白馬村では夜間の地震発生にもかかわらず、普段から住民相互で常に確認している地域の連絡網や訓練により高齢者を中心とした迅速な安否確認を行い、犠牲者を出さないことにつながったと聞いております。地域の住民同士の日頃からの強い絆がもたらしたものと思います。

本市においてもこれらの精神を大切に、各地域において自主防災組織設立の推進、支援を進めておりますが、10月末には山梨県地域防災計画の見直しが行われました。これを受け、また本年2月の大雪の教訓を生かし災害に強いまちづくりを図るため、北杜市地域防災計画において情報収集・情報提供の体制強化、災害時の職員参集、帰宅困難者に対する準備態勢・対応などに関する事項を見直したところであります。

見直しに際しては北杜市防災会議からご意見をいただく中、現在パブリックコメントを実施している状況にあります。しかし、降雪時期を迎えたことから暫定的に実施していくこととしました。

一方、降雪時の速やかな地域機能の確保・維持に資するため、先月より各行政区をはじめ公共施設等に手押し式小型除雪機の配備を進めているところであり、地域ぐるみで除雪への対応強化が図られるものと期待しております。

なお被災時の食糧の確保、避難所への食糧の供給は重要な課題であることから先月7日には市内に4店舗ある株式会社やまとと災害時緊急食糧備蓄倉庫協定を締結したところであります。

今後も災害から市民の生命・財産を守るため、国や県と連携を図り市全体の防災力・減災力を高めてまいります。

今年の秋も市内各地でスポーツ・文化行事、収穫祭や伝統行事などが盛大に開催され、また市制施行10周年記念芸術文化事業として「太鼓芸能集団鼓童 交流公演」「東京藝術大学ウィンドオーケストラコンサート」などを開催し、多くの皆さまに「一流の田舎まち北杜」を満喫していただきました。

準備段階からご苦勞をいただいた実行委員会やボランティアなど改めて感謝を申し上げます。

本年は南アルプスがユネスコエコパークに登録され、南アルプス国立公園ならびに八ヶ岳中信高原国定公園が指定50周年を迎えました。これを記念して道の駅はくしゅう、清里駅前広場に自然環境をしっかりと守り、後世に残していくとともに自然と人間社会の共生を目指すシンボルとしてモニュメントを建立しました。

併せてアルピニストの野口健さん、ガーデンデザイナーのポール・スミザーさんを招いて記念講演を実施し、多くの皆さまに楽しんでいただきました。

エコパークの推進については、地域連絡会設立準備会において専門家からのアドバイスもいただき今後の推進体制、活動方針等の協議を重ねている状況にあります。

本年度中にはエリア内の住民、企業などで組織し、推進体制の中心となる地域連絡会の設立を行い、豊かな自然環境と共生した魅力あるまちづくりへの取り組みを進めてまいります。

市としても地域連絡会と連携し次世代につながる活動を支援してまいりたいと考えております。

ところで10月に東京で開催された日本酒のナンバーワンを決める品評会「サケコンペティション」において、白州町の山梨銘醸で醸造された「七賢 大中屋 純米大吟醸」が5位に選ばれました。同酒は東京国税局が主催する種類鑑評会においても優等賞を受賞するなど全国的に素晴らしい評価をいただいております。甲斐駒ヶ岳から湧き出る天然水と伝統の酒造りの融合によりつくられた日本酒が高い評価をいただき、大変喜ばしく誇りに思うところであります。

一方、7月には北杜高校の中島峻歩さんが「全日本マウンテンバイク選手権大会」女子ジュニアにおいて優勝。8月には甲陵中学校の太田実濤さん、山城恵佳さん、田中良和くんのグループが「科学の甲子園ジュニア山梨県大会」において最優秀賞に輝き、全国大会へ出場することとなりました。10月には武川中学校の輿石朋佳さんが「県中学生交通安全弁論大会」において優勝、甲陵中学校 進藤郁香さんが「全国小・中学校作文コンクール山梨県大会」において最優秀賞に輝きました。11月には北杜高校の中島奈津さんが「毎日農業記録賞」において優良賞に輝きました。北杜の子どもたちの際立つ活躍に喜んだところであり、大きな拍手を送るとともにご指導いただきました方々に心から感謝を申し上げます。

今後も原っぱ教育を通し子どもたちの健全育成に取り組んでまいりたいと考えております。

また「長坂小おやじの会」の皆さまが優れた地域による学校支援活動において、文部科学大臣表彰を受賞することとなり、今月8日に表彰式が行われます。おやじの会は絆づくりや地域づくりを目的に平成18年に発足し、工作教室や餅つき大会、環境整備活動などの事業を継続的にを行い、学校と地域の良好な関係を築いていただいております。この活動を通し地域と子どもとのつながりはもとより地域内でも世代を超えたつながりもでき、子どもたちの安全な生活、健全育成、地域の活性化にもご貢献いただき、今回の受賞となりました。

先月18日には厚生労働省主催の「第3回 健康寿命を伸ばそう！アワード」「介護予防・高齢者生活支援分野」において「厚生労働省老健局長優良賞」を受賞しました。

介護予防・日常生活支援総合事業の「ふれあい処事業」が国民の健康寿命の延伸に大きく貢献したものと評価されたものであります。この事業は市だけでできるものではなく、NPO法人、ボランティア団体等の市民の皆さまの参画がなければ実施できない事業であり、ご協力いただきました皆さまに感謝申し上げますとともに介護予防・高齢者生活支援のための取り組みをさらに進め健康長寿日本一を目指したいと思っております。

先月24日には北杜市体協 家庭婦人バレーボール連盟に加入する各チームの皆さまが自主防災ボランティア団体「ママさんパトロール」として北杜警察署から委嘱されました。

地域のボランティア団体と連携し児童生徒が安心して登下校ができる見守り、不審者のパトロール、高齢者の詐欺などに対する注意などを行っていただきます。

このような市民の皆さまが自主的に行う活動に心から感謝申し上げますとともに安全・安心で明るい杜づくりにご貢献いただきますようお願いいたします。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、山紫水明カレンダーについてであります。

合併10周年の節目、南アルプスエコパークの登録等を記念した山紫水明カレンダーがこのほど完成しました。北杜24景をはじめ貴重な自然環境や歴史ある文化とふるさとを守り築いた24人の先人たちを紹介するものであります。

市民の皆さまには行政区を通じ全戸配布するとともに市内の小中学生、企業、観光協会、商工会等にもお配りいたします。

北杜市を知ることによって愛してほしい、愛することによってさらに知っていただきたい、そしてふるさとに自信と誇りを持ち「ふるすとは北杜市だ」という人をたくさんつくりたいとの思いから作成したカレンダーでありまして、ご活用いただきたいと思っております。

次に、定住自立圏構想への取り組みについてであります。

定住自立圏構想は人口減少、少子高齢化が急速に進む中、地方から大都市への人口流出に歯止めをかけ地方圏域の生活機能の維持を目的とし、総務省が財政的支援を含め推進している制度であります。

自立圏の形成には一定の要件を満たす中心市と住民生活などにおいて密接な関係を有する市町村が連携して定住・自立・発展を目指す必要があります。

県内では甲府市、富士吉田市とともに中心市に指定されていることから本議会において中心市宣言を行い、八ヶ岳観光圏で連携している長野県富士見町、原村と定住を促進するための事業に取り組むたいと考えております。

一方、定住促進計画の策定に当たっては市民アンケート、市外から市内事業所に勤務する従業員アンケート、首都圏在住者へのアンケートのほか、子育て世代のグループインタビューなどを実施いたしました。

これらの調査では本市は移住希望先として非常に人気の高いこと、また北杜市で子育てをしたいと考えている人は少なくなく、定住促進のメインターゲットとなり得るといった結果が出たところであります。アンケート調査に寄せられたご意見等を整理し、必要な施策を講じるよう現在、計画策定を行っております。

次に、旧小泉小学校の利活用についてであります。

学校の跡地等の活用については、地域の活性化を目的に活用いただける民間事業者等からの提案方式により、候補者を決定することとしております。

旧小泉小学校については地域の要望等を踏まえ、地域振興に役立つような公募を行い4団体から提案があり、文化発信展開施設および地域の交流スペースとして活用する団体を旧小泉小学校跡地有効事業にかかる貸付候補者選定委員会において候補者として決定したことから、今議会に貸し付けについての議案を提出しているところであります。

次に、甲陽病院の婦人科開設についてであります。

市の子宮頸ガン検診受診率は県平均より低い状況にあり、身近な医療機関での受診を希望される声も寄せられておりましたが、このほど山梨大学医学部附属病院のご協力により来年度から甲陽病院に婦人科の医師を週1回派遣していただけることとなりました。

これにより身近な場所での婦人科疾患の治療はもとより子宮頸ガンの早期発見、早期治療へとつながり女性の健康管理に貢献できるものと期待しております。

次に、北杜市新型インフルエンザ等対策行動計画についてであります。

インフルエンザは、数十年の周期で新型のウイルスが出現しております。新型のウイルスにはほとんどの人が免疫を持っていないため大流行となり、大きな健康被害と社会的影響をもた

らすことが懸念されております。

このような状況の中、国においては新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、本市においても先月、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしました。

新型インフルエンザが発生した場合には、県や市内外の関係機関と連携する中で発生状況に応じた対策本部を設置し、さまざまな対策を講じることで市民の健康と安全を守るよう努めてまいります。

今年は首都圏を中心に例年より早く季節性インフルエンザが発生しており、地方への拡大も懸念されております。65歳以上を対象に予防接種の助成を行っておりますが、市民の皆さまには感染・重症化予防に努めていただきたいと思います。

次に、介護保険事業計画についてであります。

平成27年4月に新たな介護保険制度が施行されることから現在、北杜市介護保険事業計画の策定を進めております。高齢化率が34%の本市は全国的にも超高齢地域であります。元気に年を重ねている高齢者が多い地域でもあります。

計画では地域住民が主体と考え、基本理念を人と地域が元気になれる超高齢先進地のまちづくりとし、医療介護の連携強化、認知症施策の充実、生活支援サービス提供体制の構築などを盛り込むこととしております。

次に、生活困窮者対策についてであります。

生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに生活困窮者に対し自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等を実施する生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行されます。

本市においても福祉相談窓口を設置し、自立相談支援事業として市民からの就労や自立に関する相談に応じながら支援事業を利用するための個人プランの作成等を行い、生活困窮者を支援していくほか、離職により住宅を失った生活困窮者などに対し家賃相当の住居確保給付金の支給などを行ってまいります。

次に、子育て支援住宅についてであります。

今議会に子育て支援住宅の入居条件などを定めた条例案を提出したところであります。主な内容は入居要件として子どものいる世帯、またはこれから子どもを産み育てる夫婦のみの世帯で住宅退去後も引き続き市内に定住できることを定めております。

子育て世代が入居しやすい条件とするため、北杜市次世代育成支援対策地域協議会からご意見をいただいたところであります。来年1月から周知をはじめ2月から募集を行い、9月からの入居の準備を進める予定であります。入居者には子育て環境の充実を感じていただき、北杜市に愛着をもって定住いただきたいと思います。

また子育て支援住宅の愛称を募集したところ約400通の応募があり「はっぴいタウン」と決定させていただきました。

次に、放課後児童クラブについてであります。

共働き家庭等の支援を目的とした放課後児童クラブについては、施行が予定されている子ども・子育て支援法において、平成31年度までに対象学年を小学校3年生から6年生まで拡大することとされております。

本市においては、子育て支援策として重要な施策であることから早急に対応することとし、北杜市子ども・子育て会議のご意見を伺いながら計画的に施設整備、支援員の確保等を行い、準備が整った施設から順次、対象学年を拡大し受け入れを開始してまいります。

少子化対策は本市の最重要課題であり、子ども・子育て支援新制度を着実に実施することで誰もが安心して子どもを産み・育て、子どもたちが安全に元気で生活できる地域づくりに取り組んでまいります。

次に、上下水道事業の公営企業移行についてであります。

10月1日に地方公営企業等の経営健全化に関する説明会が開催され、公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが国から示されました。

通達では簡易水道事業や下水道事業について、公営企業会計を導入していない特別会計にあっては、地方公会計の整備も考慮しつつ地方公営企業法の適用により公営企業会計を導入することが必要とし、平成27年度から31年度を集中取り組み期間と位置づけ移行経費に対する地方財政措置としては、固定資産台帳整備等に特別交付税措置が講じられます。これらの国の方針に鑑み、市では今後、上下水道事業の公営企業移行への課題について計画的に取り組んでまいります。

次に、合同就職ガイダンスについてであります。

市内企業への就職、市内への定住促進を図ることを目的に実施している合同就職ガイダンスを今年度は9月3日に山梨県立図書館、10月29日に須玉ふれあい館で開催したところであります。

会場には112名の求職者にご来場いただき、参加された多くの企業から「人材との出会いの場として満足」「多くの学生と直接話ができた」など高い評価をいただきました。また同会場において市内企業人事担当者向けセミナーも開催し、多くの企業から参加をいただいたところであります。

労働人口の減少が課題となる中、今後もこれら事業を中心に就業支援、企業力の向上などを図り、市内企業の安定的雇用の確保への取り組みを進めてまいります。

次に、中部横断自動車道についてであります。

11月18日に国土交通大臣をはじめとする関係者に対し山梨県県土整備部と連携し、中部横断自動車道の整備計画路線への早期格上げなどについて要望活動を行ったところであります。

中部横断自動車道活用検討委員会では、市民による関係者ワークショップが始まりました。日本列島の東西を結ぶ中央道、南北を結び太平洋と日本海をつなぐ中部横断道がクロスする北杜市は大きな要所になるでしょう。今後も市民の皆様の取り組みや声を機会あるごとに国・関係機関に届け、一日も早い全線開通に向けて取り組んでまいります。

次に、小淵沢総合支所の移転についてであります。

生涯学習センターこぶちさわ改修工事が来年2月末の完成を予定していることから、支所については3月23日から同施設内において業務を開始する予定であります。

移転期間中は市民の皆さまにご迷惑をお掛けいたしますが、ご協力をお願いいたします。

次に、教育委員会組織の改正についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い現在、条例等の見直しを進めているところでありますが、改正する内容が新教育長や総合教育会議の設置など多岐に及ぶため、山梨県町村会において法務研究会を設置するなど対応を検討している状況であります。

本市といたしましても遺漏のないよう準備を進め、関係条例については3月定例議会においてご審議いただく予定であります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は条例案件13件、補正予算案件7件、指定管理者の指定案件7件、契約案件2件、その他案件3件、同意案件4件の合計36案件であります。

はじめに、条例案件についてご説明申し上げます。

議案第92号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についておよび議案第93号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、第3次地方分権一括法により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、介護予防支援および地域包括支援センターに関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

議案第94号 北杜市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法が公布されたことに伴い、保育の必要性について認定の基準を設ける必要があるため、条例を制定するものであります。

議案第95号 北杜市営子育て支援住宅条例の制定については、北杜市営子育て支援住宅の設置および管理について必要な事項を定めるものであります。

議案第96号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については独立行政法人通則法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、特定独立法人が廃止され、新たな独立行政法人の分類が追加されたことから関係条例の一部を改正するものであります。

議案第97号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金の金額の見直しのほか所要の改正を行うものであります。

議案第98号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、規定の整備のほか所要の改正を行うものであります。

議案第99号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例については、第3次地方分権一括法により介護保険法の一部が改正され、介護サービス事業者として指定を行う基準について所要の改正を行うものであります。

議案第100号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、放課後児童クラブの対象児童が拡大されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第101号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例については、道の駅こぶちさわの敷地内に観光案内所を設置するため、所要の改正を行うものであります。

議案第102号 北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例については、生涯学習センターこぶちさわの改修工事に伴い施設使用料の見直しを行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第103号 北杜市営プール条例の一部を改正する条例については、北杜市小笠原プールの老朽化に伴い、施設を廃止することから所要の改正を行うものであります。

議案第104号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例については、小淵沢総合支所に移転に伴い、総合支所の位置について所要の改正を行うものであります。

続きまして補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第105号 平成26年度北杜市一般会計補正予算(第6号)についてであり

ます。

放課後児童クラブの対象年齢拡大に伴い新たに仮称、新高根西放課後児童クラブおよび仮称、新大泉放課後児童クラブを整備することとし、設計に要する経費を計上しております。

次に児童生徒に安定した給食の提供を図るとともに子育て支援に資するため、食材価格の高騰などへの対応として賄材料費の助成を行うこととし、所要の経費を計上しております。

次に農地の集積・集約化を促進するため、山梨県農地中間管理機構へ農地の貸し付けを行う地域および農業者等に対して協力金を交付することとし、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は5億8,724万7千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ316億947万7千円となります。

次に議案第106号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、保険給付費の増額および過年度実績による国庫負担金等の精算に伴う返還金として2億732万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億9,151万円とするものであります。

次に議案第107号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)については、過年度実績による国および県負担金の精算に伴う返還金等として2,061万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億5,753万2千円とするものであります。

次に議案第108号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)については須玉第3処理区事業変更認可に伴う下水道事業債繰上償還金として171万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2,817万2千円とするものであります。

次に議案第109号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については人事異動による職員給与費増額分として297万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,730万9千円とするものであります。

次に議案第110号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第2号)については穂足地区水路改修工事地元分担金の補助金として220万円を増額補正するものであります。

次に議案第111号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)については箕輪堰改修工事地元分担金の補助金として268万2千円を増額補正するものであります。

続いて、その他の案件につきましてご説明申し上げます。

議案第112号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定についてから議案第118号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定についてまでの7案件については、平成27年4月1日からの指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者を指定するものであります。

次に議案第119号 工事請負変更契約の締結について((仮)須玉子育て支援住宅建設工事(建築主体工事))および議案第120号 工事請負変更契約の締結について(生涯学習センターこぶちさわ改修工事(建築主体))の2案件について請負変更契約を締結するため、地方自治法ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第121号 財産の貸付については、旧小泉小学校跡地について市有財産を減額して貸し付けることから地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第122号 訴えの提起については、詐害行為取消請求事件に関する訴えを提起するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第123号 動産の取得について(可搬小型動力消防ポンプ)は、動産を取得することについて地方自治法、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分
の範囲を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております32件のうち議案第96号から議案第104号までの9件は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第104号までの9件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(渡邊英子君)

次に日程第30 議案第119号 工事請負変更契約の締結について((仮)須玉子育て支援住宅建設工事(建築主体工事))の内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長(菊原忍君)

議案第119号 工事請負変更契約の締結について((仮)須玉子育て支援住宅建設工事(建築主体工事))についてであります。

変更内容につきましては平成26年6月10日付けで契約を締結いたしました契約金額、変更前3億2,184万円に対しまして615万6千円を増額し、変更後3億2,799万6千円とするものでございます。

変更の主なものといたしましては、敷地西側の植栽伐採の追加および躯体工事にかかる変更でございます。

なお、契約の目的ならびに契約の相手方については変更ございません。

提案理由といたしましては地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第119号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第119号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

次に日程第31 議案第120号 工事請負変更契約の締結について（生涯学習センターこぶちさわ改修工事（建築主体））の内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第120号 工事請負変更契約の締結について（生涯学習センターこぶちさわ改修工事（建築主体））についてであります。

変更内容につきましては平成26年6月10日付けで契約を締結いたしました契約金額、変更前1億8,792万円に対しまして292万6,800円を増額し、変更後1億9,084万6,800円とするものでございます。

変更の主なものとしたしましては当初予測できなかった事務室等の改修、また小学校、地域との協議による交通誘導員の追加でございます。

なお契約の目的、契約の相手方については変更がございません。

提案理由といたしましては地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決

を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第120号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第120号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

次に日程第33 議案第122号 訴えの提起について（詐害行為取消請求事件）の内容説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

議案第122号 訴えの提起について（詐害行為取消請求事件）につきまして、ご説明申し上げます。

1としまして、訴訟提起により請求する内容でございます。

（1）被告と塩川観光開発有限会社との間で平成25年5月6日に成立した別紙物件目録記載の土地の売買契約を取り消す。

（2）被告は、上記土地につき甲府地方法務局韮崎出張所平成25年5月20日受付第4358号所有権移転登記の抹消登記手続をせよ。

（3）訴訟費用は、被告の負担とする。

2. 請求の相手方、被告でございます。

住所 甲府市増坪町814番地10

氏名 明るい農村株式会社 代表者 代表取締役 佐田なをみ

3. 訴えの対象物件でございます。

(1) 所在 山梨県北杜市須玉町若神子字小手差

地番 2779番7

地目 宅地

地積 171.20平方メートル

所有者 明るい農村株式会社

(2) 所在 同所

地番 2779番8

地目 山林

地積 137平方メートル

所有者 明るい農村株式会社

(3) 所在 同所

地番 2798番1

地目 宅地

地積 229.85平方メートル

所有者 明るい農村株式会社

(4) 所在 同所

地番 2798番4

地目 宅地

地積 188.14平方メートル

所有者 明るい農村株式会社

(5) 所在 同所

地番 2799番4

地目 山林

地積 86平方メートル

所有者 明るい農村株式会社

4. 訴訟提起に関する取り扱いでございますけれども、訴訟において上記請求が容認されないときは上訴するものとする。

提案理由でございます。

塩川観光開発有限会社を被告に平成24年(ワ)第533号擁壁設置工事等請求を求める訴訟は市の主張が認められた確定判決により終結したが、第1審口頭弁論終結前日に本件土地の名義を塩川観光開発有限会社から明るい農村株式会社に売却されたことから、この売却行為を詐害行為として明るい農村株式会社を被告として訴えを提起したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第122号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第122号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

次に日程第34 議案第123号 動産の取得について(可搬小型動力消防ポンプ)の内容説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤勝美君)

議案第123号 動産の取得について(可搬小型動力消防ポンプ)でございます。

取得する動産です。可搬小型動力消防ポンプ15台です。

取得金額ですけども2,332万8千円でございます。

契約の相手方 山梨県甲府市伊勢1丁目5番16号

有限会社 中村ポンプ工作所

代表取締役 中村巳春

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第8号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第123号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから議案第123号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第35 同意第12号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第12号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員の任期満了に伴い新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により北杜市小淵沢町2074番地、宮沢長雄、昭和13年11月17日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第12号は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第12号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第36 同意第13号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第13号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により北杜市高根町箕輪2240番地、三井英雄、昭和22年4月16日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

ただいま議題となっております同意第13号は質疑・討論を省略し、採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第13号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第37 同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件および

日程第38 同意第15号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第14号および同意第15号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきまして委員の任期満了および辞職に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により北杜市高根町

東井出280番地、秋山治雄、昭和23年4月24日生まれ。北杜市長坂町長坂上条3053番地、北原正倫、昭和48年9月24日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めています。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第14号および同意第15号の2件は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第14号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第15号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第39 請願第5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

15番議員、中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

請願書の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

平成26年11月25日

手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書

北杜市議会議長 渡邊英子殿

請願者

住所 甲府市大里町4225-1 コアタウン6号

氏名 一般社団法人 山梨県聴覚障害者協会

理事長 小椋武夫

紹介議員 中嶋新

要旨

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけて手話で学べ自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・言及することのできる環

境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

理由

手話とは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながらろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め2011(平成23)年8月に成立した「改正障害者基本法」では「すべて障害者は可能な限り言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また同法第22条では国・地方公共団体に対して情報のバリアフリー化施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ手話で学べ自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

そこで北杜市議会において「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書を国に対し提出されるよう請願する。

以上です。

ご審議の上、ご採択いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第5号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長(渡邊英子君)

日程第40 請願第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

18番議員、小尾直知君。

○18番議員(小尾直知君)

請願第6号

朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

平成26年11月27日

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める請願書

北杜市議会議長 渡邊英子殿

請願者

住所 東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル

氏名 日本労働者協同組合連合会センター事業団

理事長 藤田徹

請願要旨

「協同労働の協同組合法(仮称)」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかなる制定を求める意見書を貴議会において採択し、政府および関係行政官庁宛てにご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由

「協同労働の協同組合」は組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人のつながりを取り戻り、コミュニティの再生を目指す活動を続けています。

国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上がこの協同労働という働き方で20年30年という長い歴史の中で働いてきましたが、自分たちの働き方に見合った法人格がほしい、労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしいと法律の整備を求めて活動を続けてまいりました。

その甲斐があって、この働き方や法人を認めるための協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが全国に広がり、国会で110名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の具体的な検討が始まりました。

この協同労働の協同組合は企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方としての期待や地域のさまざまな課題に住民自身が取り組むための組織として期待されています。私たちはこの法制化の流れを推し進めるために国会での議論と速やかなる制定を強く要望いたします。

誰もが仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、こうした働き方は市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が社会に参加する道をひらくものです。

北杜市議会におかれましては、本請願の趣旨についてご理解をいただき政府および関係行政官庁宛てに速やかなる制度を求める意見書を提出していただきたくお願いいたします。

よろしくご審議の上、ご採択をお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第6号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります経済環境常任委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第41 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任につきましては委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布

の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに各常任委員会を招集いたします。

場所につきましては総務常任委員会は議会運営協議会室で、文教厚生常任委員会は第1委員会室で、経済環境常任委員会は第2委員会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は1時50分といたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時50分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催いたしまして委員長、副委員長が決まりました。

各常任委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。

総務常任委員会委員長に小尾直知君、副委員長に福井俊克君。

文教厚生常任委員会委員長に上村英司君、副委員長に岡野淳君。

経済環境常任委員会委員長に中山宏樹君、副委員長に小野光一君。

以上のとおり、各常任委員会の正副委員長が決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第42 議会広報編集委員会委員の選出について議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報編集委員会委員の選出につきましては、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会広報編集委員会委員に選出することに決定いたしました。

ただいま選出されました議会広報編集委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長を互選の上、議長に報告されますよう、ここに委員会を招集いたします。

場所につきましては、第1委員会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時5分といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会広報編集委員会を開催いたしまして委員長、副委員長が決まりました。

議会広報編集委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。

議会広報編集委員会委員長に秋山俊和君、副委員長に上村英司君と齊藤功文君。

以上のとおり、議会広報編集委員会の正副委員長が決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月17日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時06分

平成 2 6 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 7 日

平成26年第4回北杜市議会定例会（2日目）

平成26年12月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

明政クラブ 坂本 静君
市民フォーラム 岡野 淳君
公明党 内田俊彦君
日本共産党 清水 進君
北杜クラブ 中嶋 新君
ほくと未来 原 堅志君

2. 出席議員（21人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
6番 加藤紀雄	7番 原 堅志
8番 岡野 淳	9番 中山宏樹
10番 相吉正一	11番 清水 進
12番 野中真理子	13番 篠原眞清
14番 坂本 静	15番 中嶋 新
16番 保坂多枝子	17番 千野秀一
18番 小尾直知	19番 渡邊英子
20番 内田俊彦	21番 中村隆一
22番 秋山俊和	

3. 欠席議員

5番 輿水良照

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(43人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
地域課長	仲嶋敏光	税務課長	岩波信司
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
管財課長	中山晃彦	介護支援課長	中嶋登美子
健康増進課長	野牛嶋伸	福祉課長	中山雅史
子育て支援課長	清水永一	環境課長	早川昌三
下水道課長	小尾民司	農政課長	小澤隆二
林政課長	手塚清作	観光・商工課長	清水博樹
まちづくり推進課長	坂本孝典	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	井出良司		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会議務局長 坂本吉彦
 議会書記 清水市三
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

5番議員 輿水良照君は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会は、6会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 明政クラブ、45分。2番 市民フォーラム、45分。3番 公明党、30分。4番 日本共産党、30分。5番 北杜クラブ、75分。6番 ほくと未来、75分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、坂本静君。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

おはようございます。

12月の定例会にあたり、明政クラブを代表して質問をいたします。

今年も早や師走を迎え残り2週間となりました。皆さまにおかれましては年の瀬となり、また寒さも厳しさを増す中、何かとお忙しい日々をお過ごしのことと思います。

今年1年を振り返ると北杜市においても2月の大雪による大変な雪害があり、日本国内各地でも台風や想定外の大雨による水害や土石流被害、大勢の人が登山中、突然噴火した木曾御嶽山の数々の自然災害がありました。犠牲になられた方々に対し心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また暮れを迎え何かと慌ただしい中、アベノミクスによる景気対策と消費税10%への先送りを問うということで衆議院が解散し12月14日総選挙が執行され、予想どおり安倍政権が圧倒的な勝利でした。

引き続き安倍政権には地方創生に力点を置き、庶民の生活が安定する生活優先の施策を講じていただきたいと願っています。

こうした中で、平成16年11月1日に北杜市が誕生してから区切りとなる10年が過ぎました。来年度から地方交付税が段階的に減少していく中で収入に合った健全な財政運営が求められております。本市においては少子化と高齢化が急速に進む中で、財政への健全化に向けた計画的な実効性のある施策を行うと同時に、自然と景観を大切に魅力あるまちづくりを推進していかなければならないと思います。

そこで、市の諸課題について何点が質問をいたします。

はじめに、高齢化社会に向けた地域公共交通のあり方について伺います。

北杜市は面積が広い上に集落が点在しているため、路線バスが通っていない集落が半数以上あります。以前は二世帯・三世帯の家族が同居していてバスを頼らずになんとか買い物や病院などにも行くことができましたが、高齢者や老人世帯が増え続ける中で外出もままならない交通弱者への足の確保は重要な課題であり、市民にとってはなくてはならないものです。

公共交通全体のあり方についての見直しと新規路線の確保を含めて再編成をする必要があると考え、以下伺います。

- 1．高齢化が進む集落が孤立化するのを防ぐために、新たに公共交通のあり方について取り組む必要があると思います。その考えがあるか伺います。
- 2．現在の公共交通バスの利用状況を把握した上で、小型ワゴン車への移行など小回りの利く公共交通への転換を図るべきと思いますが見解を伺います。
- 3．最近、高齢者の運転による事故が多発しており社会問題となっていますが、免許証の自主返納者に対する支援策の考えを伺います。

次に空き家対策の条例化への取り組みについて、お伺いいたします。

去る11月19日に、防災や景観面で問題となっていた空き家対策特別措置法が参議院本会議において成立しました。このことにより倒壊の危険性のある空き家の所有者の迅速な確認や固定資産税の情報照会を可能にするなど市町村の権限を強め、来年の6月ごろには完全に施行するとしています。人口の減少で空き家はますます増えることが予測されている中で地域事情に詳しい市町村に対策を促し、税情報の活用で負担を軽減することにより市町村による立ち入り調査の権限も定めました。

空き家に関しては倒壊の恐れがある、衛生面で有害、著しく景観を阻害しているなど市町村が所有者に撤去や修繕を命じることができると明記されました。国が作成する空き家対策の基本方針を踏まえ、市町村も対象計画を定めることができるとしています。このことについて以前にも質問をしていますが、今回、国の法律で明確化されましたので、市として空き家対策条例を制定する考えはありますか、以下伺います。

- 1．空き家が社会問題化している中で、ようやく国が動き空き家対策が本格的に実施されることになりました。この法律の施行に合わせ本市においても条例化すべきと考えますが、見解を伺います。
- 2．市内において所有者不明で危険な空き家が増えています。実態の把握と危険な空き家の適正な管理を指導していく考えはありますか、伺います。

次に新たな生活困窮者対策（支援）について、お伺いをいたします。

昨年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、来年の4月1日から施行されます。この制度は社会状況の変化に対応するため、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援を強化し第2のセーフティーネットを全国的に拡充し、生活が厳しい方々が抱える問題に対して包括的な支援体系を創設するものであり、生活困窮者に対して自立相談支援事業を中心として個々の生活状況に応じ住居・就労・家計・学習支援等を行うものであります。

具体的には自治体に窓口を設置し、市民からの就労や自立に関する相談に応じながら生活困窮者ごとの個人支援計画を作成し支援することや離職により住宅を失った方に対し、家賃相当の住宅確保給付金を支給することなどが義務付けられています。

また就労支援や家計相談、貧困家庭の子どもへの学習支援などのきめ細かい対応も期待されていることから来年度に向け準備が必要だと考えますが本市の現状を踏まえ、今後の取り組みについて伺いいたします。

1. 厚生労働省の調査では子どもの貧困率は16.3%となっていますが、本市の状況について伺います。
2. この制度の趣旨は生活保護に至る前の段階から早期の発見、早期の支援を行うことにより生活困窮状態からの早期脱却を図ることとしていますが、本市としてこの事業をどのように実施していくのか伺います。
3. 市が実施主体として地域の実情を踏まえ、この事業を実施していくことが必要であると考えます。それには庁内の担当課と関係各課の連携や関係機関との連携体制の確保が重要であると思いますが、どのように考えているか伺います。
4. 生活困窮者自立支援法において必須事業と任意事業がありますが、本市はどのような取り組みをしていくのか伺います。

次に介護の現状と対策について、伺いをいたします。

高齢化が進むことに伴い介護する側も高齢化し老老介護の厳しさや独居老人の問題、引きこもりや精神的に不安な状況も発生し、介護の負担が増加しています。

身体的なケアは程度や症状により認定もしやすく介護の方法も見つけやすい状況ですが、精神的なものには幅広い知識とケアが必要であり、包括的なケアが重要となります。中でも最近では防災無線で行方不明者の放送をされることが多く聞かれます。行方不明の原因として事件性のあるもの、精神的なもの、また認知症による徘徊などが考えられます。厚生労働省では65歳以上で認知症の人は462万人、認知症予備軍は約400万人と推計され、高齢者の4人に1人の割合となります。若年層の認知症も約3万8千人といわれており、根本的な治療は見つかっていません。認知症の原因としてはアルツハイマー型、脳腫瘍などの薬や手術で改善されるものもありますが、早期発見と治療が大切であり早い対策が必要です。市の対応について伺います。

1. 介護予防事業として、どのような取り組みがされていますか。
2. 認知症相談窓口と相談内容はどのようなものがありますか、伺います。
3. 認知症予防の取り組みはどのようなものがありますか。
4. 認知症サポーターの登録要件と登録者の現状を伺います。
5. 認知症サポーターを養成するキャラバンメイトの活動を伺います。

次に最後になりますが、太陽光発電施設の北杜市内の現状と課題について伺いいたします。

このことについては、1万平方メートル以上の林地開発を除いて簡単に設置できるのが現状です。本市においては、今年9月1日に北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱が制定されました。北杜市は日照時間が日本一であり、設置申請が県下でもずば抜けて多く集中しています。先般の山日新聞の記事によると、このまま増え続けると発電量が多すぎて東京電力の既存の施設では接続できなくなるとしています。

要綱の制定前は周辺住宅や行政区に説明もなく簡単に設置されている事例が多く見られ、市内の至るところに設置されています。そうした中で設置後の雨水の排水処理対策が不十分のため近隣住民とのトラブルも心配されます。この現状の中で今後も多くの森林が伐採され、発電施設が乱立している様は、多くの市民がこのままで本当によいのだろうかと思っております。

こうした中、要綱が本市において施行され、今後においては少し歯止めになるとは思いますがどれだけ実効力があるか心配です。特に北杜市の大切な宝物である素晴らしい自然環境と景観に重大な影響を与える可能性を鑑み、その対策について以下、市の見解を伺います。

- 1．現在までの設置箇所数は。
 - 2．今後予定されている箇所数は。
 - 3．斜面に設置されている雨水の排水処理などについての指導の現状を伺います。
 - 4．この要綱が施行されてからどのような指導例がありましたか、お伺いいたします。
- 以上、明政クラブの代表質問を終わります。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

運転免許自主返納者への支援策についてであります。

本市では高齢者の運転については、これまで高齢者が交通事故の被害者であったものが近年は加害者になるような交通事故が多発し社会問題となっていることから、北杜警察署より運転免許自主返納者に対する支援策を講じてほしい旨の要請を受けているところであります。

このことから先般行われた北杜市地域公共交通会議において、運転免許自主返納者への市民バス回数券の贈呈について協議をいただき、実施することとしたところであります。

運転免許自主返納者への支援策として、対象者1人につき1回限り1万円の市民バス回数券を贈呈することとしており、施行については来年4月を予定しております。

次に新たな生活困窮者対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生活困窮者対策の事業実施についてであります。

生活困窮者自立支援法では生活困窮者については現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある方とされております。

本市では平成24年度に市役所内にほくとハッピーワークを開設し、生活困窮者に対して市とハローワークが一体となった就労支援や住居の確保策として、住宅支援給付の支給を行っております。来年度から生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、新しい制度がスタートすることから市役所内に福祉相談窓口を設け相談支援員、就労支援員を配置し、就労や自立に関する相談に応じるとともに離職により住居を失った生活困窮者に対し、家賃相当の住宅確保給付金を支給してまいります。

最後のセーフティーネットである生活保護制度の強化に加え、生活困窮者の自立を支援するいわゆる第2のセーフティーネットを実施してまいりたいと考えております。

次に関係各課、関係機関との連携についてであります。

生活困窮者の支援は対象者の早期把握と早期支援、また継続的な支援が重要であることから個人の自立支援プランを作成する際には税、保険、上下水道担当などで構成する支援調整会議を設置してまいります。

またハローワークとの連携強化はもとより社会福祉協議会、教育委員会、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を図るとともに、地域ともネットワークの構築を行いたいと考えております。

生活困窮者の中には社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない方も多いことから、民生委員や区長にもご協力をいただく中で対象者の早期把握に努めるとともに訪問などを実施し必要な支援を行ってまいります。

次に、介護予防事業の取り組みについてであります。

本市では、介護予防と生活支援を組み合わせた介護予防・日常生活支援総合事業において推進しているふれあい処事業、あんしんお届け事業をはじめとし健康増進維持に力点を置きたいいき運動教室、はつらつシルバー事業、普及啓発を図るための介護予防講演会、出前介護予防講座、身体機能の改善を図るためのふれあい広場、筋力元気あっぷ事業、市民の力で介護予防活動を支える介護予防サポートリーダー養成事業に取り組んでいます。中でもふれあい処事業にあっては先月18日に開催された厚生労働省主催の「第3回健康寿命を延ばそう！アワード」において厚生労働省の老健局長優良賞を受賞しました。これは国民の健康寿命の延伸に大きく貢献したものと評価されたものであり、事業を実施していただいているNPO法人、ボランティア団体の皆さまのおかげと感謝しております。

今後も介護予防・高齢者生活支援の取り組みのトップランナーとして健康長寿日本一を目指してまいりたいと思います。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢化社会に向けた地域公共交通のあり方について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、新たな公共交通への取り組みについてであります。

少子高齢化が加速する中、公共交通としての高齢者の足の確保はますます重要であると考えております。市民バスについてはデマンドバスからの移行後、利便性を高めるための市民要望をいただいております。運行路線上の希望する場所で乗り降りができる自由乗降の実施や路線の延長などを行ってまいりました。しかし抜本的な解決に至っていないことから、デマンドバスにおける利用目的地の分析や乗降調査を行う中で、今後の公共交通のあり方について北杜市地域公共交通会議で検討していくこととしております。

次に、バスの小型化についてであります。

市民バスの運行にあたっては今後ますます高齢化が進むことにより、今以上に集落内へのバスの乗り入れが必要と考えております。

現在の大型車両では集落内へ入り込むことが難しい状況であるため、利用状況を勘案する中でバスの小型化を進めることとしております。

なお、小中学生の通学に併用している市民バスについては、教育委員会と協議を行う中でスクールバスとのすみ分けを行い、バスの小型化を図ることとしております。

小型化後の運行ルートについては市民バスの利用実績や利用者ニーズを見ながら、利便性の向上と効率的な運行体系の確立を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

介護の現状と対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、認知症相談窓口と相談内容についてであります。

認知症の相談窓口は地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士が総合相談窓口を設置し、休日・夜間を含めて毎日対応をしております。特に認知症対応への相談は多くなってきており、毎月の相談件数約50件のうち2割を占めております。

相談内容については、診断を受けるための専門医療機関への紹介や認知症による徘徊、昼夜の逆転など日常生活への適応困難な行動上の問題への対応のあり方、意思の疎通困難による家族の介護負担の増大、介護保険サービスの利用希望、人との交流を図り悪化の予防をしたいなどの相談が主な内容であります。

次に、認知症の予防への取り組みについてであります。

認知症の発症は、加齢が最も大きな要因と言われております。市では閉じこもらないように高齢者が家族以外の方との交流ができる居場所づくりを積極的に進めているところであります。地域の公民館での高齢者対象の事業や仲間と一緒に趣味活動への参加、ふれあい処やふれあい広場などの介護予防事業への参加など、高齢者の希望や生活状況に合った交流の場を紹介しております。

認知症の予防には、生活習慣病対策も重要であります。高血圧などの予防や治療、規則正しい食生活や適度な運動をするなど、普段の生活の中で実践できることは健康教室などで普及啓発をしております。

次に、認知症サポーターの状況についてであります。

登録要件は、市民どなたでも認知症サポーター養成講座を受講していただければ認知症サポーターになれます。本年11月末現在のサポーター数は3,849人で認知症という病気を理解し、認知症の方やそのご家族の応援者として見守りをいただいております。

次に、キャラバンメイトの活動についてであります。

キャラバンメイトは、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える講師役であります。現在57人の市民がキャラバンメイトとして認知症サポーターを育成するための講座を開設し、小中学校で行っている認知症キッズサポーター養成講座に協力していただいております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

新たな生活困窮者対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子どもの貧困率についてであります。

厚生労働省がまとめた国民生活基礎調査では、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す子どもの貧困率が平成24年に16.3%と過去最悪を更新しました。この調査では県単位、市町村単位での統計はないため本市の子どもの貧困率は出ておりません。

次に、事業内容についてであります。

必須事業である自立相談支援事業については、福祉相談窓口の相談支援員が生活困窮者からの相談を受け個人の自立支援プランを作成し、各種の支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行い、自立に向けた支援を行ってまいります。また離職により住居を失った生活困窮者に対し、家賃相当の住宅確保給付金を支給してまいります。

任意事業である就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援事業については現在、民間のボランティア団体などが実施している事業とも連携する中で、個々の相談に応じながらニーズを把握し、実施について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設の北杜市内の現状と課題について、いくつかご質問をいただいております。はじめに、現在までの設置箇所数についてであります。

市内の10キロワット以上の太陽光発電設備の導入件数ですが、経済産業省が本年8月末時点で公表した導入件数は482件となっておりますが、市が把握している箇所は公共施設を含め336件であります。

次に、今後予定されている箇所数についてであります。

経済産業省が設備認定した件数のうち未導入となっている件数は3,607件あります。しかし、この中には行政機関および東京電力と協議が行われていないものや地権者と協議が整っていないもの、また重複しているものなどがありますので、今後も引き続き導入状況について確認をしてまいりたいと考えております。

次に、雨水処理等への指導の現状についてであります。

これまで近隣住民等から災害等を懸念しているとの連絡が数件ありましたが、現地を確認し状況を把握した上で施工中の事業者に対し、要綱を遵守するよう指導をしたところであります。また本年9月に2週間連続接近した台風による被害状況を確認しましたが、崩落の恐れがあり危険と思われる施設はありませんでした。

次に、指導例についてであります。

現地確認の結果、施設の中には電気事業法で定めているフェンス等の設置がされていない事業者がありましたので、施設改善などの指導要請を経済産業省へ依頼するとともに、市でも指導したところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

空き家対策の条例化への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、条例化についてであります。

全国的に老朽化している建築物については適正な管理がされていないものが多く防災・衛

生・景観などで地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。このような状況の中、空き家等対策の推進に関する特別措置法が先月19日に成立しました。市町村には空き家への立ち入り調査および空き家の所有者を把握するために、固定資産税情報の内部利用などが盛り込まれております。今後、国の基本的な指針およびガイドラインが示されますので、それらを踏まえて市の空き家等対策計画の策定などを検討してまいります。

次に、空き家の把握と適正な管理の指導についてであります。

現在、固定資産家屋全棟調査を行っていることから、その調査結果などを踏まえて実態の把握に努めるとともに危険な空き家に対する指導については今後、策定を検討する空き家等対策計画において検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

再質問をさせていただきます。

最初に高齢化社会に向けた地域交通のあり方についてのうち当市は今、市民バスが走っているわけですが、大変広い地域ということ、それから高齢化が進んでいること、またデマンドバスから移行いたしまして1年9カ月が経ったところであります。先ほどの答弁でも地域公共交通の検討会の中で、さまざまな検討をしているということをお聞きしました。そういったところですが、やはり路線から遠い地域なども多々ありまして、これから率直に申し上げて廃止になったデマンドバス、これについて再度、特に必要な場所等が住民の方から、またさまざまな方々からぜひ再開してほしいというふうな声もありますので、そのような運行が考えられるかどうか、再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

それからバスの小型化の件ですが、これにつきましてもやはり広い北杜市ということと高齢化が進み孤立しているような地区もたくさんあるということで、先ほども答弁の中にもありました小型化も検討しているとのようでございますが、この小型化に関しましては一時も早い採用をしていただいて、地域の住民の方々が利便性を高めていただきたいということでございますので、この導入時期についても検討されているのであればお聞きをしたいと思っております。

この件につきまして、2点よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

坂本議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目のデマンドバスの必要性、ならびにそれについての再開の要望等の住民の声があるということでございますが、たしかにデマンドバスにつきましては実証運行等が終了いたしまして、現在は以前と同じ市民バスの運行形態に戻っております。そのような中で特にデマンドバス再開という声も中にはございます。しかしデマンドバスにつきましては財政負

担、ならびに委託先でありますタクシー事業者の経営の圧迫等々の問題がありまして、地域公共交通会議で審議をいただく中で継続を断念したという経過がございます。このことは私どもにとっても重く受け止めなければならないと考えております。今後は先ほども答弁いたしましたけれども運行ルートの見直し、バスの小型化も含めまして市民の皆さまの要望を聞きながら地域公共交通会議で検討してまいりたいと考えております。

また2点目のバスの小型化について導入時期ということでございますけれども、スクールバスとのすみ分けもございまして、私ども今、考えておりますのは早ければ平成28年度から小型化を進めて、より利便性の向上ならびに効率的な運行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

それでは次の再質問に移らせていただきますが、新たな生活困窮者対策（支援）ですね、これにつきまして先ほどもご答弁をいただきました。そんな中で、北杜市では24年度に市役所内にほくとハッピーワークを開設し、生活困窮者に対して市とハローワークが一体となった就労支援、住居の確保策等として住宅支援給付の支給を行ってきたという現状であります。そんな中で現況は就労支援の対象者はどのくらい、何人くらいいたのか。また実際に職に就けた人はどのくらいいたのか。また住宅支援給付者ですね、これにつきましても幾人くらいの方に支給をされたのか。またこの点につきまして総合的に今後も続けていくと思うんですが、これからも続けていかれるのかこのへんを再度お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

ほくとハッピーワークの生活困窮者等の利用数と就職者数、また現在行っている住宅支援給付事業の件数と支給額についてという質問であります。

まずほくとハッピーワークの生活困窮者等の利用数および就職者数でございますが、平成24年度につきましては6月から実施しておりますので利用者数は20人で、就職された方は12人ございました。それから25年度につきましては利用者数は63人で、就職者数は22人。26年度の11月30日現在の状況は利用者数が38人で就職者数は25人であり、平成24年6月から本年度の11月末現在において、59名の生活困窮者の方が就職に結びついたというような状況になっております。

このほくとハッピーワークは、福祉の視点から雇用対策にしっかり取り組んでいこうという思いから行っている事業でございまして、取り組みが身近な市役所で就労支援につながるということで、一人でも多くの方の就労に結びつくよう今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

また住宅支援給付事業の件数と支給額でございますが、平成24年度につきましては2件で

17万9,400円。平成25年度につきましては3件で19万6,186円。平成26年の現在時点では支給はございません。この事業は本年度までの事業であり、来年度からは住宅確保給付金として離職者に住宅、離職をしたことによって住宅を失った、または恐れのある生活困窮者に支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

それでは再質問でございますが、太陽光発電施設の北杜市内の現状と課題についてのうち先ほどの答弁でもさまざまな場所に指導をされたということがございました。その中で9月に制定された要綱に基づいて雨水処理などの指導をされたようですが、その雨水処理の具体的な内容ですね、例えば近くに排水できる川があるとかないとかというようなこととか、そのような場所、具体的な指導の内容をお知らせいただきたいのとそんな数が何カ所ぐらいあったのか、これも併せてよろしくお答え願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

坂本議員の再質問にお答えいたします。

具体的な内容、指導ということでありますが、災害などを懸念しているとの連絡箇所は長坂町において1カ所、小淵沢で2カ所、高根町1カ所、大泉町1カ所の計5カ所ありました。具体的な指導内容については施工中のため、施工事業者へ排水路の確保やフェンスの設置等について依頼要請をしたところであります。

また台風による被害状況の確認箇所は高根町が2カ所、長坂町2カ所、小淵沢町3カ所の計7カ所です。また指導として、経済産業省への指導要請は電気事業法で定めた50キロワットアワーと想定される箇所を選別しまして高根町1カ所、白州1カ所の計2カ所についてフェンス設置の指導について要請をしてみました。

次に長坂町ということではよろしいでしょうか。長坂町の本町付近の太陽光発電施設建設に当たりまして11月、地元住民より電話にて問い合わせがありました。私と課長担当の3名で当日、現地調査を行い、現地には事業者がおりましてパネル設置場所は斜面で地元住民が木を切ってしまうことによる土砂の流出などを心配していることを事業者に伝えました。また事業者も水処理については今後の状況を見ながら対応していくことを約束していただきましたし、当面考えているのが状況を見ながら土水路等で対応すると、そういう内容でありました。

また近隣住民への説明も一通り、この事業者は行っておりますが必要であれば何度も説明にお伺いするとのことでありましたので、今後地元住民からまた問い合わせがあった場合など連絡を取り事業者に説明をしていただくこと、そのような話をしてあります。またさらに市からフェンスを設けるよう指導をしたところです。

その他としては農地転用や伐採届、太陽光発電設備の届け出は提出してありましたが、景観条例に基づく建築物や工作物などの届け出が未提出でありましたので、現在その指導をしたと

ころであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

保坂多枝子君の関連質問を許します。

○16番議員（保坂多枝子君）

まず生活困窮者の就労支援についてですが、先ほどほくとハッピーワークの話が出ました。実際にほくとハッピーワークに相談に行き就労ができて大変、喜んでいただいていたという例があります。そのときに、相談にうかがったときに予約が必要ということがございまして、その開設時間、どのようなときにどのような時間でというふうなことをお聞きしたいと思います。

それから介護の現状についてなんですが、キャラバンメイトの協力をいただいて小中学校で認知症のキッズサポーター養成講座でしたか、そのような講座をいただいているようなんですが、子どもたちに認知症を理解していただくということ、これは核家族化が進んでお年寄りとの接触が少ない日常の中で非常に大切なことであると考えています。講座についてですが、どこでどのような講座をいただいているのか、お聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の関連質問にお答えします。

ほくとハッピーワークの開設状況についてということでございます。

このほくとハッピーワークは平成24年の6月から開設しているんですが、そのときには予約制で実施をしておりましたが、昨年の25年4月からは月曜日から金曜日、毎日9時から午後5時まで行っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂議員の関連質問にお答えさせていただきます。

キッズサポーター養成講座、どこで開催しているかということだと思います。

平成25年度の実績ですと市内の中学校5カ所、これは1年生を対象に行っております。それと小学校は7カ所、4年生を中心として高学年を対象に行っています。合計で12カ所で行いました。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

関連質問をさせていただきます。

最初に高齢化社会に向けた地域公共交通のあり方について、次に空き家対策の条例化への取り組みについて、最後に太陽光発電施設の市内の現状と課題について3項目、関連質問をさせていただきます。

最初に地域公共交通には鉄道、バス、タクシーがあります。しかし、本市ではバス停から遠く離れていてバス停に行くのが困難でバスを利用できない高齢者などの市民がたくさんいます。特に交通空白地区、交通不便地区では足がないので自由に移動ができずに困っている高齢者が大勢います。週1回でもいいので各地区集落の公民館等をバス停として最寄りの駅や病院、買い物ができるような仕組みづくりの検討ができないでしょうか。

例えば週に一度、各地区公民館をバス停とした小型バスの運行、タクシー会社と連携した相乗りタクシーなど試行運行などの検討。

もう1点ですが、現在の市の公共バスの利用状況が少ない原因の1つとして便が悪いこと、買い物等に対応したダイヤとなっていないこと、最寄りのバス停や運行内容があまりよく知られていないことなどがあると思います。市民の日常生活の足として本来の役割が十分に果たされていないのが実情だと思います。

例えば南部巡回線は使い勝手が悪く一方通行で帰りの便がないなど、見直しが必要だと思いますが見解を伺います。

次に空き家対策の条例化への取り組みについて、先ほど空き家等対策計画の策定を検討していくとの答弁でしたが、このほど国で空き家対策法が策定されました。現時点では条例化は考えていないとの答弁だと思いますけども、空き家対策法が制定されましたので市も法律の施行に合わせて条例化への準備を進めるべきと思います、改めて条例化に向けての見解を伺います。

最後に太陽光発電施設についてですが、先ほど長坂町本町地区についての指導内容の答弁がありましたけども、この場合、私は現場を見ましたけども山林で急斜面、人家が密集した箇所であり、大雨等の災害時はちょっと危険ということでその旨、指導したことを聞いていますが、これについては土地の形状をかなり変えています。造成していますので、私は宅地開発条例に抵触する恐れもあるのではないかと考えています。太陽光については山林等を伐採して土地の形状を変えずに設置している場合もありますし、いろいろな場面があります。ぜひ太陽光、先ほども導入箇所が482カ所、市が336カ所を把握しているということで146カ所についてはまだ把握されていない箇所もあると思います。ほとんどが災害の危険はないとは思いますが、特に急斜面に設置した場所については電柱がちょっと斜めになったり、突っ張り線がかなり変化したり、かなり危険な場所も先ほど7カ所とか5カ所、説明がありましたがあると思いますので、指導要綱については強制力はありませんが、ぜひそのへんが対応できるような姿勢。今後も先ほど認定件数が3,607件で重複した部分もあると思いますが、まだここに多くの太陽光が設置されると思います。ぜひ充実した指導をするには条例化、例えば先ほどの宅地条例で指導できると思うんですが、そのへんについてもちょっと答弁を求めたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

まず第1点目、公共交通の空白地区、ならびに交通の不便地区があるということでそれに対する対策案はどのようなものがあるかというご質問でございます。

これにつきましては、先ほど答弁の中にもございましたようにバスを小型化しまして極力集落内へ、大型バスでは入れないところに入っていったりして利便性の向上等を目指してまいりたいと考えております。

またそれにつきましては極力、自助・共助・互助ということで市民の皆さまの協力体制が不可欠なものと思っておりますのでそのへんもぜひ協力のほうをお願いしたいと思っております。

2点目でございます。市民バスの運行ルート等が知られていないけれども、それをどうするかというご質問でございます。

それにつきましては、平成26年度からNTTの協力によりましてタウンページ、電話帳でございますけれども、それに北杜くらしの便利帖ということで、その中に路線図、これはカラーで分かりやすく掲載してありますけれども、路線図ならびに時刻表等を掲載しておりますので、そのへん市民の皆さまにもそういったものを活用していただいて、私どもとしてもそういった形で周知を図っていきたいと考えております。

最後の3点目でございます。南部巡回線の検討につきまして。

これにつきましては、市民の方からも時計まわりの一方通行で不便を感じているという意見もいただいております。これにつきましては一周、約1時間かかりますので反対ルートに行くにも10分で行けるところが50分かるとい形になってしまいますので、このへんにつきましては双方向でのバスの運行が望まれているということがございます。これにつきましては、新たにバスを購入したりする必要性もございますけれども、接続するほかの路線との運行ルートも含めまして、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の関連質問にお答えをいたします。空き家等対策の条例化についてであります。

これにつきましては、先ほどの答弁とダブる部分がございますけれども今後、国の基本的な指針およびガイドラインが示されることから、その内容を把握いたしまして必要があれば条例化、あるいは要綱でよいのか等の検討をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

長坂町本町については相吉議員も地元ということでお話しいただいて、この場所については土地の形状がたしかに急であります。先ほども再質問の中で具体的にこの地区については状況をお話したわけですが、当面このような急斜面等を事業者が太陽光を設置するというような箇所は、今の段階で市が把握している中では少ないと考えております。したがって今後も関

係部署と協力しまして定期的な現地確認、パトロールなどをしましてこれらの箇所については事業者にも今後、詳細に指導をしていく、そのように考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

市民フォーラムを代表して以下、大きく5項目について市長のお考えを伺います。

先ほどの明政クラブの答弁の中で一部重なる内容があるかと思いますが、大切なことだと思いますので、あえて再び聞くこともあろうかと思いますがお許してください。

まず第1番目として、北杜市10年の区切りに当たり3点お聞きいたします。

この間、人口の減少とそれに伴う少子化の進行により長坂町の小学校は1校に統合されました。今後も引き続き各地域の保育園、小中学校の統廃合が視野に入っていて、子どもたちの教育現場では大きな変化が起きる可能性があります。

一方では社会の高齢化がますます進み医療、介護あるいは交通弱者の移動手段の確保などお年寄りを中心とした課題は深刻です。そして北杜市の重要な基幹産業である農業もまた担い手の減少や野生鳥獣の被害の増加など、その行く手には大きな壁が立ちはだかっています。こうした状況で迎えるこれからの10年の北杜市の将来像をどのように描いているのか、まず伺います。

次に北杜市は都市部からの移住希望先として非常に人気が高く、今後も市外から移住してくる住民の増加が見込まれます。しかし、もともとこの地に生まれ育った住民の皆さんと市外から移住してきた住民の皆さんとの間には、当然ながらそれぞれに育ってきた文化や感情、価値観の違いがあります。この違いを越えて先祖から営々と積み重ねてきた地元の力と新しく入ってきた人たちのスキルを融合させ、協力と信頼関係を築くことがこれからの北杜市のまちづくりの重要な鍵だと思いますが、この考え方について見解を伺います。

次に、市長の説明責任について伺います。

厳しい財政状況からさまざまな行政サービスが低下しており、サービスは高く負担は低くというキャッチフレーズのもとで合併効果を期待した多くの市民は、失望感も持っているのではないのでしょうか。市長のお考えと異なる考えを持っている市民の方も少なからずいるのではな

いかと思います。そうした市民からのさまざまな意見や気持ちを汲んだ上で説明責任を果たすことは、今後の市民との協働によるまちづくりを進める上で大変重要なことだと考えますが、市長は市民との対話をどのように行ってきたのかを伺います。

2番目として、地上設置型太陽光発電施設についてお聞きします。

まずはじめに先月28日付けの新聞報道によると、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱の制定後、北杜市に届けられた件数は設置後が58件、施工前が52件の計110件。面積は57.5ヘクタールとなっています。先ほど明政クラブの質問に対しての答弁もありますように、その後市の把握している件数が増えたかのように伺いましたけども、もう一度伺います。

一方ですでに市内には約400を超える施設が設置、あるいは計画されているという情報もあり、こうしたことを考えますと今、市が掌握できているのは25%ということになります。先ほどの答弁で数字がもう少し上がっているようにお聞きしましたが、もう一度そのへんの数字をお聞かせください。

また市内には、経産省が太陽光発電施設として認可した件数が4千件以上あると公表されています。こうしたことに基づいて、現時点での要綱を制定した効果と課題について市の見解を伺います。

次に、要綱制定の柱でもある届け出をされた発電施設に関する台帳の閲覧は情報開示請求すれば可能なのかどうか伺います。

次に電気事業法で施設の周囲に柵を設置するなどの安全対策が示されています。市内の施設でまったく柵のない施設や人の出入りが自由な状況のものも見られます。先ほどの答弁にもありましたが、こうした施設があれば市民を巻き込んだ事故等の心配が考えられますがそういう危険性はないのか、市の指導がどういうふうに行われているのか、もう一度お聞かせください。

次に施設設置に関しての市の指導を強めるために、景観条例にその施設を位置づける必要があります。ところで市は議会に対し施設設置抑制策として自治体で初めて条例化をした大分県の由布市の対応について、条例設置後すぐに業者から訴訟を起こされ市の敗訴が濃厚だ。したがって条例制定はリスクが高いと説明し、施設の条例化に消極的な姿勢を示しました。由布市敗訴の件は事実でしょうか。由布市の裁判について、市が議会に説明した根拠について詳細にお示ください。その上で、太陽光発電設備を景観条例に位置づけることについての市の見解を伺います。

次に、去る11月29日に須玉ふれあい館で開かれた北杜の自然環境と景観を考える講演会の中で太陽光発電問題に市民の大きな関心が寄せられ議論されました。市はこの講演会の内容を把握し、これらの市民の声を受け止め政策に反映する考えはありますか。

また、景観問題やまちづくり問題で提言する組織として北杜市まちづくり審議会が設置されていますが、この審議会の意見を聞かなくてもよいのでしょうか。現在、まちづくり審議会はどのように運用されているのか併せて伺います。

3番目として、子ども・子育て支援新制度について伺います。

はじめに市の基本的な考え方を伺います。

子ども・子育て支援新制度に基づく対応の中で、乳幼児期の教育という言葉が目につきますが北杜市の幼児教育というのは、どういうものなのかをお聞かせください。

次に北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第3条には、家庭的保育事業等を利用している乳児、または幼児が明るくて衛生的な環境において素養があり、

かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するとあります。その中の素養とは何を言うのか。また適切な訓練とは何なのか、伺います。

次に妊娠中から始まると言われている親と子、特に母親と子どもの関係について新しい子ども・子育て支援制度の中では北杜市はどのように考えているのか具体的なお考えを伺います。

子どもが親、特にお母さんに甘えるということの意味、甘えがその後の親子関係や子どもの成長に及ぼすと言われることを新しい保育環境の中では、どのように取り入れていくのでしょうか。

次に子ども・子育て支援法に基づく市の新しい保育の必要性の認定に関する基準に該当するかどうか否かのチェックは、誰がどのように行うのでしょうか。基準は現行に比べ緩やかになっていますが、未満児も含め基準にかなうものはすべて受け入れるのか。あるいは優先順位のようなものがあるのか伺います。新しい認定基準に北杜市の3歳以上の子どもの何%が該当するのでしょうか、伺います。

保育の必要性が認められない子どもを市はどうやってフォローするのでしょうか。市立保育園しかない現状では、保育の必要性が認められない子どもの幼児期のあり方を考慮していないことになりはしないか危惧しますが、市の考え方をお聞きします。

次に放課後児童クラブの対象学年が6年生まで拡大することに伴い、大泉などでは施設の増設が検討されています。放課後児童クラブは子ども・子育て会議の重要テーマのはずですが、8月以降、この会議は開催されていません。市長は今定例会の所信で、放課後児童クラブは子育て支援策として重要な施策だ、子ども・子育て会議の意見を聞きながら施設整備を行うと表明なさいましたが、なぜこの会議が開催されないままに大泉や高根の施設の増設が決められたのでしょうか。その理由を伺います。

第4番目として、社会的な援護を必要とする人々に対する社会福祉のあり方についてお聞きします。

はじめに平成27年4月より施行される生活困窮者自立支援法では、自立相談支援事業と住居確保給付金が必須事業とされていますが、北杜市ではこれらの事業をどのような形で行うのか、これも先ほどの明政クラブの答弁とダブるかもしれませんが改めてお聞きします。

次に自立相談に来る多様な人々の多様な生活課題に対応するためには、従来の対象者別・属性別の縦割り福祉制度から脱却することが必要だと思いますが、その対応についてお考えを伺います。また生活に困窮している市民は、自ら市役所に足を運んで支援を求める気力が萎えていたり、周囲もその状況に気づかないというケースが多くあると予想されますが、支援対象者の把握や支援をどのように考えているのでしょうか。

次にすでに生活困窮者自立支援法の趣旨に則った事業が民間で行われていますが、市として把握していることはありますか。またその事業や団体に対する支援策は何かお考えでしょうか。

次に社会的な援護を要する人々を広く考えると従来の制度の狭間に陥っている市民、例えばニート、ひきこもり、高校中退者といった人々が相当数いるのではないかと考えています。そうした人の数や対応について、どの程度把握しているのか伺います。

また民生児童委員等の役職以外で、支援対象者と行政等をつなぐ役割を担っている方たちがいらっしゃいます。そのような人たちへ市として、例えば経費の一部などなんらかの支援は考えられないか、お考えを伺います。

最後に、公共交通について伺います。

デマンドバス廃止を受けて質問が集中した平成24年12月定例会で、市長は市民フォーラムの代表質問に対し個人、あるいは地域でできることはそれぞれに努力してほしいと答弁、また当時の企画部長も最寄りのバス停までなんらかの方法で行くような努力をしてもらうしかないと答弁しています。交通弱者というべき市民にとっては大変厳しい答弁だと思いますが、その市民の皆さまが現在どのような状況にあるのか把握しているでしょうか。

やむを得ず家族や友人知人に送迎をお願いした場合、事故に対する責任などリスクが増加することが考えられますが、この点についてはどのように考えているでしょうか。こうした市の姿勢のもと市として自助、共助推進の取り組みや市民への呼びかけなど何らかの取り組みを検討されているのか。市内での自助、共助の事例はどのようなものがあるのか伺います。また移動手段について自助、共助の取り組みをしている地域や団体があれば活動そのものを認め、知的支援を行うなどの考えはあるのか併せて伺います。

次にデマンドバスを廃止する際、バス停から遠い人、障害を持つ人など市民バスを利用したくても利用できない市民を救済する措置がないことを認めた上で、いったん市民バスを既定の路線状態に戻すと答弁をなさいました。こういう場合のいったんという言葉は一時的、あるいは暫定的な措置と捉えられると思います。暫定措置として市民バスを復活させルートを多少変更し、自由乗降を導入したとしてもその後デマンドバスに匹敵するような交通弱者救済策をどのように考えているのか、改めて伺います。またデマンドバス廃止に際し、市民の声を反映するために約300人にアンケートを実施しましたが、廃止後の市民の声はどのようなものがあるのか、調査をしているのでしょうか。その調査結果も併せて伺います。

次にデマンドバス廃止の理由の1つに、タクシー事業者の経営への深刻なダメージが挙げられました。デマンドバス導入でタクシーの利用客、あるいは売り上げはどのくらい落ち込んだのでしょうか。また廃止後にはタクシー業界の業績はどう回復したのでしょうか、伺います。

甲州市では全域ではないにしても、当時の北杜市のシステムと同じシステムでデマンドバスを維持し続けています。甲州市にできて北杜市にできない理由はなんだというふうにお考えでしょうか。

次に今年の9月に政府は交通政策基本計画の原案の中で、デマンド交通の導入数を2020年度には全国で700市町村にするという目標を立てています。2013年度の311町村の2倍強の数字です。この計画は交通政策基本法の中で政府に対し閣議決定および国会での報告が義務付けられるものですが、その基本方針の1つとして豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現ということを謳っています。つまりデマンドには限りませんが、使いやすい交通を考えなくてはならないという国の基本方針があるわけですが、こうした国の計画に対し、市はどのように考えるのか見解をお尋ねします。

次に病院バスについて伺います。

市民グループから病院バスの利便性改善を求める声が出ていますが、どのような可能性が考えられるのでしょうか。医師会との調整が必要だということですが、その件については合併直後の病院組合議会でも話が出ました。この10年間に医師会とどのような協議をしてきたのか伺います。病院バスは市立病院の患者を運ぶことのみについて認可は受けているはずなので料金の有無にかかわらず市内のさまざまな病院への送迎は不可能なのではないかと思いますが、実現の可能性はあるのか伺います。

次に市民バスについては、生徒児童との乗り合いによる混雑や一方通行の循環バスの改善を求める声があります。先ほどの答弁でも検討するようなことをいただきました。改善の計画があるのでしたら、その内容を具体的にお示しいただければ幸いです。

次に、この4日に開催された北杜市地域交通会議の内容について伺います。

会議で示された今後の運行の基本的な考え方の中では、車両の小型化により主な目的地と地域を結ぶ新たなダイヤや運行ルートを検討するとありますが、この地域とは具体的に何を指すのか、お聞きします。また検討するのはどのような路線でいつから実施するのか、その内容も併せて伺います。

次に65歳以上の高齢者の運転免許証の自主返納についてですが、対象者の数を何人と想定していて、そのうちの何%の方が免許を返納する見込みなのかお尋ねします。運転免許を返納し、車を運転しなくなった代わりに移手段のサポートとして市民バスの回数券を進呈するというになっています。先ほどの答弁では1回限り1万円分というふうな内容でした。そのことについて、もう一度念のために伺います。

以上、市民フォーラムの代表質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市10年の区切りに当たって、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これから先10年の将来像についてであります。

市の将来像については総合計画において位置付けており、平成19年度から平成28年度までの第1次北杜市総合計画では、北杜市づくりの基本コンセプトとして人と自然と文化が躍動する環境創造都市を掲げ、将来像の実現のため8つの杜づくりを施策の大綱と位置付け、新しいまちづくりを推進してきたところであります。

今後の10年については、人口減少や急激な少子高齢化の到来による社会変化をふるさと存亡の危機として意識する中で、定住の促進や少子化対策に取り組むとともに引き続き財政健全化を主体に置き、小さくとも光り輝くふるさと北杜市の実現に向け、平成29年度以降の第2次北杜市総合計画を策定していくこととしております。

次に、移住者との融合によるまちづくりについてであります。

北杜市は雄大な山岳景観や長い日照時間、清らかな水など豊かな自然環境と首都圏からの利便性が注目され、移住希望者が他の自治体に比べ大変多い地域であります。

最近では退職後の第2の人生の生活ステージとして本市に移住する方々も少なくないほか、恵まれた自然環境で子育てをしたいとのニーズから30代・40代の世代において移住を検討する動きも見られ、また20代前半の新規就農者などの移住希望者も増えており、その関心の高さが感じられます。移住された方々の中には芸術・文化や観光、農業などのさまざまな分野において地域の新たな人材として活躍をされている方もおられます。

北杜の地で暮らし、そして北杜を愛する同じ仲間としてお互いに尊重し合いながら、それぞれのスキルを生かして元気なまちづくりに向け、この地で生まれ育った方々と協働していただくことが重要だと考えております。

次に、市の幼児教育についてであります。

幼児教育とは子ども・子育て支援法において、幼稚園等において行われる教育をいいます。本市に幼稚園がないことから幼児教育に代わる教育として国の保育所保育指針をもとに北杜市保育課程において健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの教育を示し、保育園の集団生活の中で自分の言葉で表現する力、人と親しみ支え合う心を養うなどの教育を実践しております。

次に、市民バスの改善計画についてであります。

現在、児童生徒の通学利用による混乗の見直しを行うこととしており、段階的に市民バスとスクールバスのすみ分けを図ってまいりたいと考えております。

また、循環バスの改善については要望をいただいているところでありますが、車両の確保や経費の増大などの課題がありますので他の路線の運行ルートを含め、今後、北杜市地域公共交通会議にて検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

これまでの市長と市民の対話についてであります。

市民の皆さまがあらゆる問題に関して、多種多様なご意見をお持ちであることは十分理解し重要だと認識しております。

主な対話の機会としましては議会終了後に市政報告会を年4回開催し、そこで市民の皆さまからご意見をいただいております。併せて市ホームページや本庁・各総合支所において市長への手紙も随時受け付けており、昨年度は119件を受け付け、その都度お答えしております。今後も市民の皆さまとの対話に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

公共交通について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共交通の現状についてであります。

デマンドバス廃止後の状況は、市民バスの利用実績からデマンドバス利用者の約4割がタクシーおよび家族や知人の送迎になったと推測しております。家族や知人の送迎については、相互の了解の中で乗車しているものと思っておりますので課題であるとは考えておりません。

公共交通には限界があることから、引き続き地域などお互いに助け合う取り組みにご協力をお願いしたいと考えております。

自助、共助については市内には団体として取り組んでいる事例はありませんが、個人が互助の精神でお互いに助け合っていることは承知しております。全国的には地域内の住民が組織的に助け合う取り組みもございますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、交通弱者の救済施策についてであります。

利用者の声を聞く中で、バス路線の運行ルート上であれば希望する場所で乗り降りができる自由乗降制度を拡大するとともに、路線の延長などを行ってまいりました。市民要望や定期的な乗降調査の結果から運行路線の見直しが求められているところであり、今後も定期的な調査を行いながら、運行ルートの見直しを検討することとしております。

次に、タクシー業界の業績等についてであります。

売り上げなど業績の変動には、景気の動向などさまざまな要因が重なっていることが考えられますが、タクシー業者からの聞き取りでは、デマンドバス廃止後は業績は悪化していないとのことでした。

デマンドバスの運行を継続している自治体と本市では面積や地理的条件、道路事情など相違している部分が多く、一概に比較できるものではないと考えております。

次に、政府の基本計画に対する考えについてであります。

計画では「地域の実情を踏まえた多様な交通サービスの展開を後押しする」として、その施策の1つがデマンド交通の導入としております。本市においても利用者ニーズや地域の実情などを把握しながら公共交通のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、北杜市地域公共交通会議における基本的な考え方についてであります。

地域とは、地区公民館分館などを想定しています。スクールバスとのすみ分けやバス車両の老朽化に伴う小型化に併せて運行ルートを検討してまいりたいと考えており、平成28年度以降段階的に進めることとしております。

次に、運転免許証の自主返納についてであります。

65歳以上の運転免許証の保有者数は本年10月現在で1万470人です。昨年度、自主返納した方は43人であり、おおむね0.4%となっております。また、自主返納者は増えつつあると北杜警察署から伺っているところであります。

運転免許自主返納者の支援策として、対象者1人につき1回限り1万円の市民バス回数券の贈呈を行うこととしております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

病院バスの利便性改善についてであります。

市民グループからは、病院バスの新たな路線の設定やバスの増便などの要望をいただいておりますが診療時間への影響、民間運送業者への配慮、財政負担、地元医師会への配慮などの課題を解決する中で、利便性の改善の可能性を今後も検討していかなければならないと考えております。

また地元医師会との協議については、甲陽病院と医師会との正式な協議は行っておりません。

なお、病院バスで市立病院以外の医療機関への送迎については、市立病院の患者さんのみの送迎を目的として運行していることから、他の医療機関へ患者さんを送迎することは考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

はじめに子ども・子育て支援新制度について、いくつかご質問をいただいております。

条例の規定についてであります。

素養とは普段の練習や学習によって身に付けた技能や知識のことであり、適切な訓練とは保育士等が受講する研修などをいいます。

次に、親と子どもの関係についてであります。

親と子の関係についてはかけがえのない尊いものであり、乳幼児期の子どもには親と関わる時間が長いことが大切であると認識しております。しかし親の就労の拡大などに伴い保育ニーズは増大、多様化していますので実態に応じた保育サービスなどの提供が必要であると考えております。

次に、甘えについてであります。

子どもにとって親は甘えられる存在であるのは当然であります。親から離れての保育園での生活は集団活動を通じての社会性、自主性を養う場であると考えております。

次に、新しい保育の基準等についてであります。

新しい保育の必要性の認定については保護者から提出された保育園入園申込書に基づき、子育て支援課において審査を行います。保育の必要性が認定された児童は、原則としてすべて受け入れることとなりますが、申請者の希望や施設の利用状況等に基づき利用調整をすることとなります。

次に、新しい認定基準についてであります。

新しい認定基準に該当する3歳以上の子どもの割合は本年4月現在で83%であり、来年度においても本年度と同様の割合であると考えております。

保育の必要性がない子どものうち幼児教育を希望する場合は、市外の幼稚園へ通園していただくこととなります。それ以外の子どもについてはファミリーサポートセンターや保育園での一時的な預かり、保護者と一緒のつどいの広場や地域子育て支援センターの利用など、ご家庭の事情に合わせた子育て支援サービスを利用していただくこととなります。

次に、大泉放課後児童クラブについてであります。

8月29日に開催しました第3回北杜市子ども・子育て会議では、定員の弾力的運用や指導員の確保とともに小学校の空き教室などを活用する施設の確保を図りながら、早期に対象年齢拡大に対応するという方針を了承していただいたところであります。

このことから学校施設や近隣の公共施設の活用を関係機関と検討した中で、高根西および泉小学校区については、小学校の空き教室や近隣の公共施設の活用ができないことから、早急に対応するために隣接地に新たな施設を増設し、対応することといたしました。

次に社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生活困窮者対策の必須事業の実施についてであります。

必須事業である自立相談支援事業については、福祉相談窓口の相談支援員が生活困窮者からの相談を受け個人の自立支援プランを作成し、各種の支援が包括的に行われるよう関係機関と

の連絡調整を行い、自立に向けた支援を行ってまいります。

また離職により住居を失った生活困窮者に対し、家賃相当の住宅確保給付金を支給してまいります。

次に、多様な生活課題の相談への対応等についてであります。

生活困窮者の支援については個人の自立支援プランを作成する必要があるため、税、保険、上下水道担当などで構成する支援調整会議を設置してまいります。生活困窮者の中には社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない方も多いことから民生委員や区長にもご協力いただく中で対象者の早期把握に努めるとともに訪問などを実施し、必要な支援を行ってまいります。

次に、民間事業の把握と支援についてであります。

民間ボランティアの方々には、学習支援事業や食糧支援事業などを実施していただいております。

今後、新制度における任意事業等で取り入れることが可能であるかを検討してまいります。

次に、制度から外れた困窮者への対応についてであります。

自らサービスにアクセスできない方もおられますので、人数については把握できておりませんが、本市では親戚や地域での支え合いにより、生活困窮に陥らないという良い面も1つにはあると思われれます。

次に、支援対象者と行政等をつなぐ方々についてであります。

民生委員等の福祉行政に関わる役職を持った以外の方々ですが、支援対象者と行政をつなぐ役割を担うことについては、個人情報保護の観点からも課題があると考えております。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、要綱を制定した効果と課題についてであります。

経済産業省が公表した導入件数は482件であります。現在、市で確認している件数は施設の屋上などに設置しているものや公共施設を含め336件、要綱による届け出数は119件であります。

要綱の施行後、設置に関する問い合わせも多数あり、設置の状況において要綱の説明と届け出の提出について指導をしてまいりました。

課題としては事業者が設備認定は経済産業省と、また連系協議は東京電力と直接実施しており、市に情報がないことからすべてについての把握は難しい状況であります。

次に施設台帳の閲覧についてであります。北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱による届け出台帳の閲覧は北杜市情報公開条例に基づき開示が可能となります。

次に、安全対策についてであります。

設置については、経済産業省および東京電力と協議されていることから電気事業法に基づく施設整備が図られていると考えておりますが、市で調査したところ電気事業法で定めているフェンス等の設置がされていない事業者がありましたので、施設改善などの指導要請を経済産業省へ依頼するとともに市でも指導したところであります。

次に、由布市の裁判についてであります。

由布市役所総合政策課に確認したところ、大分地裁では業者側の請求を認め裁判が終結しているとの状況であることを再度確認したところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、景観条例への位置づけについてであります。

太陽光発電設備については建築基準法第2条第1項に規定する建築物、また太陽光パネルについては、建築基準法施行令第138条第1項に規定する工作物に該当しないものとされていることから、景観法に基づいた北杜市景観条例に位置づけることは適当ではないと考えております。

次に、講演内容を政策に反映させる考えについてであります。

先月29日に須玉ふれあい館において「北杜の魅力再発見」と題し、市民有志による実行委員会の主催で講演が行われ、太陽光発電設備の設置について賛否両論の意見があったことは承知しております。

市の施策に対し、市民の皆さまがさまざまな課題について議論されることは重要であると考えております。

次にまちづくり審議会からの意見、運用についてであります。

まちづくり審議会は、市が定めるまちづくり計画および景観計画の推進に必要な事項を審議するために設置されたものであり、太陽光発電設備を北杜市景観条例に位置づけることは現時点では適当でないと考えており北杜市まちづくり計画、北杜市景観計画を改定する予定はないことから、まちづくり審議会を開催する予定はございません。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

再質問をさせていただきます。

まず、太陽光発電に関係することについていくつか伺います。

まず太陽光発電に関して条例化をするというような話のところで、関連の施設をその景観条例に位置付ける必要があるのではないかということを伺ったときに、それは建築基準法に照らしている工作物ではないので駄目なんだというようなお話がありましたが、それはちょっと違うのではないかなと思います。例えばお隣の甲斐市なんかでは、もうすでにそういうふうな形で条例化を進めているのではないかなと思います。むしろそれを考えるのがまちづくり審議会の場ではないのかなと思います。そのまちづくり審議会について伺うんですけども、まちづくり審議会の条例の中で委員の皆さんの任期、これが24年3月31日までというふうになっているんですね。今の条例で、そうすると今どうなっているのかということをお聞きしたんですけども、そこらへんがはっきりしないのでもう一度伺います。今、この委員の任期がどうなっているのか。会長さんは誰なのかということをお聞きしたかったんです。このまちづくり審議会の中では、この会議は会長さんが招集することになっています。会長さんが招集するわけですね。先ほど答弁の中でこの審議会の開催予定はないというふうにおっしゃいましたが、それを市役所、執行の方が言うことなんでしょうかね。開催するかどうかを決めるのは会長さんだというふうにごこの条文を見れば読み取れるわけです。その会長さんが招集して、この会議の中で、ではこの条例化をどうしようかということをお考えではないかなというふうに思うんですけども、任期が、今、私の手元にあるもので言えば24年の3月31日で切れている。そうすると今この方々、委員の皆さんたちいらっしゃるのかどうか。つまり、もしいらっしゃらなかったらこの会議自体が存在しないということになってしまうんですけども、そのへんははっきり伺います。

それからもう1点は大分の由布の裁判の件。私は質問の中で詳細に示してくださいというふうに伺いました。詳細に示してください。

その2点をまず伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり任期が切れております。現在は委員がいない状態でありまして。先ほど委員会は委員長が招集するんだという話でありますけれども、先ほど申し上げましたように、こちらから例えば諮問をした、あるいはそういう状態で審議会は開くものだと思っております。そんなことで先ほど再三申し上げておりますけれども、まちづくり条例あるいは景観条例に太陽光パネルを入れることは適当ではないと考えておりますので、審議会は開く予定がないということとあります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

由布市は昨年4月、東京の民間会社と由布市内の市有地につき土地売買契約を締結しましたが、大規模太陽光発電所建設に反対する住民から景観が損なわれるとして計画に反発。そこで

由布市は臨時市議会を平成25年12月ですが開き、全会一致で可決しこの条例、由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例が施行されたわけであり、市は本年2月、業者に契約解除を求めましたがこれに対し業者は提訴し、第1回口頭弁論が8月7日、大分地裁で開かれましたが市側の顧問弁護士は民間会社に否がない。法定で争う余地がないと判断し、業者側の請求を認めこの件に関しては裁判は終結しているというような内容が前回の協議会等で話をした内容であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

再々質問です。

まず先ほどの審議会の件ですけれども、ただいまの答弁でも開催する必要がないということをおっしゃっていますけれども、それを判断するのは会長権限なんではないでしょうか。それは、諮問をするのはたしかに役所のほうかもしれませんが、それを受けて招集して、それを諮るのが審議会ですから、だから今、この審議会委員の皆さん、任期切れということになると何かあったときにここに諮ろうにも諮れないということになりますよね。諮れないということは諮る気もないということになるのではないかと思います。そういうふうな受け止めざるを得ませんけれども、この任期をちゃんと、この条例が3月31日までで切れているというのをなんとかしないと、このまちづくり審議会というのがずっと開かれないということになりますけれども、そこらへんの考え方をもう一度お伺いします。

それから裁判の件ですけれども、先ほど部長は今、全員協議会の中でこの裁判のことをそういうふうな説明したというふうにおっしゃいましたけれども、私の受け止めは全然違います。あくまでも条例化に対して、その条例が間違っているというニュアンスで訴えられてしまったというふうには私は受け止めました。その土地の売買とその契約不履行に関するやりとりはないというふうには私はそのときに受け止めましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

岡野淳議員の再々質問にお答えいたします。

まちづくり審議会の役割といたしまして、設置目的であります。市の土地利用に関し基本的な方針となるまちづくり計画および景観の形成について、基本的な方針となる景観計画の推進に必要な重要事項を調査・審議するため、まちづくり審議会を設置することになっていきます。まちづくり条例にいたしましても、景観条例にいたしましても変更しようとするときは開催をしるということであり、先ほど議員がおっしゃるとおり審議会の委員がいないという状態は非常に申し訳ないという状態だと思います。必要があればなんて言うては非常に失礼でありますけれども、早急に検討をして審議会の委員については任命をしたいと。もし、今、議員がおっしゃるとおりどうしても必要があるんだということになれば、審議会を開催することだと思っております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

岡野議員の再々質問にお答えします。

受け止め方ということですが、私が9月議会、また協議会のときに内容、この大分県由布市の裁判についてはそのような、先ほど再質問で答弁した内容で私は発言したと思います。またそれに絡んで誤解があってはいけないと思いますが、この由布市の当初の裁判経過から若干内容的にこちらのほうから、私のほうから言った内容としては個人の財産権、また契約行為等は非常に重いものがあると、そのような内容も申し上げた記憶があります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

太陽光については、残念ながらこれで終わりにします。

次に公共交通のことを伺います。

まずデマンドバスが廃止になって市営バスに乗れなくなった高齢の方、あるいは障害を抱えた方がいらっしゃるわけです。その対策として車を小さくして公民館とかそういう地域に入り込めるようなことを考える。あるいはダイヤを改正する。あるいは自由乗降を考える。いろいろ手立てを打っていただいていることは分かりますが、カバーは仕切れないわけですよ。やはり私はデマンドをやりたいのでそういうことを言うんですけども、デマンドに比べればどうしても漏れが出てくる。だからデマンドしかないというふうに私は思っているんですけども、例えば甲州市は北杜市が行ってきた同じシステムを使ってデマンドを実証運行して、この3月いっぱい、今年度から本格運行に移行しております。聞きましたら乗客の人数は大幅ではないけれども増えているというふうにおっしゃって、一応の評価はいただき認知をされてきているんだというふうに甲州市の担当者の方はおっしゃっている。加えてタクシー業界からは特に問題が出てきていない。多少お客さんが減ったんだろうということはおっしゃっていましたが、業界との関係もうまくいっているというふうにお聞きしております。北杜市と甲州市、同じシステムで同じ考え方でやっても、考え方というのは言い過ぎかもしれませんが、やっけていて、なぜそういう差が出てくるのか。甲州市にできて北杜市にできなかったことは何なのかということをお先ほど伺いましたけども、なぜこの差が出てくるのか、もう一度お聞きします。

それからもう1点、高齢者の方の免許証の返納について。返納された方、わずか0.4%、この方々に対して1万円分の回数券を1回だけ差し上げることなんですけども、そうするとその方たちは免許証を返してしまったわけですから、そのあと自分では車で移動できなくなる。翌年からどうするんですか。1万円ぽっきりで、あとは知りませんよということになってしまいますね。そういうことでは僕はないと思いますよ。サービスというのは、これから先、99.6%の方が返納するかもしれない。しかも高齢社会が進む。そういったときに1回だけ1万円分の回数券をもらって、そのあとどうするんですか、その人たちは。先ほど質問の中で知人や家族が送っていった自助のときに事故が起きたら、そのリスクは多いですよという話

をした。そこもどうなるのか分からない。そういった中で、行政としてそういう高齢者に対してどのようなサービスを提供するのか、もう一度お答えください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

まず甲州市でデマンドバスの運行を行っていて、現在本格運行に移行していると。北杜市ではなぜできないかというご質問でございます。

これにつきましては先ほどの答弁でも述べさせていただきましたけども、やはり面積、地理的条件、道路事情など北杜市と甲州市では相違している部分があるということから、それぞれの自治体での状況が変わっていますので、北杜市ではできないということでございます。

具体的にはたぶん甲州市などでは市街化がかなり形成されており、コンパクトシティになっているかと思えますので、そういったところではある程度、デマンドが可能ではないかというふうに捉えております。

次に2番目のご質問でございます。回数券を贈呈したあとのフォロー、これについてでございます。

それまで免許があった方は当然、自家用車を用いて自分の足の確保をしていると思うんですけども、その後、免許を返納したということであれば当然、今まで乗っていなかったバス、市民バスに乗っていただいて、それを逆に知り合いの方とかそういった方たちにバス利用を促すということで、そういった贈呈も考えています。

それとあと福祉定期券というのがございまして、これで年間のバスを自由に乗り降りできますので、そういったものへの移行も考えておりますので今回、1万円の回数券の贈呈というふうにご地域公共交通会議でも協議していただきました。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

次の再質問に移ります。幼児教育について、もう一度伺います。

北杜市の幼児教育をどう考えるかといったときに、保育園で小さい子どもを教育するから幼児教育なんだ、それはそうなんですけども私が言っているのはそういうことではなくて、前回もちょっと申し上げたかもしれませんが、子どもと特にお母さんとの関係、今日は甘えという言葉を持ち出しましたが、時間がないので手短かに説明します。こういう事例があります。岩手県の盛岡市ですけども、4歳ぐらいの女の子が具合が悪いといってお医者さんに駆け込んできた。お医者さんも風邪だろうと思って散々治療するけども、なかなか良くならない。そのときしばらく経って、ふと看護師さんの方が待合室でお母さんといろいろ雑談をしていたときにヒントがあったんですよ。そのお母さんは都会から田舎の老舗の商店に嫁いで、お姑さん、お舅さんにかわいがられて暮らしてきてなんの不自由もない。お孫さんも可愛がってもらっていた。ところがその子が風邪をひいたときに、調子が悪くなったときにお母さんが抱っこし

てあげようと思った。そうしたらそれは抱き癖がつくからやめろと言われたんです。実はそれがきっかけだったんですよ。よくよく話を聞いてみると、そのお母さんは自分が小さいころにやはり自分のお母さんとそういう関係が築けていなかったということがあとあとになって分かってきた。それからお医者さんの方針が変わってお母さんのケア、それからお子さんを思いっきり遊ばせる、甘えさせる、そういうケアをやってきてお子さんは途端に元気になってしまったんです。つまりお母さんのお子さんに対するやりたいことが止められたことによってお母さんが不安定になった。それによって子どもまで不安定になった。間主観性という言葉がそこにあるんですけども、つまりお母さんが育ってきた関係、それからそのお母さんと娘の関係、これが非常に複雑に密接に絡み合っているということが最近分かっているんです。そういうことを知って市立保育園、市立幼稚園で子どもさんを預かる、あるいは子どもさんを預ける、そういう関係を持った幼児教育を提供する場というものが求められていく時代がくるんだということをお願いしたかったんです。今までそんなことをやっている自治体はどこにもありません。やっと学会の中でそういう話題が取り上げられ注目を浴びてきているんです。今、若い先生や若いお母さんたちが盛んにそのことを一生懸命勉強して事例を集めてやっています。どうか面倒くさがらずにそういうこともこれからの保育事業の中に取り入れて、それこそ子どもがまったく心配のないように健やかに育っていく保育環境、お母さんもあるいはお父さんもまったく心配なくここなら預けられる、そういう保育所が北杜市にあるということ、これが大変な北杜市の財産になってくるんです。今までそんなことをやっているところはどこもない。考えたこともないんです。その幼児教育というものをよく考えて保育業務に当たっていただきたいと思うんですけども、そこらへんのお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野議員の再質問にお答えいたします。

甘えという問題提起をいただいたところでございますけども、母親から離れて保育生活をされるお子さん方には、特に心身が健やかに成長するようなさまざまな配慮が必要であると思えます。一日の生活の流れを通して一人ひとりの子どもが発達過程や心身の状態によって行き届いた対応をすることで保護者を待っている子どもたちを受け止め、保育士が温かく関わることが求められるのではないかなというふうに思いますので、子どもの気持ちに寄り添った保育をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

今の件で再々質問させていただきます。今、部長がおっしゃっていただいたこと非常に大事だと思うのでぜひよろしくをお願いします。

くどいようですが子どもだけの問題ではなく、お母さんが育ってきた、そのお母さんの歴史にも実は大きなヒントがあるということをお願いしたい。そのお母さんが育って

きた家庭、お父さんにももちろん言えることなんですけども、その背景というものが知らず知らずのうちに表に出て、それがなぜか理屈は分かりません。なぜか分からないけども、子どもに移ってしまうということが現実にあるんだということ。これが間主観性という現象といえますか事実なんです。それが保育業務の中に今、日本中で起きているんです。もっと言えばそのお母さんのお母さん、おばあさんのところまで遡って世代間でそういうものが受け継がれていってしまう、遺伝とは違うんですよ。遺伝ではないんです、後天的なものだから。だけどそういうことを分かってきているということ。これは将来、これもそんな長い先の話ではないです、今からですよ。子どもを預かって、短時間でも長時間でもお母さんから離れて預かるという現場で訳の分からないことが起こってきたときに実はそこだったということがあるんです。そのことを念頭に置いて保育業務を組み立てるということをぜひお願いしたいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

北杜市では子育て支援センターやふれあい広場等もありますので、そういった現場で親子の関係、それからまた保育園の保育士等とも園長会を通じていろいろなことを勉強させていただきました。保育のほうに役立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

篠原眞清君の関連質問を許します。

○13番議員（篠原眞清君）

岡野議員の関連質問を行います。

まず第1項目の北杜市10年の区切りにあたってという項目に関して関連質問を行います。それからもう1点、太陽光発電に関連しまして2点にわたります関連質問を行いたいと思います。

まず北杜市10年の区切りにあたってということに関してですが、先ほども市長のほうから答弁がありました、新しい人たちが北杜へたくさん入ってくださっていただいている。そういう方たちとの協働ということの大切さということも市長の答弁の中にあつたというふうに私は感じております。さらに合併に関して失望感を持たれる市民の皆さんの声も実際に挙がっていることに関してもございますが、それらも含めて1点まずお尋ねしたいんですが、先ほど来これは部長の答弁の中にもあつたんですが、市がそういう場面として活用しているものとして市政報告会とかホームページ、あるいは市長への手紙というものがあるということでありまして、市政報告会は参加できる方が限られてしまっていますね。それからホームページ、これはパソコンを持たれている方のみ閲覧という、視聴ということになるでしょう。それから市長の手紙は積極的に活用ができる道具とはなっていると思うんです。私はこの間、10年間という節目で見てきて北杜でさまざまな大きな課題がありました。市民の皆さんの協働を求める一番大

事なものは、私は反対をする人たちとしっかりと市長が話をすること。そのことが一番大事である。そしてその中で一定の理解に基づいて協働が図られていると。市と市民との協働が図られていると考えております。大泉の水道問題がありました。あれだけ市民の皆さんが市長との直接話し合いを求めました。それから直近では中部横断道に反対する皆さんも市長との話し合いを求めたというふうに承知しておりますが、これが実現できなかったと私は承知しているんですが、そのできなかった理由を教えてくださいたいと思います。

次に太陽光発電に関してですが、先ほど由布市の条例のことにに関して部長のほうから答弁がありました。これは北杜市が要綱をつくったときの議論の中で出てきたことですが、それぞれ言ったほうと受け取る私たち議員のほうで受け止めが違うみたいな発言を先ほど部長はされましたけども、明確に由布市がつくった由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例、これは平成26年1月29日に由布市が制定しております。この条例に関して部長は答弁されていて、一切土地の売買のこの説明はありませんでしたよ。この条例は要するに太陽光発電に関する、国で規制がないと。だからうっかり条例をつくると裁判のリスクがあるという事例として由布市の話がされたというふうに承知しております。

1点明確にしていきたいと思いますんですが、この由布市で起きた裁判、これは土地の売買契約、市と東京の業者との間の土地の売買契約、それを市が履行しないがために業者が裁判を起こしました。その問題が争点であってこの条例は一切争点になっていないこと、このことをしっかりと明確にしてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろ施策の上で意見が違う人は出てくるでしょう。私は別に賛成の人だとか反対の人という区別はしたことはありません。市民は一人という思いで位置づけておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

篠原議員の関連質問にお答えいたします。

先ほど由布市の裁判の件で再質問にもお答えしましたが、関連質問で今、篠原議員からありましたが、受け止め方がというふうにおっしゃいましたが私も9月の議会前、8月の全員協議会でこの由布市のことを申し上げました。先ほども再質問で申し上げましたが、この件に関しては、たしかに篠原議員がおっしゃるとおり昨年25年の4月の土地の契約、それに関しての裁判内容、これを引き合いに出しました。8月に全員協議会で申し上げたときにも条例が施行され、市のほうでは業者にこの条例によって契約の解除を求めました。だが業者は提訴し、先ほど説明したとおり8月7日、大分地裁で裁判は終結と、そのような状況になったということで、やはり由布市のほうでは全国的に数多くある市の中でこの部分的に規制をするような条例については由布市が稀なケースだと思います。あとは要綱等が多いような状況であります。何を言おうとしているかということ、要はこの条例ができて市が業者にそのように契約解除を求

めたけれども、先ほども申し上げましたがこの財産権とか契約行為は非常に重いものがある、これを業者側は受け入れない。だからそのようなことも踏まえて、この太陽光の課題については財産権等いろんな課題があると。そのような内容で私は説明したつもりです。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問をさせていただきます。

ただいま市長の答弁で市長自身は市民を反対、賛成で分けはしていないというふうなお話がありました。ならば反対をしている意思表示を、その声を聞いてほしいという方たちとぜひ真摯に向き合っていたきたいことをここで答弁をいただきたいと思います。

それから太陽光に関してですけれども、太陽光に関してまず明確にしていきたいのは、私は市長の手紙という手段を使って、太陽光の問題を危惧する人たちが条例の制定を求めて質問をしている中で、市長の代わりに部長さんが返答をされていることも、内容も承知しています。その内容もあたかもこの由布市の条例が、太陽光の条例がもとでリスクがあるというふうな内容の答弁をされていることを私は承知していますよ。そういう受け止めを与えるような、印象を与えるような答弁をしていますよ。なんらこの由布市がつくった条例とは関係ないですよ、この裁判は。ただ市民の多くが由布市では由布市が土地契約を結んだあと、太陽光をやるということで結んだあと、その太陽光事業でない事業をやっていたきたいということを由布市が業者側をお願いしている、そういう経過があります。しかし大事なものは今、北杜市に求められている、このままだったら本当に大規模に太陽光パネルが自然環境を毀損する可能性がある。それを防ぐために景観条例という形の中で今以上に規制ができる可能性というもの、それを求めるべきだと言っているんですね。そのときにあたかも条例はリスクがあるうんぬんの話を持ち出すことは私は大きな誤解を与えることにつながっている、現に。だからこの議論にもなっている。そこを明確にしてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

篠原議員さんの再々質問でございますけれども、反対派にも真摯に向き合ってもらいたいという答弁でございます。

先ほども申し上げましたけれども、市政報告会につきましても当然、市民の方は自由に参加してもらっている状況です。その中でご意見等があれば積極的に発言してもらって結構でございますので、そういった市政報告会の場も設けてございますので、直接市民と対話する機会もあるということと、また市民の皆さまのご意見をいただく重要な機会だと思っておりますので市政報告会等々ご活用を願えればありがたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

篠原議員の関連質問にお答えいたします。

まず篠原議員がおっしゃる由布市の条例にリスクがあるとは私どもも思っておりません。今後とも北杜市では、9月の前回の議会でも申し上げましたが太陽光に関し県内外の市町村の条例要綱等を参照し、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を本年9月1日に施行しました。特に事業者の責務につきましては法令により制限できない事項につきまして努力、配慮するよう協力を求めています。市のスタンスは太陽光発電施設関係の課題につき、各種法令および要綱により今後も対応していく考えであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは子ども・子育て支援に関して関連質問をします。

3歳以上の子どもで保育の必要があるという認定基準に合致するのは83%ぐらいだということお答えがありました。つまり17%の子どもたちは、この受け皿が北杜市にはないということになりますよね。だから幼児教育が必要な人は市外に行ってください、あとは保育サポートの制度だとか、それからつどいの広場を利用してくださいというご答弁でしたが、一方で先ほど幼児教育の指針はないけれども、国の保育所保育指針というもので保育をやっている。その中でたぶん集団生活というものも大事だということがあったかと思うんですけども、ではこの17%の子どもたちを北杜市はどうするかということをしっかりのご答弁を願いたい。

またどこかに1つ、例えば幼稚園を造ればよいという問題でもないと思います。やはりそのあとの学校教育をどうするか。教育委員会も含めて、この子どもたちをどうするかということとは真剣に話し合わなければいけないと思うんですけども、そのへんのところのご答弁をお願いしたいのと、もう1つはやはり子ども・子育て会議で新しい新制度についていろいろなことが話し合わなければいけない中で、例えば学童保育のことについて、放課後児童クラブのことについても大変主要なテーマであったはずですが、ところがここでは学校の空き教室を利用するという話があったところでずっと会議がなく、今回の大泉や新しい施設の建設というところに議会の議題にあがっているわけです。子ども・子育て会議の委員にしてみれば、ある面で寝耳に水ということにはならないんでしょうか。そのへんのところをご答弁願いたいのと、あともう1項目の社会的な援護を必要とする、例えばニート、引きこもり、高校中退者というのはたしかにつかむのは非常に難しいことだと思いますが、この県がつくる子どもの新しい育成指針についてもこの項目が含まれております。これから子どもたちを健全に育成するためには新しいこういう、今まではつかみにくかったということも含めて視点が必要だし、支援が必要になってくるとは思いますが、そのへんのところどうお考えなのかをご答弁願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中議員の質問にお答えいたします。

まず最初の1点の幼児教育をどうするかという質問でございます。

昨年実施した子ども・子育て支援事業に関わるニーズ調査、また今年度行った定住促進計画のニーズ調査においても幼稚園を希望される声もあったことから、市におきましては市立保育園に幼稚園機能を持たせる認定子ども園について、子ども・子育て会議のほうで検討してまいりたいと考えております。

それから次に放課後児童クラブでございますけれども、本年8月29日の子ども・子育て会議におきまして、放課後児童クラブの対象年齢拡大に伴う方針として小学校の空き教室や近隣の公共施設の確保を図りながら早期に対応する方針をご了承いただいたところでございます。これを受けまして学校や教育委員会などと協議をいたしました。使用できる施設がないということから早期に対応するという子ども・子育て会議の方針のもと、隣接地に新たな施設を建設することといたしましたのでご理解をいただきたいと思っております。

ニートや引きこもりの方々の支援でございますけれども、なかなかそういった人たちを把握するということが非常に難しい状況にありますので、また民生委員さんや地域の皆さん方のお力をお借りいただきまして、早期に発見し早期な支援につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

公明党を代表して質問をさせていただきます。

質問につきましては平成27年度予算編成について、職員の処遇改善について、計2項目でございます。

先の衆議院選挙におきましては自公連立政権がその真意を問われ、大勝をさせていただいたわけでございます。景気の浮揚、デフレの脱却、庶民の生活の向上、これらは道半ばではありましたが信任を受け、それらについて託されたわけでございます。軽減税率の導入につきましても期待を寄せるところでございます。低迷していた日本経済は今、再び力を戻しつつある中で地方においては景気回復の実感はいまだ感じられない状況であります。

合併以来の北杜市を振り返ってみますと人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指し、はじめは7つの町村が合併したわけでございます。そのときの初めての議会の中で各町村の決算を私もその中でさせていただきました。非常に各町村、特色のある決算でございましたし、不思議な点も多々あったように思っております。その後、それらの良い面も悪い面もすべて受け止めながら、いろいろな課題を真剣に取り組んできたわけでありまして、多くの反対の住民運動も起こったわけでございます。しかし市の担当部署はそれらの方々につきまして常に真摯な対応で向き合っていたというふうに私は感じております。

私どもの北杜市は有利な国の制度、政策に積極的に取り組んでまいりました。それは昨年の平成25年度決算において現実の数値に表われているところであります。実質単年度収支など

を見てみまして、プライマリーバランスを見ますと平成25年におきましては約40億円を超えるプラスということになった次第であります。これは今後、予想される地方交付税の減額等にも十分耐えられる状況になってきたと思っております。

平成27年度の予算はすでに決算の状況、事務事業評価、事業仕分け、さらに各プラン、市の掲げる基本計画等をもとに構想が固まりつつある時期を迎えることと鑑みます。

今後、国が地方に力を入れてくることはもう皆さまもご承知かと思いますが、それらを踏まえ以下、質問をいたします。

まず1つ目といたしまして市が掲げる総合計画、基本計画でございます。8つの杜づくりのさらなる実現に向けての考え方について、お伺いをいたします。

2番目といたしまして今、国が掲げる1つの目玉でもございます地方創生プログラムの対応について、お伺いをいたします。

そして3番目といたしまして、道路などをはじめ国や県が主体となって実施する事業の対応について、お伺いをいたします。

4番目といたしまして山日新聞等を見ましても6次産業につきまして、特に野菜の生産、水耕栽培、そして地元の法人や多くの民間企業が参入をしているところでございますが、それらにつきましまして北杜市にとって最近では雇用の増大、そして地域ブランドの創生と多くの良い結果が出ているというふうに思っております。6次産業などにつきましまして国県補助金、交付金等による民間事業者の参入についていかがお考えか、お伺いをいたします。

5番目といたしまして今、私どもが置かれるこのときを考えますと国は6月を過ぎるとシーリング等、予算編成の大枠が始まって、そして地方には今のこの時期にいろいろなものが事務方のほうにとんでまいります。その中でいろいろな事業を過去も組み立てた経緯がございます。5番目といたしまして予想される新規事業について、お伺いをいたします。

6番目、北杜市は子育て支援や市独自の事業を一生懸命取り組んでまいりました。継続して今後さらに充実、実施していく事業についていかがお考えか、お伺いをいたします。

7番目といたしまして、市長は常々一流の田舎町というふうに訴えております。そして多くの新しい制度を導入したり、また新しい事業などを取り組んでまいりました。その結果が多くの省庁に表彰をいただいたり、また市長自ら大学等へ行きまして講演なども行っているところでございます。平成27年度の予算編成について特に力を注ぐ事業、政策および留意する点についてお伺いをする次第でございます。

2項目めに移らせていただきます。職員の処遇改善について、お伺いをいたします。

合併以来、市民の皆さまの理解と職員の皆さまの努力により今日の北杜市は国内外から注目を浴びる自治体に成長してまいりました。職員の皆さんは常に5時15分の定時を過ぎても多くのセクション、多くの部署で明かりが付き自ら自分が取り組んでいる事業に一生懸命仕事をしているところでございます。それはなぜか。事業課は現場に昼間行かなければいろんな状況が分からない。それらが帰ってきて積み重ねるにはどうしても遅くなってしまふ。しかしその多くの職員の皆さんがつくる一つひとつのペーパーがデータとなって積み重ねとなって多くの予算獲得ができたものと思っております。多くの提案型の事業に取り組めたのは、現場対応と事務作業の積み重ねであると確信するところであります。そこで以下、質問いたします。

1番目といたしまして休暇、残業手当についてお伺いをいたします。多くの事業がございました。国民文化祭等もありました。また合併10周年の記念事業等もありました。また数々の

会計検査等も北杜市には事業が多いためやってまいります。そういった中で休日を返上する職員もいらっしゃいます。しかし休日を返上してもその返上した分をまた休暇で取れるかというとなかなかこれは現実、日々の業務に追われ休めない状況にあると鑑みるところでございます。また残業手当等につきましても、きちりと残業手当がカウントできているかどうかには疑問が残る次第でございます。職員のスキルアップにつきましても、これらの手当につきましてもきちっとすることが大切というふうに思っているところでございます。

2番目といたしまして疾病、うつ病対策についてお伺いをいたします。

職員の皆さまの席をのぞいてみますと、残念なことに不在な席もちらほら目立つようになってまいりました。長期の疾病等の療養、もしくはうつ病等によりまして残念なことにお辞めになる方もあったというふうに思っております。それは部長が課長を兼務しなければならないような状況にも現実なっているわけございまして、これらについてはきちとした手立てをしていくべきと思っているところでございます。それらについて、お伺いをいたします。

3番目につきましても当然、法で定めることはきちとされていると思いますが福利厚生についていかがお考えか、お伺いをいたします。

4番目といたしまして、職員の皆さまはどうしても休憩時間等は自分の机でお休みになる方が多いかなと思っております。食事等も自分の自席でとられている方が多いのではないのでしょうか。カウンターごしに来客の皆さまがそれらを見ますと、非常に休憩中にもかかわらず業務中に食べているのではないかと、そういったふうに見られてしまう現実があります。仮にどうしても現場に行って1時までには帰ってきたとすると、それ以降どうしても食事をしなければならない現実も出てくるかもしれません。そういった面につきましても、やはり職員の皆さまの休憩中のやすらぎというのにも必要になってくると思います。福利施設について、特に休憩施設等につきましてもいかがお考えか、お伺いをいたします。

以上2項目、質問をさせていただきました。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

平成27年度予算編成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、8つの杜づくりのさらなる実現に向けての考え方についてであります。

本市では人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向け、8つの杜づくりを施策の柱とした第1次北杜市総合計画により、市民と行政が一体となって財政の健全化を一丁目一番地として合併した北杜市のまちづくりにまい進し、夢や希望を持てる施策を展開することを目指しております。

平成27年度予算編成に向けての財政環境としては、合併後10年間は手厚い配分が行われてきた普通交付税が平成26年度でその特例期間が終了となり、平成27年度からは段階的縮減が始まる状況となっております。

段階的縮減が始まると普通交付税については、平成の合併により市町村の面積が拡大するなど市町村の姿が大きく変化し、合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じていることへの対応として、平成26年度から国において制度の見直しが行われており、普通交付税の

特例措置終了に伴う影響額が圧縮されることが見込まれるところであります。

一方で公共施設マネジメント白書で明らかになったとおり、公共施設の維持修繕および更新にかかる将来費用が多額にのぼることから、引き続き行財政改革に取り組まなければならない財政状況にあります。

こうした中、平成27年度当初予算編成方針では財源と人的資源の重点的、効率的配分を行った上で、8つの杜づくりのさらなる実現に向けた予算については、積極的に計上することとしているものであります。

次に、地方創生プログラムの対応についてであります。

先月21日に可決、成立したまち・ひと・しごと創生法は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的としており、国は基本理念に則りまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとされており、市町村は国の総合戦略を勘案して地方版総合戦略を策定することが努力義務とされております。

一方で、国において創設が検討されている地方創生のための自由度の高い新交付金は地方版総合戦略に盛り込まれている少子化対策や起業支援策などを交付対象とすることが検討されております。そのため、新交付金を受けるためには地方版総合戦略を策定することが必須となるのではないかと考えております。

また、新交付金創設の背景にはやる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果の最大化を図るという考え方がありますので、先行的に地方創生に取り組めば、それにふさわしい対応が受けられる可能性があります。

幸い本市では平成26年度において定住促進計画の策定を行っており、この内容の一部が地方版総合戦略の策定に活用できる見込みであります。

したがって、地方版総合戦略については平成27年度の早い段階での策定を目指し、新交付金の確保に向けた体制整備を図ってまいりたいと考えております。

なお、国が財政的支援を含め推進している定住圏構想についても長野県富士見町、原村と連携し、力みなぎる魅力的な圏域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に6次産業化等、民間事業者の参入についてであります。

民間事業者の参入については、新たに株式会社オリエンタルランドが自社農園の新設を予定しており、平成27年度当初予算において予算化を検討しているところであります。同社は千葉県において東京ディズニーリゾートを運営する企業で、テーマパーク内のレストランで使う野菜などを自社生産する環境整備を進めており、大泉町内で約3ヘクタールの農園を新設しトマトやパプリカ等の生産を予定しております。

農業生産法人等の参入については、農地の有効活用と雇用の創出による定住促進等の効果が大きいと期待されますので、今後とも積極的に誘致に努めてまいります。また6次産業化の補助金については市を経由せず、国から事業者への直接補助金制度であります。

新規参入事業者ばかりでなく、既存の農業生産法人および集落営農組織にとっても経営基盤の強化および地域経済への波及効果につながることから併せて推進してまいります。

次に予想される新規事業についてであります。

平成27年度当初予算編成方針において、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けた施策および定住促進・地方創生関連事業については、積極的に予算計上を行うこととし

ております。

特に本市における最重要課題である人口減少、少子化対策についての事業には早期に取り組むこととし、平成27年度予算の新規事業として計上してまいりたいと考えております。一方で事業実施の基礎となる定住促進計画は現在、策定作業を進めている段階にあるため、人口減少、少子化対策については定住促進計画策定後に速やかに事業化に向けての準備を進めることとなり、主要な事業は平成27年度の補正予算対応となるものと考えております。

次に今後、さらに充実していく事業についてであります。

現在、取り組みを進めております子育て支援住宅整備事業や小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業といった大型事業については予算の効率的な配分に留意しつつ、その目的を達成するために必要な予算額を確保して円滑な事業実施に努めてまいります。

また、平成26年度の補正予算で対応した学校給食の安定供給および子育て支援や地産地消を目的とした賄い材料費の助成事業については、平成27年度当初予算においても継続実施してまいりたいと考えております。

次に特に力を注ぐ事業、政策等についてであります。

平成27年度において一番に力を注がなければならないのは、本市における最重要課題である人口減少、少子化対策についての事業であると考えておりますが、これらの事業の多くは補正予算対応となりますので、当初予算計上分としては本市の一丁目一番地である財政の健全化に貢献する市債の繰上償還予算を引き続き積極的に計上することとしております。

繰上償還額については、平成25年度決算において地域の元気臨時交付金の確保や給与の特例減額を行ったことなどにより前年度と比較して7億円を上回る決算剰余金が生じていることから、これらを活用して過去最大規模となる予算として計上してまいりたいと考えております。

また留意すべき予算は現在、国において検討が進められております地方創生に向けた新交付金の創設であると捉えており、引き続き国の動向に注視してしっかりと対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

職員の処遇改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに休暇、残業手当についてであります。

職員の休暇は年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇などであり、このうち年次有給休暇は職員の心身の疲労を回復させ、ゆとりのある生活の実現を図るため、通常年間20日を取得できることとしております。

平成25年度中において、学校と病院を除く本市職員の年次有給休暇の平均取得日数は10.8日であり、山梨県内市町村平均の9.3日を上回っている状況にあります。

また特別休暇は婚姻、出産その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に取得できるもので、現在20種類の特別休暇が設けられております。

特別休暇のうち子の看護休暇については、平成26年4月から看護休暇の対象とする子の年

齢を小学校就学の始期に達するまでの子から中学校就学の始期に達するまでの子に範囲を広げ子育て環境の一層の充実を図ったところであります。

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合にその勤務時間に応じて支給される手当であります。時間外勤務の取り扱いについては庁内会議で職員に周知を行い、昨年度から時間外勤務手当の支給や代替休暇の取得に関し、より実態に即した運用を行うこととしております。

今後も年次有給休暇等の取得の促進、時間外勤務の縮減、定時退庁日の徹底等の取り組みにより、仕事と生活との調和を図りワーク・ライフ・バランスの推進に努めてまいります。

次に疾病、うつ病対策についてであります。

現在2回にわたり計4日間の日程で職員健診を行っております。また希望により人間ドックを受診することとしており、平成25年度を受診者数は462人で受診率は85.4%であります。受診後においては検査結果に問題のある職員に対して個別指導を行い、疾病の重症化の予防を図っております。今後も受診率の向上を図り疾病の早期発見、早期治療、重症化の予防に取り組んでまいります。

一方、平成25年度は8人がメンタル不調により長期病気休職をいたしました。本市ではこのような職員メンタルヘルスの対策として、平成20年度から嘱託看護師1名を産業カウンセラーとして雇用し職員の個別相談等、心身の健康維持の支援や専門の医療機関への同行受診など早期に介入し重症化を防ぐ支援を行っております。

今後も市独自の研修会の開催、適切な対応ができるよう職員安全衛生管理委員会での検討や新入職員をサポートできる体制づくりを行うメンター制度の導入、職員同士のコミュニケーションを図る催しなど、職員の健康管理対策に取り組んでまいります。

次に、福利厚生についてであります。

職員の福利厚生は地方公務員法第42条においてその実施が義務付けられており、本市でも北杜市職員福利厚生会を設置しております。福利厚生会の主な事業としては、職員相互の親睦および心身のリフレッシュを目的にした福利厚生、疾病の早期発見、早期治療のための総合検診や人間ドック、インフルエンザなどの経費の一部を助成する健康増進事業、見聞を広め教養を高めることを目的にした文化事業、日ごろの運動不足の解消および体力向上のための体力向上事業などを行っております。

今後も職員の福利厚生のさらなる充実について、検討してまいりたいと考えております。

次に、休憩施設等の福利施設についてであります。

職員の交流の場として、また昼休みの時間帯に窓口対応をしている職員が昼食をとることができる休憩室の設置については、以前より職員組合から要望がありましたので庁舎旧北館に休憩スペースを設置することとしました。

今後も職員が安心して、いきいきと仕事に取り組むことができる職場環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

国・県が主体となる事業の対応についてであります。

国・県における道路事業、砂防事業、治水事業などにあっては地域要望を踏まえながら円滑な事業の進捗を図れるよう、関係機関と連携・協力し取り組んでまいります。

また国が事業主体となって計画を進めております中部横断自動車道については、計画段階評価における対応方針案の審議が終了し、環境影響評価に向けての準備が進められている段階であると聞いております。

市では関係機関や沿線自治体との連携を図るとともに、市民の声を聞きながら整備計画区間への早期格上げを目指しているところであります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再質問を行わせていただきます。

2項目について再質問を行わせていただきますが、1項目ずつさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

まず平成27年度予算編成について、再質問をさせていただきます。

はじめに8つの杜づくりのさらなる実現に向けての考え方について、先ほど非常にやる気あるお答えをいただきました。ただ少々具体的な面が欠けるかと思いますので、もう一度伺いをするところでございますが、8つの杜づくりにつきましては後期の基本計画の中に盛り込まれているわけでございます。その1つ目といたしまして教育文化に輝く杜づくり、これは第1節が生きる力と郷土を愛する心を育む教育の充実。第2節が地域づくりを支える生涯学習社会の充実であります。続きまして産業を興し富める杜づくりでございます。これにつきましては第1節、特色ある農林業の振興。第2節、地域に密着した商工業の活性化。3つ目といたしまして安全・安心で明るい杜づくり。第1節は市民の健康づくりと医療や社会保障制度の充実。第2節が生きがいの形成と次世代を育成する環境の整備。第3節といたしまして災害に強く安心して暮らせる生活環境の確保であります。基盤を整備し豊かな杜づくり。これは第1節、秩序ある土地利用の推進と居住環境の充実。市民の参加によるまちづくりに推進。第3節、清らかな水資源の保全と活用。第4節が人と地域を結ぶ道路交通ネットワークの整備。5つ目の杜といたしまして環境日本一の潤いの杜づくり。第1節が豊かな自然環境を創造する活動の推進。第2節が環境と共生する資源循環型社会の形成。6つ目といたしまして交流を深め躍進の杜づくり。これは広い視野を育む交流の推進であります。7つ目といたしまして品格の高い感動の

杜づくり。地域資源を活用した多様な観光の展開。地域文化を愛しむ人と環境の形成。3節、芸術と文化で育む地域の創造。そして最後に8番目、連帯感のある和の杜づくり。市民と協働するまちづくりの推進。適切な市民サービスの提供に向けた行政機能の充実。これらが8つの杜づくりになっております。これらについておそらく来年度につきまして、さらにいろんな検討をしていると思いますので答弁をよろしくお願いいたします。

これらとどうしても連動してまいりますのが、やはり先ほど言われました地域創生プログラムの対応につきまして、これをしていくとこれらのすべてにどうしても入っていかねばならない現実があるわけでございます。なぜならば、地域総合戦略を策定しなければならない現実があります。それには先ほど答弁の中に定住促進化計画を策定しなければならない現実もあります。また公共マネジメント白書につきましてはすでに作成済みでありまして、これらについてはこの戦略の中に盛り込めるものと思っておりますのでございます。例を言いますとこの資産の老朽化と行政コストなんかを考えてみますと、平成25年度は資産老朽化比率は57.2%と他の市よりも高いわけでございます。それで公共マネジメント白書は大事な1つの政策の柱となっていることと思っております。地方創生プログラムは少子化また起業支援などがあるわけでございまして、そういたしますとやはり公共マネジメント白書と定住化促進計画が1つの柱となって地方総合戦略になっていくと思っております。これは先ほどなるべく早いうちと言われましたが近年の国の予算等の執行を見ていましてやはり早く手を挙げ、早くそれに取り組んだ自治体が多く、交付金、補助金をいただいていると。それはまぎれもなくわが北杜市にとっても今までのことについては間違いがなかったというふうに思っております。この策定について、どのような時期にまで策定を考えているのか、お伺いをするところでございます。

4番目なんですけど6次産業、先ほど市長が答弁されました。簡単に言うとディズニーリゾートのほうへ野菜を送っていくと。これはおそらくパッケージ商品になっていくと思っておりますので、それらのことによって集落営やいろんなほかの企業との交流等によって、それらが1つ、この事業が引っ張っていける可能性があるといったふうな答弁だと思っております。

6次産業につきましては地元法人や地元法人でなくても計画等、北杜市は一生懸命取り組んでやっているわけでございまして、先ほど答弁の中であった、やはり6次産業の中でパッケージ商品を市が最終の商品として売り込むということが、ここの地域のブランド化とそして産業興しには欠かせないものというふうに思っておりますのでいかがお考えか、お伺いをいたします。

7番目、特に力を注ぐ事業、政策および留意する予算でございますが、これらにつきましてはどうしても今まで私が問いかけたものの1つの効果として年度途中の補正ということが考えられると言われております。一例を挙げてみれば今、須玉は子育て支援住宅がもうじき来年度できるわけでございますが、それらについてもおそらく予算等は今後この地域創生も含めながら、うまくすると取れるのではないかというふうにも思っているところでございます。それらについて、今後いかがお考えか再度伺うところでございます。

以上、平成27年度予算編成について1項目めの再質問とさせていただきます。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

8つの杜づくりそれぞれの実現に向けての考え方でありますけども、合併した北杜市は言うまでもありません、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指す市像としておりますけども、その具体的施策として8つの政策を掲げているわけでありますけども、北杜市が地域力を高めて誇れるふるさととして発展していくために、政策の柱としてその8つの杜づくりをいたしているわけであります。

私が言うまでもありませんけども、やっぱりふるさとづくりはなんと言っても人づくりにあるなと、人づくりがふるさとづくりになるなという思いもありまして、行政に甲乙はありませんけども第1に教育文化に輝く杜づくりを掲げているわけであります。そういう中にありまして子どもたちには郷土愛をする人づくり、不屈の精神と大志を持って心身ともにたくましい北杜っ子を育てようということで一言で言えば原っぱ教育を提唱いたしているわけであります。今年も、27年度もしっかり推進したいと思っています。

そしてまた多くの市民、生涯学習としてはできるだけ多くのスポーツの機会、芸術・文化に触れる機会、講演の機会等々を設けて、そしてその中でそれぞれの市民の人生の肥やしになってもらえばいいなという思いもいたしているところであります。

また2つ目の産業を興し富める杜づくりでありますけども、言うまでもありません、活力あるふるさと元気な北杜市をつくるには、なんと言っても産業を興さなければ駄目であることは確かであるわけでありまして、この10年間を振り返ってみると誘致企業も10社ほど成功しまして、経済産業省から特色を持った企業立地をしているという表彰もいただきましたし、最近では農業生産法人が15社、20社と手を挙げて市内に来て、ある面では雇用の機会もつくっていただけるということで大変ありがたく思っているわけであります。

また私たちのふるさとはなんと言っても農を基幹産業とする地域でありますので、なんとか農で食べていけるような、農を守っていききたいそんな思いもしているわけであります。言うまでもありません。米が一俵、1キロ50円も下がってしまう時代でありますので、なんとかそういう意味で広い意味の農をしっかりと守っていききたいなと思っております。

3本目の柱は安全・安心で明るい杜づくりでありますけども、今回の議会でも盛んに話題になっておりますところの定住促進計画に基づいて、人口減少対策には全力で当たっていききたいなと思っているわけであります。そういう意味で一言でいえば子育ての支援を一層実施して少子化対策を27年度の最大の課題だという思いで柱を組んでみたいと思っています。

また安全・安心で福祉の面と言うならば隣人愛が福祉の原点だということで、地域で元気老人をしっかりとつって健康長寿日本一を目指して頑張りたいと思っているところであります。併せて健康な市民づくりを頑張りたいなと思っております。

4番目に基盤を整備し豊かな杜づくりでありますけども、言うまでもありません、公共施設の老朽化やら人口減少によってインフラが余ってきている時代でありますので、このへんの対応もスタンバイしなければならぬというふうに思っていますし、小淵沢の駅舎駅前広場の整備とか、あるいはまた中部横断自動車道についてもさらに前進してみたいと、しっかりお願いしてみたいと思っています。

5番目に環境日本一の潤いの杜づくりを挙げておりますけども、私たちの北杜市はなんといっても山紫水明日本一の里であります。これをしっかりと後世に、未来へと引き継いでいくということが大切だと思っております。そういう意味で南アルプスがユネスコエコパークに選

ばれたことも大変弾みになるなと喜んでいただいております。そしてまたこの議会でも盛んに議論されておりますけれども、やはりクリーンエネルギーの低炭素社会を目指したクリーンエネルギーのトップランナーとしてこれからも、議論のとおり課題もありますけれども頑張ってみなと、それをまた北杜市の売りにしたいという思いでもあるわけでありまして。

また6番目として交流を深め躍進の杜づくりでありますけれども、今このご時勢に交流とか連携なくして活力は生まれないと考えております。そういう意味で産学官だとか6次産業化だとか盛んに言われておりますけれども、大学や企業と連携して都会の感覚、若い目等々でまた北杜市を見ていただいて、一緒にこの北杜市を位置づけたいと思っております。

そういう意味で今回、定住実現構想も大変おもしろい事業であるわけでありまして、国の地方創生の、私たちの北杜市が、あるいは八ヶ岳広域圏がある面では機関車モデルになって頑張ってみなという欲もかいているところであります。

7番目に品格が高い感動の杜づくりでありますけれども、八ヶ岳観光圏がご承知のとおり日本の10本の、世界に通じるというか日本の顔になれる観光地として位置づけられておりますのでこのへんもしっかりと推進して、そのもとをつくりたいと。27年度はこんな思いであります。また私はよく言うんですけれども、この品格が高いという意味からすれば、できるだけこの北杜市にいながらして本物に触れる、ふるさとにいながらにして一流に接することは北杜市のグレードが高まり品格が高まると思っておりますので、そのような一流本物に接する機会はこの北杜市の中でできるだけたくさんつくっていきなという思いであります。

最後に連帯感のある和の杜づくりでありますけれども、私もいささか10年経験しながら地方自治体は、末端行政はコミュニティ、人間関係、そしてまた人と人とのつながりが大変重要であり、市民との協働ということが1つの大きなテーマになると思っておりますので、そのへんを大切にしながら連帯感のある和の杜づくりを進めていきなと。

そしてよく言うんですけれども北杜市を知ることによって愛してほしい、愛することによってさらに知ってほしい思いであります。そういう意味で27年度に北杜市のカレンダーを作ったので、それも参考にさせていただければ大変ありがたく思っているところであります。

ちょっと総論的な話になってしまいましたけれども、8つの杜づくりと27年度に向かっの思いとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

内田議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、地方創生プログラムの対応についてということで、この中に盛り込まれております総合戦略の策定時期ということでございますけれども、これにつきましては創生プログラムに地方版の総合戦略の策定ということが謳われております。それにつきましては先ほど答弁にもありましたけれども、本市の最重要課題であります人口減少ならびに少子化対策、これについての事業については早期に対応しなければならないということもありますので、その総合戦略の策定につきましても平成27年度の早い段階で策定したいというふう考えております。

また第2番目の新規事業、これについての対応等でございますけれども現在、定住促進計画を策定中でございます。これにつきましては平成26年度末に策定を予定しておりますので、その中に盛り込まれております人口減少、ならびに定住促進等々の対応、これにつきましては

平成27年の当初予算にちょっと盛り込むことができませんので、27年度の早い時期での補正対応ということで、できる事業から取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

内田議員の再質問にお答えいたします。

6次産業のパッケージ商品化の活用についてご質問だと思いますけども、現在までに農業生産法人の参入につきましては15社、参入していただいております。それとならびに先月におきまして北杜市農業企業コンソーシアムを設立していただきまして、その目的としては会員が協力して農業の6次産業化に取り組むことにより、地域農業全体の活性化を推進することを目的とするという内容でございます。

パッケージ商品につきましてはそのまた需要供給型、そのまわりの産業を活性化させるということもありまして、さらに地域の活性化、ならびに経済の波及効果が期待できますので、先ほどの企業コンソーシアム等と連携をしながら促進、あるいは流通をさせていくということで支援してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再々質問を1点させていただきます。

6次産業化につきましてですが、先ほどの企業コンソーシアムを設立したということで、これは確認の意味の再々質問でございますが、これからいろんな法人、そしていろんな企業が参入した、以前はよく担い手の皆さんのグループをつくったこともありましたが、そういった意味で今度は地元の企業さんも含めてこの6次産業化に向けて簡単に言うと商品化であったり、流通であったり、1つの企業ではできないのでそれをお互いに融通し合ったり、またいろんな情報交換をし合ったり、それらをしながらこの地域発展にこの企業コンソーシアムが今後、非常に期待ができるわけございまして、そういった意味で今回、企業コンソーシアムを設立したというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

内田議員の再々質問にお答えいたします。

農業企業コンソーシアムでございますけども、先ほど申し上げたとおり企業がお互いに協同してやっていくということでございます。1つの例としましては首都圏に生産物を運ぶ、その中で協同で荷物などを出荷ないし帰りにはまたそれらに関する協同ということ会員相互で連携していくというような内容になります。

また地元の企業との連携も今後さらに考えられるわけでございますので、市としましても雇

用の確保も含めて拡大が望めますので、コンソーシアムを通じてさらなる農業生産法人の支援を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

それでは2項目めの、職員の処遇改善について伺いをいたします。

政府は16日、昨日になります。経済界、労働界の各代表とつくる政労使会議を開き経済の好循環の継続に向けた取り組みとして、経済界は賃金の引き上げに向けた最大限の努力を図ると明記した合意文書を取りまとめたところでございます。そしてその案の中に盛り込まれたことがございます。それは仕事、役割、貢献度を重視した賃金体系とするということでございます。この中でこれらを鑑みたときに、先ほど総務部長のほうもお答えをいただいたところでございますが、この1番目の休暇、残業手当等についてでございますが、先ほど示されたとおり個々に、要するに業としてその職務の命令によりした職務については、この残業手当がつくというふうには先ほど答弁したように聞いております。しかしよくよく見てみますと、実際は自らどうしてもこれはしておかなければならないということの中で、先対応をしてきたということがこの最初、予算でも私が質問したとおり多くの交付金等を獲得できた現実が私はあると思うわけです。といたしますと、北杜市の職員は一生懸命自らの自発的な行為によって市に多くの貢献をもたらしているというふうに解釈することが私は正しい見方になるのではないかと考えています。そういう思いで見ますと今言われたとおり命令の指揮系統、仕事の指揮系統が、たしかにそれらに残業等の計数に関わるわけでございますが、自主的な残業等につきましてもそれらは少々、これは考えていかなければならないというふうに思うわけでございます。

これは休暇等も同じでございます。先ほど10.8日とおっしゃっていますけれども、他の自治体より休暇が取れているのではないかと考えていますが、間違いなく他の自治体よりもうちの職員が灯りをつけて仕事をしていることは事実です。それはお隣の市やそのお隣の市はどこへ行っても5時15分になればたいがいの灯りが消える。しかしうちの灯りは消えないんですよ。10時、11時まで消えないことがあるんです。ということは間違いなく一生懸命頑張っているわけですから、今回のこの賃上げの努力とありますけれども、これらについて政労使会議等の合意文書等も鑑みながら、それらについてはより1項目、検討をあげていくべきかというふうに思うところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

内田俊彦議員の再質問でございます。

賃金体系等々のことで大変ありがたいお言葉をいただいたわけでございますけれども、職員も一生懸命頑張っていることは確かでございます。当然、時間外をすべて出すというわけではございませんけれども、職員の部長会議等々でも十分説明しているんですけども、当然サービス残業的なものは申し合わせでそれはやめましょうと。特別な、そういった公共事業等々の事業に

については命令によって業務を遂行してもらおうと。しかしながら職員も体があつてのものでございます。市としましては職員は大変大事な存在でございますので、なるべく週休日、休日の確保をして、また勤務時間の縮減も図りながら健康福祉も充実させるという観点からできる限り週休日の振り替えとか、休日の代休日を優先させてこれからの業務に当たってもらうということを今、考えております。

ですから無理のない中で、これからの行政需要に応じた業務を遂行しなければならないということは確かでございますので、今後も庁内会議でさらなる職員に周知をして業務の適切な遂行を図ってもらいたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

現実を見ますと非常に今の答弁の信憑性は厳しい状況にあるということは、身に染みて部長もお分かりだと思えます。それを形や数字にぜひ反映できるように、そして働きがいがある職場になって、ますます北杜市が発展するように考えるべきだと思っております。民間企業もたしかに厳しい状況の中ではあります。しかし市の職員の皆さんが与えられた仕事以上のことをしながら、その対価を求めないというようなことでは職員のスキルアップにもつながらないと思います。ぜひともそういう形に、数字やまたほかの何かの形に表せるようにしていただきたいと思いがいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

内田議員の再々質問でございます。働きがいのある職場づくりに努めるということでございます。

職場の実態を当然、把握する中で仕事量に見合った職員配置をこれからも行っていきたいと。またそのためにも今後も担当部署、人事担当も含めて適切な対応を取っていきたいと、かように考えています。いろいろとありがとうございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

日本共産党の代表質問をさせていただきます。

師走の総選挙の結果が出ました。今回の総選挙で、日本共産党は比例代表で議席を倍以上に伸ばすとともに小選挙区でも18年ぶりに党議席を獲得し21議席へと大きく躍進しました。暴走を重ねた安倍政権に最も厳しく対決するとともに経済でも安保外交でも対案を掲げ、日本共産党への国民の期待の広がりと共に共感の広がりと共に期待の高まりを示すものです。安倍政権与党の自民・公明党両党が326の議席を得たことで一部、自公圧勝と報じられていますが、実態はまったく異なります。自民党の今回の議席数は前回、2年前の総選挙を下回りました。戦後最低の投票率のもとで全有権者に占める与党の得票率は3割にもなりません。大政党に有利な小選挙区制によってつくられた虚構の多数であることは明白です。安倍政権に最も厳しく対決した日本共産党が躍進したという事実も民意の重要な表われです。沖縄の4つの総選挙区で新基地反対の候補者がすべて勝利し、県民を裏切った自民党の候補者がすべて敗れたことも極めて重要な民意として重く受け止めるべきです。安倍政権がこれから進めようとしていることは消費税の10%、アベノミクス、集団的自衛権、原発再稼働、沖縄新基地、どれをとっても国民多数の意思に背くものであります。それを強行しようとするならば大きな矛盾が噴き出すでしょう。日本共産党は国会内外の力で安倍政権の暴走を包囲し、国民にとって希望が持てる社会への政治の転換に力を尽くしてまいります。

年末を迎え市民の皆さんに福祉灯油の実施、子ども・障害児の医療費窓口無料化の充実など温かい政治の実施を求め、以下質問をいたします。

最初に福祉灯油の実施について伺います。

今、年金などが減っております。灯油価格の変動で冬期間の生活に影響を及ぼす低所得世帯に対して経済的負担を軽減するため、灯油購入にかかる費用の一部を負担する制度を自治体として実施をしております。高齢者世帯、身体障害者手帳、療育手帳などを交付されている世帯、ひとり親世帯が対象となって助成を行っております。この実施を北杜市でも求めます。

次に、中学3年生までの医療費窓口無料の拡大を求めます。

今年10月より小学6年生までの窓口無料化を歓迎する声が市民から挙がっております。市内で開業している医院の先生方、市民の中からぜひとも今、県内で多数となっている中学3年生まで窓口無料制度を引き上げてほしいとの声が寄せられております。新たに市民団体が行っている署名活動も1千筆以上が寄せられております。新年度での実施を求めます。

次に重度心身障害者医療費窓口無料に戻すこと。このことを山梨県に要請すること。そして市で重度心身障害児の医療費窓口無料の実施をすることを求めます。

2008年より重度心身障害者、ひとり親家庭医療費の助成が子どもの医療費助成とともに窓口無料となり、安心して医療機関にかかれるようになりました。全国的にも誇れる制度です。しかし11月より県は重度心身障害者医療費を償還払いにいたしました。重度心身障害者やその家族に大きな負担がかかることになってしまいました。障害があるために経済的に苦しい方も多い中、毎回窓口支払い分を用意しなければなりません。会計で待つ時間も負担となります。負担が多いために受診を抑制すれば症状が悪化することもあります。障害児については子どもの医療費窓口無料の権利まで奪われております。県に窓口無料に戻すことを要請するとともに、市では重度心身障害児についてはほかの子どもたちと同様に医療費助成の窓口無料を求めます。

次に、生活保護級地の引き上げを国に要請することについて伺います。

北杜市の生活扶助費は3級の2となっています。韮崎市は3級の1であり、年齢70歳以上の単身者で比較しますと住宅費を除いて月3,040円の差であり、年間では3万6,480円となります。このことを山梨県の担当者にも伝えました。交通の便など今、生活状況に特別、韮崎、北杜で差があるわけではないので級地を同じにしていけることを国に伝えるとの返事でした。市民の暮らしを支える施策として、生活保護級地を引き上げることを国に要請することを求めます。

大きな第2項目として、住宅リフォーム助成制度の実現を求め伺います。

住宅リフォーム助成制度は、地域住民が住宅のリフォームを行った場合にその経費の一部を助成する制度で、これにより住宅の改善を促進するとともに地元中小零細事業者の仕事づくりや地域経済の活性化につながるものであります。この制度は全国の地方自治体に急速に広がり、昨年5月現在で6件、556市区町村、合計562の自治体で実施しています。4月の消費税増税で地元中小零細企業の仕事の落ち込みがある中、緊急経済対策として住宅リフォーム助成制度の実施を求めます。

第3項目に、介護保険サービス利用希望者の申請者受け付けを行うことについて伺います。

市の高齢化率と認定率が発表されております。平成18年から平成25年の高齢化率は27%から32.1%へと増加しています。しかし介護保険の認定率は12.9%から10.8%と減少をしています。高齢者人口が増加しているのに介護認定者が減少している認識について、まず見解を求めます。

そして市の認定が厳しく介護難民を生んでいるのではないかと、こうした声を聞きます。市民との相談によって受け付けを制限することなくサービス利用希望者の受け付けを行うこと、申請を受け付けることを求めます。このことの見解を求めます。

最後に中部横断自動車道活用検討委員会、ワークショップ委員構成の見解について伺います。

地域の交通は午前中のお話でもありました高齢者の移動の確保だけでなくまちづくり、児童生徒の通学補償と安全対策、地域コミュニティづくり、公共交通を利用できない人たちの外出機会の確保等、あらゆる人たち、地域の課題でもあります。超高齢化社会到来とともに過疎地域だけでなく都市の中にも限界集落が進みつつあり、その中でも住民がいきいきと生きていける条件として地域交通は欠かせません。交通政策は地域交通だけでなく、地域福祉の課題でもあり、教育地域コミュニティなど住民が地域で生きていく上での土台となる総合的な課題です。そして今回、このワークショップ委員の公募は国において決定されてBルート案を踏まえ1.中部横断自動車道の整備における配備すべき事項や工夫すべき事業、2.地域住民をはじめとする関係者が一体となって共同で取り組む内容を具体的に話し合うワークショップ参加者を公募する、このようにしておりますが推進する方々の委員構成ではないか、その点をまず見解を求めます。

そして中部横断自動車道八ヶ岳沿線住民の会では11月26日、国土交通大臣に計画段階評価のやり直しを求める要請書を提出しております。当日、整備局側は住民が何を不安に思っているか知るの大切なこと、今後も意見交換はしていくとした答弁をしております。市でも市民の意見を聞く場を開催すべきではないか、その見解を求めてまいります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

子ども・障害児の医療費窓口無料化の拡充などについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、重度心身障害者等の医療費についてであります。

重度心身障害者医療費助成制度は障害がある限り、年齢を問わず一貫して障害者の健康を守るために実施している制度です。障害のある方々には、一定年齢に達したら終了する子ども医療費助成制度ではなく、障害が続く限り継続して同じ制度で助成させていただいております。

重度心身障害者医療費助成制度は県の制度として実施されており、市町村が足並みを揃えて実施することが将来にわたり、安定した持続可能な医療費助成制度となるものと考えておりますので、市単独で窓口無料化の実施は考えておりません。

次に、生活保護基準級地の引き上げについてであります。

生活保護法における級地制度は、地域の生活水準に差がみられることから生活保護基準に地域差を設けたものであります。級地区分については、各市町村の消費水準や都道府県の意見等を踏まえて、総合的な判断によって国が指定したものでありますので尊重したいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

介護保険サービス利用希望者の申請者受付を行うことについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護認定者数についてであります。

市の介護認定者数は、国および県の認定者数が増加している中で平成17年度末の1,984人を境に平成18年度末が1,803人、平成25年度末には1,772人と減少傾向にあります。

市は平成18年の制度改正後、介護予防に重点を置き、健康増進に努めた事業の実施や啓発による結果、介護に至らない高齢者が増加していることで認定者数が減少しているものと考えております。

次に認定についてであります。市は法制度に基づき申請を受け付け介護認定審査会で適正な認定を行い、適切な介護サービスの利用ができるように対応しております。

次に、サービス利用希望者の受付についてであります。

市は今後も介護予防事業の普及啓発を図り、事業の利用希望者が増加し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護予防を充実してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

福祉灯油の実施、子ども・障害児の医療費窓口無料化の拡充などについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、福祉灯油の実施についてであります。

福祉灯油券については、平成19年度に灯油が著しく高騰した際に発行した経緯があります。現在は燃料が特別に高騰している状況ではないため灯油券の発行は考えておりませんが、今後、国の経済対策等の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、子ども医療費窓口無料の拡大についてであります。

子どもの健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図るため、行財政改革による財源確保や消費税率引き上げに伴う増収額を総合的に勘案し、財源確保が見込めたことから本年10月1日から助成の対象年齢を小学校6年生まで拡大いたしました。

なお、本市は医療費助成以外にも保育料の第2子以降無料化や子育て支援住宅の建設、学校給食への補助など、独自の子育て支援事業を多方面から実施していることや将来の財政状況を鑑み、中学3年生までの拡大については当面、行わないこととしております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度の実現についてであります。

現在、市が行っているリフォーム関係の助成には木造住宅耐震改修支援事業および木造住宅耐震シェルター設置事業などの助成事業があり、さらに建築物耐震化促進事業も本年度から始まっております。

市といたしましても、市民の安全・安心に直結する制度を優先的にこれらの助成制度を実施しておりますので、現在のところ個人住宅のリフォーム助成制度については考えておりません。

また、地元業者によります補助対象改修につきましても、市への業者紹介の際にはできるだけ地元業者に発注いただけるよう要望しているところでありますが、提出書類等の対応が困難な場合もあり、受注に至らないケースもあると聞いております。

次に中部横断自動車道活用検討委員会、ワークショップ委員の構成についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、ワークショップ委員の公募についてであります。

活用検討委員会では、本年10月から中部横断自動車道活用検討委員会関係者ワークショップへの参加を呼びかけ、11月21日に第1回関係者ワークショップを開催したところであります。

参加者の皆さまは、本年3月に取りまとめられた中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョンの達成に向け、今後の本市におけるみちづくり・まちづくりに積極的な姿勢を持つ方々であると承知しております。

次に、市民意見を聞く場の開催についてであります。

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会などが、国土交通省関東地方整備局に対し、国が実施している計画段階評価の手続きのやり直しなどを求めて要望書を提出したとのことです。

市ではこれまでも中部横断自動車道長坂・八千穂間の整備計画について、いくつかの団体や個人の皆さまとの意見交換や要請活動などに対し丁寧な対応を行ってきたところであり、今後も県等関係機関と連携し同様の対応をしてまいります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

まず、子育て支援について伺います。

日本一の子育て村を目指す島根県邑南町、ここでは昨年度人口動態が平成17年、合併翌年からマイナスであったものが昨年度、平成25年度20人のプラスになったと報道されています。そして特にこの町では0歳から18歳までの人口が平成17年1,902人から平成22年には1,660人と242人、減少をしています。そしてこの町では0歳から18歳、この年齢を1,800人にしよう、そして子育て支援を行うことにしています。そして平成23年度より取った対策が第2子以降の保育料の全額無料化、保育所給食費の全額無料化、中学校卒業までの医療費の助成、一般不妊治療助成、そして子育て支援手当の充実、放課後児童クラブ費減免などがあります。この町長さんはシングルマザーであろうがなかろうが誰でも差別なく徹底的にお世話させていただく。その人たちの困りごとや要望を聞いて即断即決で決めて早めに手を打てばこの町はいいなということになる。そうした努力によって定住人口、特に若い世代を集めています。市でも若者支援住宅ができてくる中、子どもと障害児の医療費や窓口無料の拡充、有効な施策だと考えます。再度の見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

医療費の窓口無料化の拡大ということで質問をいただきました。

本市では先ほども申し上げましたが、保育料の第2子以降無料化をはじめ子育て支援住宅の建設、それからほくとハッピーワークの設置、それから特定診療科施設介護支援事業など他に誇れる子育て支援事業を多方面から行っていることから、医療費の無料の拡大につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

次に、介護認定について伺います。

市では総合事業実施によって、全国的にモデルとして宣伝がされています。給食の配食などを実施されています。しかし市内等しく同じサービスが受けられるかということ、やはり協力してくれる事業者の範囲によってしか受けられない人も出てまいります。そしてヘルパーさんが食事、洗濯など家事援助は利用者の日常の状態の変化に気づき、変だなと思えば早めに医療機関への受診などにつながっていきます。早期発見により重症化が防げます。同じように今、認知症の方が増えていますけれども、認知症の初期症状の方も介護保険でのサービスが断られる、こうした話を聞いています。そしてふれあい処を紹介され利用していますが、そこでのメニューに合わずに結局、認知症がどんどん進んでしまう事例があります。北杜市では訪問相談、こうしたことを行っておりますが、他の自治体ではこうしたことはありません。申請者や家族が申請したい、そうすれば必ず受け付けるものであります。その点について再度、市の見解を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

たしかに、北杜市では認定申請時に申請者に対する相談をしております。これは相談の申請を受け付けた際に本人の身体の状態だとか、家族の介護の状態だとか希望する介護サービスはどのようなものが必要なのか。またご家族に合った適切なサービスを行うには、こういうサービスもありますよということでご本人と家族の考えを聞いた中で、状態を見た中であなたに合ったサービスはこういうものもありますということで、ふれあい処なりそういうものの紹介をすることがございます。見てそれでは駄目だと、もっとこっちのサービスでなければ駄目というときには、そちらのサービスを受けるために介護認定のほうに進んでいくということもあります。ワンクッションを置いて、このサービスを使って、あなたがそれで大丈夫かもしれないということで、一応サービス、そちらをご紹介している中で、それに合わなければ次の手段というふうに順序を追ってやっているものでございます。これにつきましては、今回の介護保険制度の改正の中でもサービスがバラバラでなく、かつ効率的に提供されるよう、より専門的な視点から相談援助を行うこととなりますので、今後はどの市町村でもそのような相談をして認定のほうにいくという体制になっていくものと思われま。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

やはり介護認定なので、全国一律の国のサービスに従うべきだ、このことをまず申し上げておきます。

そしてワークショップ、検討委員会について再度質問させていただきます。

この委員会が公開となっているかどうかということをもっと聞きたいと思っております。そして私も

国交省でのBルートが決まった委員会の傍聴に参加をしました。そして今回、このルートは標高1千メートルを超す日本では初めての高速道路であります。冬期間のアイスバーンなど、自然環境の問題など本当に厳しい問題が出されています。またこのルートを造るにあたり自然環境が破壊されないか、こうした疑問点がいくつも出されています。しかし先ほど言った委員会の決定のときには、何もこうした市民から出されている疑問、質問には一切答えずにルートを決めております。だからこそこの地で、皆さんの本当に心配ごとに対する話し合いをぜひしっかりとしてほしいと思います。そういう意味において今後とも市民の皆さんから提案、求めがあれば対話に応じるのかどうか、そのあたりをぜひご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

まずワークショップにつきまして公開をされているのかという質問でありますけども、非公開とさせていただいております。ですから委員さん31名いらっしゃいますけども、名前を公表していないということでもあります。

それと先ほどのいろいろな自然環境ということでもありますけども、現在、整備区間ということで環境アセスが始まれば今、言ったような問題は解決するであろうということを考えております。

それとあと話し合いにつきましては、先ほど申し上げましたように先の委員会でも丁寧に對話してくださいという委員長のお話もありましたように、丁寧に対応したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時55分といたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15 番議員（中嶋新君）

北杜クラブを代表いたしまして大きく8項目、質問をさせていただきます。

12月に入りました。26年も最後の第4回定例会ということで、来週1週間後にはわが家も待ちに待ったクリスマスということで、明るい市内のイルミネーションに心休まるときもたまには過ごしております。年末にもなります。また26年、最後の定例会ということで8項目ありますが、ご答弁のほどをよろしく願いして質問に入ります。

1項目めとしまして、高根地区の小学校統合事業についてお伺いします。

市内の児童生徒の学習環境の改善を目的に、ここ高根地区の4小学校を2校に統合する小中学校適正規模、また適正配置計画が公表されました。同じく町村として同じ規模の長坂地区の4つの小学校は、25年4月には長坂中学校の隣接地の旧長坂小学校跡地に校舎を改築しまして1校に統合されました。今般の小中学校統合実施計画によると今後、中学校を半数の4校に、また高根地区の小学校は高根の東地域の3校を30年4月を開校目標として統合し、現在ある西小学校との2校に集約すると公表されております。

そこで10月には新たに高根地区新しい学校づくり会議を教育委員会は設置しまして、関係者の意見の集約に努めていることは承知しております。何より児童の学習環境の改善が第一義であります。課題の対策を丁寧に説明し理解していただくことが肝要と考えます。

そこで以下、伺います。

この学校づくり会議は現在11月27日ですね、第2回目の会議が開催されております。私をはじめ同僚の議員も複数、傍聴をさせていただいております。第2回の会議においては多くの意見を尊重し、当初の予定といたしますか12月中の意見集約を目標と一時しておったようですけれども、この期間を延長してさらに慎重に協議を重ねることを会議としては申し合わせたと聞いております。そこで1点目としまして、この会議の進捗とここでの協議事項や具体的に決定すべき事項について、お伺いします。

2点目としましては統合された結果、各学年の教室数は2クラスで6学年12クラスと考えますが、今回の統合案に必要とされる周辺の施設整備の内容と当然、財源の確保は計画ができていたとは思いますが、それについてお伺いいたします。

3点目としましては今後、統合小学校として使用される東小周辺については基本的には第一義には徒歩通学、今までの徒歩通学といった見解だとは思いますが、ここに関わる現在、通学路の一部に交差点等々、多少の課題があるように見受けられます。そこで今後、児童の安全な通学に資する通学路の課題と今後の整備計画はお持ちか、お伺いいたします。

4点目としまして通学手段の具体策ですね、現在、東小学校についてはスクールバス等の支援といたしますか補助はありません。すべて基本的に通学は徒歩通学ということですが、長坂統合小学校の例を挙げますと一部考え方、そういった点があるかと思っております。今後統合した暁には東小学校の通学区の児童の通学に関する補助といたしますか、手段の基準の見直しは考えていらっしゃるか、お伺いします。

5点目としまして現在、実施計画、これが小学校、中学校の統合といたしますか、要するに適正規模・適正配置の計画は当初、過去には一次統合ということをお聞きしております。やはり現在、生まれているお子さんが昨年度でいいますと240人欠けるような状況を鑑みますと将来、第2次の統合の構想についても慎重に審議をしていくべきであるといった教育委員会の見

解を過去に聞いた記憶がありますが、その点から現在の計画を第1次、続いて第2次の適正規模や適正配置(案)についての教育委員会の見解をお聞きいたします。

大きく2項目めですけれども公共施設の再配置と温泉、これは観光課が所管であります観光施設について伺います。

公共施設等総合管理計画、これは国が指針といいますか方向を付けております。特に公共施設を今後、総合的に管理するためには必要な計画でございます。結果的に公共施設、現在あるものが再配置というような形になるかとは思いますが、昨年、白書を作成し今後26年、27年度にこの点について検討し結論を28年度に公表する計画と私はお聞きしておりますが、この公共施設の再配置には少なくとも既存の施設の廃止を伴うと思えます。その点からサービスを受ける市民にとって、このことがいかなる意味を持つものであるのか。また市民目線の検証が必要であります。特にこれから2年先の29年度からは北杜市総合計画ですね、10年間の総合計画が第2次として新たにスタートすると思えます。この北杜市総合計画策定には、この公共施設等総合管理計画、これがベース、基本な重要な根拠として意味を持つことになると思えます。そこで市制施行10年を経過して、非常に財政的に安定が図られつつあると感じている市民も多いと感じておりますが、こういった今後の再配置計画を公表するまでの期間にも大型の公共施設の一部であります温泉施設のあり方を今現在検証し、段階的に実施し進めることが重要かつ肝要と考えまして以下伺います。

1点目としましてこの償却資産の数値化や20年30年後の更新時期等々、新たに発生する課題経費の平準化等を求めて、再配置計画案作成に必要な現在、検討がなされております固定資産台帳の整備状況について伺います。

2点目としまして、先ほど申し上げましたように類似施設の状況と28年度までに実施すべき整理統合の実施(案)これは過去のものを含めた中で整理統合がなされたものについて伺います。

3点目は観光振興施設と位置づけました温泉施設、過去には福祉目的ということで各町村において設置がなされたわけですけれども現在は観光課、観光振興施設と位置づけております。この温泉施設の運営の状況と、これに関わる財政の健全化には取り組む必要があるかと思えますので、その点について伺います。

4点目は現在、制度を利用し指定管理施設を指定管理者に管理を委ねております。その指定管理施設の過去5年間の総収支とその推移について伺います。

5点目としまして、市民に身近な行政施設としての総合支所の形態と職員配置の適正化について伺います。過去にもいくつか組織の改編をして、事務事業の縮小に伴う職員の減員は分かっていますが、そういった今後の総合支所の形態とこの適正化についてのお考えを伺います。

続きまして3項目めです。北杜市地域防災計画について伺います。

本年2月には記録的な大雪が降りました。従前の対策法では思いも及ばない課題が発生してしまいました。早速、今年、国においては災害対策基本法が改定されたとお聞きしております。また先月の21日の夜、長野県北部地域を震度6強の直下型地震が発生して夜の住民を襲いました。こういったことも起こる。またそこで何より行政の最も重要な使命であります市民の生命・財産を守る観点から地域防災計画、この現状を把握して確実な災害対策が望まれます。そこで以下、伺います。

1点目としまして本市の地域防災計画の改定の内容と具体的な行動計画について伺います。

2点目としまして平成19年度から行われております本市の総合防災訓練、これの内容と成果、特に本年度9月に行われた訓練の内容と成果について伺います。

3点目は今般、各行政区、地域に地域支援型としての、地域を支援するために除雪機を交付しております。この交付状況について伺います。

4点目ですけれども、避難方法の確立と周知が急がれます土砂災害特別警戒区域の対応について現在の進捗、または対応について具体的に伺います。

5点目としまして基本的には100%の組織率を目指しているとは思いますが、自主防災組織の現在の充足率と啓発活動、また推進するための取り組みの具体的な必要性の見解について伺います。

6点目としまして、山梨県においては甲府地方気象台が発令する。集中豪雨やゲリラ豪雨の気象台の警戒情報の精度と市民への速やかな伝達方法について、確認のために伺います。

続きまして4項目めですけれども、農業と観光の連携による産業振興策について伺います。

何より本市の産業の基幹であります農業や観光業は、現在八ヶ岳観光圏等の事業として国内外に広く発信されており、数多くの振興策が実施されております。特に産業振興の一翼を担い核として推進力を発揮しております北杜市観光協会には、北杜市の自然をベースに農業とリンクした重要な施策を展開しておられます。改めて産業の振興は、北杜市民の生活の糧や夢を生み出す根源であります。これからも各種の先進的な事業を取り入れ、行政と一体となり推進することが肝要であります。そこで産業振興策について以下、伺います。

1点目に多くの今回、農業法人が加入され、組織された北杜市コンソーシアムのこの活動の内容について伺います。

2点目としまして、八ヶ岳観光圏事業の取り組みと現在、市内観光に対する波及効果はいかがか伺います。

3点目は市が期待する昨年、一般社団法人として組織化されたりリニューアル、北杜市観光協会のこれからのあり方と市としての育成策はどのようなものがあるか、伺います。

4点目としまして一番大きな視点で申し上げますと国のビジットジャパン、世界に発信できる観光圏として今後、戦略的な事業、または考えを市としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

続きまして5項目めです。中部横断自動車道の道路プランについて、お伺いします。

国の高規格道路網の整備は極めて重要であります。想定される大規模災害対策、また命の道を鑑みると中部横断道路に関わる市の道路プランは将来の北杜市にとって大きく関わり、地域振興など多大な影響が予測されます。

今般、北杜市内のルートが正式に決定され、今後整備計画への格上げが待たれます。市では11月21日から中部横断自動車道活用検討委員会において、道路プランの検討がスタートしていると聞いております。そこで、以下伺います。

1点目としまして、この中部横断自動車道活用検討委員会の進捗はいかがか、お伺いします。

2点目としまして、この検討委員会に今後答申するこの関係者ワークショップ、この目的と内容について伺います。

また3点目としまして、そのワークショップ終了後と聞いておりますが、一般市民から抽出し公募するワークショップの目的と内容について伺います。

4点目としまして、このワークショップ等の集約された意見を市長のもとに答申する時期を

伺います。当然、検討委員会の中で検討され、その内容について市長に答申するというところであろうかと思っておりますが、この時期も非常に重要でございます。その点から伺います。

5点目としまして、何より北杜市議会としましても過去に早期の整備、また計画の格上げと早期着工、また供用を求めて国または関係機関に意見をしております。何より市政発展、また市民の生活に寄与するためにもこの道路プランと国に要望する時期ですね、これについてお考えがあれば伺いいたします。

続きまして6項目めですけれども、今般、市長の所信にもありました定住自立圏構想とその効果について伺います。

総務省が平成21年に示されました定住自立圏構想に基づき、中心市を核とした他市町村との連携した定住自立圏域を設定する構想が示されております。将来の北杜市の夢と活力を具現化する積極的な人口減少の解消を強力に進めることは市民の願いだと思います。そこで人口減少を食い止め、自立した北杜市を建設していくための施策について以下、伺います。

1点目としまして、今回の定住自立圏を形成する市町村と具体的に解決すべき具体的な課題について伺います。

2点目としまして、その解決すべき課題と考えられるものと今後この自立圏に期待される効果について伺います。

3点目としまして、定住自立圏構想によるこの事業の計画策定、先ほども質疑の中でビジョンという形の中で作成なさると思いますが、この実施までのスケジュールについて具体的に伺います。

4点目としまして八ヶ岳南麓地域を網羅する東から西と、八ヶ岳南麓という意味で他の自治体と連携する自立圏の構想についてどのようにお考えか、伺いいたします。

7項目めですけれども、太陽光発電所の現状と影響について伺いいたします。

太陽光発電施設については今般、制定されました要綱の施行後の把握状況と対策について以下、伺います。

1点目としまして、要綱施行前の施設確認の進捗と施行後の届け出の状況、先ほど答弁にもいくつか代表質問の中にありましたが、改めてここから話を進めたいと思いますのでご答弁をお願いいたします。

2点目としまして、それぞれの施設規模の分類と各種の各施設数および施設用地の総面積、またそれに伴う総発電量について伺います。

発電量に伴う規模別の施設設置者が個人であるのか、または法人であるのかといった具体的な内訳を伺います。

4点目としまして、その施設の設置者は市内、市民であるのか、市外の割合といったものと各売電収入の総額について伺いいたします。

この点で大きく2点目としまして今後、市の事業として売電、用地の貸し出しへの取り組みはお考えであるか、伺いいたします。

3点目としまして売電収入によります市税に対する効果はあるのでしょうか、伺いいたします。

4点目としまして本来、再生可能エネルギー、また太陽光に突出する二酸化炭素削減の効果ですね、それとその効果に見合う森林の吸収の換算した面積について伺いいたします。

5点目としまして、荒れた土地やまた耕作放棄地等を利用するソーラー太陽光施設もいくつ

かお聞きはしていますが、この結果、有害鳥獣対策への効果が一部あるかと思いますがその点について見解を伺います。

最後に8項目めですけれども、これも市長、冒頭所信でありました上下水道事業の公営企業化について伺います。

この簡易水道事業、下水道事業について今後、公営企業化へ向けて取り組みを27年度から始めると表明されました。現在、上下水道の料金を統一している過程でもあり、近々終局の時期を迎えておりますが、そこで今後の取り組みについて以下伺います。

1 点目としまして事業を公営企業化するその理由と既存、今ある事業との違いについて伺います。

2 点目としまして公営企業化するメリットですね、必要性和と課題がございましたら伺います。

以上8項目について、北杜クラブの代表質問とさせていただきます。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

公共施設の再配置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、固定資産台帳の整備状況についてであります。

平成29年度までに、統一的新基準に基づく国が財務書類等の作成を予定されていることから、本市においても固定資産台帳の整備に取り組むこととしております。

台帳は道路や橋梁、上下水道等のインフラを含むすべての公共施設等について整備を行うことから現在、関係する部局でプロジェクトチームを編成し、既存の台帳等の確認作業と委託に向けての仕様書の検討を進めているところであります。

なお、台帳の成果を公共施設等総合管理計画の策定にも活用することから、平成28年度までに整備することとしております。

次に、総合支所形態と職員配置についてであります。

総合支所については安全性確保や複合化を進める中で須玉、大泉、白州、武川の総合支所の移転を行うとともに、小淵沢総合支所も来年3月から生涯学習センターこぶちさわに移転し業務を開始する予定であります。

しかし少子化による人口減少や定住促進、子育て支援、高齢者福祉に対応する新たな職員配置が必要となる一方、職員の定員適正化計画に基づき職員の削減を進めていく上では8つの総合支所を現在の体制で維持していくことは厳しい状況にあります。このため、各総合支所の体制については、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

次に北杜市地域防災計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、改定内容と具体的な行動計画についてであります。

今回の北杜市地域防災計画の改定は10月末の山梨県地域防災計画の改定、2月の雪害対策の検証を踏まえた見直しを行っております。

主な内容としては災害警戒本部として本部員会議を位置づけ、配備体制への速やかな移行体

制を行ったこと、雪害予防対策を設け雪害安全対策、ライフライン確保対策、豪雪時の搬送対策等の実施を定めました。また雪害対策として職員の配備体制、関係機関との情報連絡、堆積した雪の排除等も定めたところであります。

現在、北杜市防災会議でご承認をいただいた改正案についてパブリックコメントを実施しており、そのご意見も反映したのち策定することとしております。

具体的な行動については地域防災計画を踏まえて職員初動マニュアルを改訂し、必要な対応を定めることとしております。

なお、策定までの間は改定案の内容で対応することを防災会議でご了承いただいております。

次に、土砂災害特別警戒区域の対応についてであります。

土砂災害警戒区域は山梨県の指定によるもので、全県で7,089区域が指定され、市内には424カ所があり、そのうち374カ所が土砂災害特別警戒区域に指定されております。

避難方法については北杜市防災計画の避難発令基準に基づき、発災が予想される場合は最新の気象情報を活用し、防災無線やエフエム八ヶ岳、消防団などによる広報車等、複数の手段を用いて、いち早く市民に避難情報を伝達してまいります。

また警戒区域に指定されている関係集落への周知に努めるとともに、気象情報や土砂災害情報の提供を行い、平常時から災害時に備えることについて啓発してまいります。

次に、コンソーシアムの活動についてであります。

北杜市農業企業コンソーシアムは12の農業生産法人と山梨県、JA梨北、山梨大学をはじめとする7団体の賛助会員で構成され、農業生産法人の健全な農業経営の発展を目的として先月21日に設立されました。

コンソーシアムでは物流の共同化による効率化、周辺環境への配慮、協働による6次産業化の推進、また市内イベントへの参加などによる地域農業全般の活性化を目指しており、賛助会員とのタイアップにより産学官の連携効果で、新たな特産品の開発が期待されるところであります。

また北杜市には今後も多くの農業生産法人の参入が予想されることから、コンソーシアムへの入会を促し進出法人間の連携を強化することにより相乗効果を十分発揮し、安全・安心日本の台所北杜市の一翼を担ってもらうことができるよう、市としても支援してまいりたいと考えております。

次に、市政発展につなげる中部横断自動車活用による道路プラン等についてであります。

関係者ワークショップでは、市民の皆さまからさまざまなアイデアや提案などが出されていると聞いております。市民ワークショップや活用検討委員会での検討を重ね、今後、提言される道路プラン中間取りまとめの結果は、10年20年後の北杜市の将来構想の礎となることを期待しているところであります。

現在、中部横断自動車道長坂・八千穂間の整備計画区間への早期格上げについては、県および長野県の沿線自治体とも連携しながら、さまざまな機会を利用して国に対し継続して要望活動を行っているところでありますが、さらに事業開始に伴う環境影響評価の開始に合わせ、北杜市の将来を見据えた多くの市民の皆さまの声を国および県に対し届けてまいりたいと考えているところであります。

次に定住自立圏構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、定住自立圏を形成する市町村と課題についてであります。

定住自立圏構想は日本の人口減少、少子高齢化が急速に進む中、地方から大都市への人口流出に歯止めをかけ、地方圏域の生活機能を維持する狙いで国が財政支援も含め推進している制度であります。

この構想では形成を想定する市町村として中心市と近接し経済、社会、文化または住民生活において密接な関係を有する市町村と規定していることから、すでに自治体の枠を超え八ヶ岳観光圏で支え合ってきた長野県富士見町、原村と連携し、力みなぎる魅力的な圏域づくりに努めていきたいと考えております。大学や企業などとの連携に加え、他の自治体との連携はこれからの自治体において重要であると考えております。共存的、競争の時代であります。本市をはじめ富士見町、原村においても人口減少対策は喫緊の課題と捉えており、圏域全体で課題に取り組むことによる効果に期待しているところであります。

次に、課題と期待される効果についてであります。

人口減少を抑制するためには圏域から大都市への人口流出に歯止めをかけ、一方では自然が豊かで首都圏に近い利点を生かし、首都圏から人を呼び込む取り組みも重要であると考えております。これらの取り組みは、連携自治体と協議を行う中で定住自立圏共生ビジョンとして策定することとなります。

ビジョンに基づく事業の取り組みにより、圏域全体の暮らしに必要な生活機能の確保や農林業および観光等の産業振興や豊かな自然環境の保全などが図られるなど互いに連携、協力することにより圏域全体の活性化が図られ、結果として定住人口の増加につながるものと考えております。

次に、太陽光発電施設の売電収入による市税への効果についてであります。

売電収入については、平成25年分の申告では減価償却などの必要経費の控除により、所得がほとんど発生しておりません。しかし、発電出力10キロワット以上の事業用太陽光発電所が市内に設置されたことにより、平成26年度の固定資産税については本年1月1日に稼働している1万2千キロワット分が課税の対象となり、土地の地目の異動による約400万円、パネル、架台、パワーコンディショナーなどの償却資産として約3,100万円、合わせて約3,500万円の増額となります。

次に上下水道事業の公営企業化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公営企業化する理由と既存事業との違いについてであります。

10月1日に地方公営企業等の経営健全化に関する説明会が開催され、公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが国から示されました。このロードマップでは、重点事業として簡易水道事業および下水道事業が挙げられ、人口3万人以上の団体においては平成32年4月までの期間内に公営企業へ移行することとし、移行経費に対する地方財政措置として固定資産台帳整備などにかかる経費については、特別交付税措置が講じられます。

このことから、本市においても北杜市簡易水道運営委員会や北杜市下水道事業審議会等のご意見をいただきながら、公営企業移行に向けて計画を進めてまいります。

また現行の上下水道事業との違いではありますが、最も大きな違いは会計制度にあります。簿記方式が現行の単式簿記から複式簿記になることと、決算書類および決算の目的が大きく異なることとなります。これにより従来の収入、支出といった会計情報以外に資産、負債、資本、収益、費用が加わり中長期的な経営判断が可能となります。

次に、公営企業化するメリットと課題についてであります。

地方公営企業法を適用した場合の一般的な効果としては、経営基盤強化に向けた計画性や透明性の向上、財務書類の適正な情報開示などが挙げられます。特に会計制度では損益取引と資本取引が区分されることから、将来の経営計画が適切に策定できることや一定期間における事業の経営状況や財政状況が明確になります。

課題としては、財政状況の透明化に伴う繰入金のあり方について検討の必要があることや費用対効果の観点から施設の整備、更新についての見直しなどがあります。また建設改良事業についても、国庫補助や地方財政措置をはじめとした財源の確保ということが挙げられます。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

高根地区の小学校統合事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高根地区新しい学校づくり会議についてであります。

高根地区新しい学校づくり会議は、高根地区小学校統合計画案について学校関係者や住民からの意見集約を行い、市教育委員会へ報告していただくことを目的に本年10月28日に設置いたしました。

これまでに2回の会議を開催し、学校関係者や地域からの意見やアンケート結果が報告されるなど協議が進められているところであります。会議では年内での意見集約を予定しましたが、時間を掛けた議論が必要とのことから今後、会議を重ね来年2月末を目途に意見集約を行うこととなりました。

次に、統合に必要とされる施設等の整備についてであります。

学校統合においては、スクールバスの運行や保護者による送迎なども想定されることから学校施設や周辺の整備が必要となります。整備計画については、高根地区新しい学校づくり会議からの報告や要望を受けて、具体的に検討してまいります。

次に、安全な通学路の課題と整備計画についてであります。

学校統合へ向けては、通学の安全確保は重要な課題であります。統合先となる高根東小学校周辺においては、スクールバスや保護者による送迎のための車など通行車両の増加が見込まれますので、歩道やグリーンベルトなどの整備を道路管理者と協議してまいります。

また交通指導員を優先して配置するなどの安全対策を講じるとともに、地域の皆さまによる見守りについてもご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、通学手段の具体策と東小通学区の児童の利用基準についてであります。

学校統合により遠距離通学となる地域に対しては、スクールバスによる通学体制の整備が必要となります。スクールバスの運行計画においては、運行経路や乗車場所などを学校や保護者の方々とも協議を行い、安心して安全かつ効率的な運行計画の検討を進めてまいります。

なお、スクールバスの利用については、学校統合により通学手段に変更を生じる学校区の児童に対して行うことを基本と考えております。

次に、第二次適正規模・適正配置についての見解についてであります。

高根地区の小学校統合は、北杜市立小中学校適正配置実施計画では第1段階として高根清里小学校を除く3小学校の統合を目指すとしておりました。現在、進めている高根地区小学校統

合計画案では4つの組み合わせ案を検討する中で、高根西小学校は現状の児童数が減少せずに推移すること、また高根北小学校と高根清里小学校の児童数の減少が著しいことなどから高根東小学校、高根北小学校、高根清里小学校を統合し、高根地区の小学校を高根西小学校と合わせて2校としたところであります。

統合画案ではさらなる学校統合については、中学校の統合も踏まえながら社会情勢等も考慮して将来的に検討するとしているところであります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市地域防災計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市防災訓練の内容と成果についてであります。

本市では年に1回、総合防災訓練を実施しており、今年は8月31日に長坂総合スポーツ公園を主会場として約450人の参加をいただき実施したところであります。総合防災訓練では住民の参加を重視し、本年度は長坂町2地区の住民に参加をいただき自助・共助による体験型の避難訓練を行いました。近所同士の声掛けにより集合し、安否確認ののちに指定避難場所まで避難する訓練を実施し、避難時の配慮などを体験していただきました。

本年度は聴覚障害者協会の皆さまが初めて参加し「いい経験になった」という感想をいただきました。

また、協定を締結している市内のアマチュア無線クラブの皆さまも災害時の情報収集の訓練を行い地形が複雑な市内での通信状況を確認していただきました。

次に、地域支援型除雪機の交付についてであります。

地域機能維持支援のための手押し式除雪機は、今月11日までに各地区への配備を完了したところであります。ご希望をいただいた行政区、保育園、小中学校のほか避難所となる体育施設、社会教育施設、各総合支所などに183台を配備したところであります。

次に、自主防災組織についてであります。

災害時における自主防災組織の重要性については、常日頃より啓発しているところであります。地区から設立の相談を受けた際には難しく考えず、まず結成しそれぞれの地域の実情を見ながら組織の充実をしていくとご案内しております。本年度は大泉地区と長坂地区で各1組織が設立され、市内の組織数は52となり結成率は43%の状況であります。

自主防災組織について打ち合わせを行う場合、地域に出向いて一緒に考え取り組んでいくことが大切であると考えております。また、新たな取り組みとして各種の防災研修についても案内を行っており、11月には中北地域県民センターと共催で行った地域防災リーダー研修には市内全域から約120人の皆さまにご参加いただき、地域の皆さまの防災意識の高さを感じたところであります。

今後も積極的に地域に出向き、自主防災組織の育成・充実に取り組んでまいります。

次に集中豪雨、ゲリラ豪雨の警戒情報についてであります。

土砂災害警戒情報は大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報であります。

雨量状況を把握するための山梨県土砂災害警戒情報システムは、降水量観測値から作成した降水量分布の表示、土砂災害発生危険度の予測情報が1キロメートル四方の領域ごとに現況を6段階の危険度で表示するほか、2時間先までの危険度予測が可能です。

これらの精度の高い最新の気象情報を参考にし、危険が予測される状況になった際には災害警戒本部より防災無線やエフエム八ヶ岳、広報車、エリアメール等の複数の手段を用いて市民にいち早く情報を伝達してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

公共施設の再配置と温泉について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、類似施設の状況と整理統合の実施についてであります。

類似施設の状況については、第2次行政改革大綱・アクションプランに類似施設等の整理統合を掲げ保健センター、デイサービス、介護予防拠点施設の統合や複合施設として甲斐駒センターせせらぎの建設等、いくつかの整理統合を図ってまいりました。

引き続き第3次行政改革大綱においても施設の有効活用、整理統合について検討を進めていくこととしております。

なお、道路や上下水道等のインフラを含むすべての公共施設等の最適な配置を実現することを目的とした公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定するよう、国から要請されました。大綱の推進および計画策定に当たっては、市民の皆さまのご意見もいただく中で施設の有効活用や再配置、整理統合に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指定管理施設の総収支と過去5年間の推移についてであります。

平成25年度決算における指定管理施設の総収入額は40億5,276万3千円、うち指定管理料が2億3,298万8千円。総支出額は40億2,435万6千円、うち市納入金が9,824万2千円。差し引き2,840万7千円の黒字となっております。

指定管理料と市納入金との比較では1億3,474万6千円、指定管理料が上回っている状況にあります。5年前である平成21年度決算においては総収入額は41億1,300万2千円、うち指定管理料が2億384万4千円。総支出額は40億8,329万9千円、うち市納入金が1億2,324万1千円。差し引き2,970万3千円の黒字となっております。

指定管理料と市納入金との比較では8,060万3千円、指定管理料が上回っている状況にあります。平成21年度を基準として、5年間の総収支額の推移は指定管理施設の更新等により若干の増減はありますが、わずかながら減少傾向となっております。

次に定住自立圏構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業実施までのスケジュールについてであります。

定住自立圏構想の事業実施までには、定住自立圏形成協定について議会の議決を経て協定を締結し、圏域の将来像や推進する具体的取り組みを記載した定住自立圏共生ビジョンを策定する必要があります。事業実施にはこれらの作業に要する時間を勘案し、平成27年度中に定住自立圏に向けた事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、他自治体の定住自立圏構想についてであります。

八ヶ岳南麓地域において、本市と定住自立圏の形成が想定される自治体は長野県南牧村や川上村等ありますが、これらの自治体は平成24年度に佐久市を中心市とする佐久地域定住自立圏を立ち上げ、圏域の12市町村が相互に連携協力し圏域全体の定住人口の確保と地域の活性化に取り組んでいる状況であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電所の現状と影響について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、施設確認の進捗と届け出の件数についてであります。

経済産業省が公表した導入件数は482件であります。現在、市で確認している件数は公共施設である北杜サイト、小中学校を含め336件、要綱による届け出数は本年11月末までに119件であります。

次に、施設規模別の件数についてであります。

経済産業省が公表した施設規模別の件数については、10キロワット以上50キロワット未満は459件、50キロワット以上500キロワット未満は14件、500キロワット以上1千キロワット未満は4件、1千キロワット以上2千キロワット未満は5件で全体の発電量は2万8,563キロワットであります。

なお、想定される設置面積については約43ヘクタールとなります。

次に、施設設置者の内訳についてであります。

市が現在、把握している336件の規模別の施設設置者については10キロワット以上50キロワット未満は個人48件、法人235件、公共施設1件。50キロワット以上500キロワット未満は個人3件、法人15件、公共施設7件。500キロワット以上1千キロワット未満は法人10件。1千キロワット以上2千キロワット未満は法人13件、公共施設1件。2千キロワット以上は法人3件であります。また施設設置者の市内外の割合は市内70件、市外266件ありますが各売電収入は掌握できません。

次に、市の事業の取り組みについてであります。

平成18年度から平成22年度までの5カ年において、本市と株式会社NTTファシリティーズが国のプロジェクトとして、NEDOから委託を受けて2メガワット級の太陽光発電施設を構築し実証研究を行ってきました。実証研究終了後の平成23年4月から新たに市営北杜サイト太陽光発電所として実証研究と発電事業を継続して実施しております。このほかスクールニューディールなどによる小中学校23校への太陽光発電設備の導入により1メガワット、明野町地内での農地の法面を利用した発電事業により0.6メガワットの発電事業を実施しております。

また本年4月に新エネルギー推進機構を設立し、太陽光設備の設置が可能な市有地について公募により民間事業者へ貸し出す事業を実施しており、現在1カ所で48キロワットの発電事業を行っております。

次に、二酸化炭素削減効果についてであります。

経済産業省が公表した発電量から換算した削減効果は約1万2,600トンであり、同様に

森林吸収換算面積は年間約3,600ヘクタールとなります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

温泉施設の運営状況と財政健全化策についてであります。

10の市営温泉施設については、約2年から3年に1回の源泉ポンプの定期的な入れ替えやオーバーホール、施設・設備の修繕費が大きな財政負担となっております。また源泉汲み上げにかかる電気代、温度維持のための燃料代等が指定管理者の経営を圧迫している状況にあります。さらに施設の老朽化に伴う大規模な改修も見込まれることから第2次行政改革アクションプランに基づき温泉施設運営の合理化に取り組み利用料金の見直しを行い、10月から新料金体制での運営を始めたところであります。

本年度の運営状況であります。4月から9月の実績を見ますと4月に消費税の増税が実施されたことなどの影響で、全体では利用者数が前年比で約5%減少しました。10月は一部で昨年より増加した施設もありましたが利用料金改定もあり前年比で約7%の減少となりました。

今後も経営改善を図るため温泉施設の指定管理者で構成する北杜市温泉協議会と連携し、利用増進策やサービス向上に努め、各施設間の共同事業の推進などを進めてまいりたいと考えております。

次に農業と観光の連携による産業振興策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、八ヶ岳観光圏事業の取り組みについてであります。

八ヶ岳観光圏事業は平成25年度から新八ヶ岳観光圏として整備計画を策定し、日本を代表する顔として持続可能なブランド観光地の認定を目指す全国6地域に国土交通大臣から認定され、本年7月からは全国10地域がこの事業に取り組んでおります。現在、国のブランド確立支援事業を活用し長野県富士見町、原村を含む民間事業者が中心となり地域が一体となった観光ブランドの醸成に取り組んでおり、国からも高い評価をいただいているところであります。この八ヶ岳ブランドの醸成は市全域を対象とした取り組みであり、観光や農業・商業等の個人事業者まで裾野を広げた取り組みを行っております。

八ヶ岳観光圏の戦略会議を中心に一般社団法人 八ヶ岳ツーリズムマネジメントが推進力となり観光協会等と連携して首都圏からの利便性を生かし、国内はもとより世界に通じる観光地としてさらに磨きをかけ、市内観光全体の底上げを図ってまいります。

次に、期待する観光協会のあり方についてであります。

北杜市観光協会は昨年、一般社団法人化を行ったことから独立した観光協会となり、行政ではできない民間の企画力、営業力等を活用したさまざまな取り組みができる団体であると考えております。

観光協会の活動状況を見ますと各町単位の支部が中心となって活動を行っていることから、協会全体としての事業展開や事務局経費の確保に苦慮している状況であり、法人化して間もないことから、事業費や事務局経費について市が支援している状況であります。

市としましては市の観光施策と整合を図る中で協会事業の統合や見直しを行い、自主財源確保のための収益事業等を積極的に取り入れ、関係機関等と連携し観光振興を担いながら、健全

な運営による自立した観光協会となることを期待するところであります。

次に、世界に発信できる観光圏への取り組みについてであります。

八ヶ岳観光圏は、世界に発信できる日本を代表する顔となるブランド観光地の認定を目指し観光庁から直接ご指導をいただく中で、観光カリスマなどのスペシャリストとの意見交換や全国10の観光圏地域と情報交換を行うことでモデル的な体験プラン・プログラムの構築、宿泊や食の認証制度、町並みの空間整備などの事業に取り組んでおります。さらに2次交通の整備やWi-Fi環境の整備も検討しており、世界に発信できる観光地として戦略的に取り組んでいく計画であります。

次に、太陽光発電施設設置による有害鳥獣対策への効果についてであります。

有害鳥獣対策への効果については確認できる数値や資料はありませんが、有害鳥獣の住み家となり得る荒地や耕作放棄地等に隣接して太陽光発電施設が整備されることにより、農地や人家などに近づきにくくなるとともに、有害鳥獣がもたらす病害虫等も減少する効果があることから農作物等の被害も減少するものと考えられます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道の道路プランについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中部横断自動車道活用検討委員会の進捗についてであります。

北杜市中部横断自動車道活用検討委員会は中部横断自動車道の整備を見据え、将来ビジョンを検討し実現に向けた取り組みを検討するため、昨年7月に設置したものであります。活用検討委員会では、本年3月に取りまとめられた中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョンの達成に向け、本年度から市民参加によるワークショップ方式でのみちづくり・まちづくりの検討が開始されたところであり、今後も継続して検討していただくこととしております。

次に、関係者ワークショップについてであります。

活用検討委員会では、まちづくりビジョンの達成に向けた具体的な方策や取り組みの検討において積極的な姿勢を持つ市民の参画を可能とし、公募による参加者が責任を持って考えを述べるができるよう、ワークショップ方式での市民討議の場を提供することとし、関係者ワークショップと市民ワークショップを設置することとしました。

先月21日には第1回関係者ワークショップを開催し、今後、市民ワークショップを開催する予定であります。関係者ワークショップでは、道路プランと市民の取り組みプランの2段階に分けて議論を進め、道路プランではインターチェンジや道路構造のあり方、地域の産業・生活の配慮事項や守るべき地域の資源などを、市民の取り組みプランでは道路周辺施設のあり方や道路を生かす市民の取り組みなどの検討を行っていくこととしております。

次に、市民ワークショップについてであります。

活用検討委員会では、無作為抽出によるメンバーで構成される市民ワークショップを開催することとしております。この市民ワークショップは、関係者ワークショップで出されたさまざまな意見や対応案などについて、市民が議論し考えを述べる場を提供するものであります。

なお、関係者ワークショップと市民ワークショップで検討された内容等については、活用検

討委員会に提出されることとなっております。

次に、ワークショップでの集約意見および提言についてであります。

関係者ワークショップおよび市民ワークショップで取りまとめられた内容については、活用検討委員会において審議の上、本年度中に道路プランについての中間取りまとめが市に提言されることとなっております。

市では提言内容を市ホームページなどにより公開し広く意見を求めながら、市の考えを国および県など関係機関に対して申し述べてまいります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は5時15分といたします。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時15分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

再質問をいたします。

最初の1項目め、教育委員会に対しまして再質問をさせていただきます。

質問の順位から、この新しい学校をつくる会議の中で今日付けの新聞、山日ですけれども、高根清里小の存続を求めた住民のグループの方の署名要請があったというふうな記事がありますが、正確に事情をこの場をお借りしまして聞きたいと思っております。この要望について、どのような内容であったのかお聞きします。またその対応については、明日開かれる第3回目の会議において署名の提出があったことを報告して議論に反映させると新聞では伝えておりますが、この件についてお伺いいたします。

また先ほど教育長から答弁があったように実は徒歩通学なんですけれども、今この時期が正しいかどうか、私が質問することで。過去からも東小学校の通学区、よくあることでわりと小学校の中心から遠くのほうの山林の中にお家を建てて、改めて通学区が広がったような地域もあります。ここに高根東小学校の通学路の図がありますけれども、単純に言いますと小手指を上りきったところから小学校までというたしかに4キロ圏内なんですけれども、通学の距離を考えますと4キロオーバーしているのではないかと。また北割の一番西の上、東井出との地域との境、持井という地域ですけれども、そちらのほうにも以前から通学している子どもたちが複数おります。ここも以前から、距離はたしかにあるようです。簡単にただ立ち話でこの保護者と話をすれば、もし可能であるならば今後の統合にあたり、こういった非常に通学に厳しい場所についてのご意見をぜひ尊重していただきたいと。これには端的に、登校時は集団登校していますので、かなりそのへんはクリアというか、いろんな課題はクリアできるんですけれども、下校といたしますとやはり高学年の兄弟、またはその方々がスポ少へ行ったり、どうしても低学

年で単独か2人でこの4キロ程度の距離を歩いて帰るといふのを私も地元で見受けています。そういった点で十分に検討をしていただきたいと。地域でも私、聞いていますのでこういった点もしっかりと考慮に入れるべきと考えますが、教育委員会の見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

中嶋新議員の再質問にお答えいたします。2点ほどお伺いをしたと思います。

まず本日の新聞にございました清里地区からの意見書という形で提出をいただいた内容ということと、それに伴う会議への報告、そういったことだというふうに捉えております。

まず意見書の提出を受けてということでございますが、やはり昨日、清里にお住まいの方を代表とする方から、清里小学校の統合について見直しを求めるといふ形で意見書の提出がございました。これにつきましては現在、審議中であります高根地区新しい学校づくり会議にも報告をさせていただき、説明をさせていただいたところであります。学校づくり会議ですでに清里地区の学校関係者からも反対意見などの報告をいただいているという状況もございます。そうした意見も踏まえて今現在も検討をしているというふうな状況でございますので、来年2月末の意見書の意見を取りまとめ、また報告を尊重して教育委員会では統合計画案を策定してまいりたいと考えてございます。

次に通学路ということで、東小区域ということだと思っております。東小区域の中で遠い方たちがいらっしゃるといふ考え方を今後どうするということだと思っております。

東小学校につきましては、たしかに答弁の中でも原則受け入れる側の東小学校区の児童の通学手段というものがなんら変わるということがないということでご答弁をさせていただいておりますので、原則としてはやはり通学校区の中で今までと、大変大きい変更はないものと考えはございます。

ただ今後、先ほど公共交通等の見直しに合わせてスクールバス等の関係も検討していかなければならないということをお願いしている中でございますので、またそうした今後の検討課題として捉えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

続きまして2項目めの、先ほど産業観光部長のほうから温泉施設についての現状をお聞きしました。たしかに私も議会としましては指定管理の結果等々で、この数ある温泉施設の内容をいくつかお聞きしております。特に温泉施設については、この公共施設白書をもう平成22年ですか、作成しております。その時点で将来的な負担という項目の中でかなり具体的に経費、特に先ほど答弁にもありました2年、または3年の間に必要となる水中ポンプのクリーニング、あとは交換等々のかなりの額の修繕費がかかっております。またこれもこの白書にも載っております。今月の広報ほくとの入札執行結果を見ますとおりむかわの温泉、ポンプの入れ替え、オーバーホール等で691万2千円、約700万円。たかねの湯、同じく温泉ポンプの入れ替

えはオーバーホールで500万円と。こういった修繕費がかかっております。またこの白書から読み込むと例えばむかわの湯には平成29年には5,100万円かかりますというふうに、これは修繕費ですよ、謳ってあります。またたかねの湯においては平成28年1,700万円。またパノラマの湯においては、これはちょっと私、内容が分からないんですけども平成31年には7,700万円、この修繕費がかかると書いてあります。またべるがについては、たしかに施設も大きいですし塩分も多い。いろんな点もありますけども例年指定管理料約2千万円程度かかっております。その中で平成33年度には白書では9,700万円、修繕費がかかると記載されております。そういった点から私、冒頭に質問したのは、たしか28年度にこの固定資産台帳をしっかりと整えて将来的な推計の中で、しっかりと市民と合意の上で物事を決めていくのは当然ですけども、今この時点で26年、来年27年、28年、27年は地方交付税の段階的な減額がありますので、やはり温泉施設については具体的な取り組みをしっかりとスタートする時期ではないかと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋議員の再質問にお答えいたします。

答弁の中でも申しましたとおり、温泉ポンプの源泉の取り替えが2年から3年ということではこれは必然的なものでありますし、今後も施設の老朽化等の対応については経費がかかるということで現在も考えております。

いずれにしても議員さんのほうからも早めに対応ということではありますが、現在公共施設の再配置計画の中で平成28年度までにという内容になっておりますので、今年度、温泉料金を値上げしたということもありまして、その収支も含めて検討していくのがいいのかなと思っておりますので、現在では28年度の公共施設の再配置計画までにというところで検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

先ほどの質問の再々質問をさせていただきます。

たしかに28年度までに検討をなさるといふ答弁でございましたけども、料金の改定の中を見ますと、これは1つの考え方でございますけども、別荘とか市民の料金の設定の仕方、またパスポートですか、1つの限られた温泉施設のみに通ずる長期的な使用の割安感みたいなもので構成されておりますけども、この手法、料金設定、極端な話ですけども、市民といえども1施設使うのに仮にですけども、今410円ですけども1千円取るような形を今後、考えられるのか。また今、半年ですか、1年間その経過を見て改善策を手立てして、そのあとにまた結論を持っていくというようなことであるのかちょっと聞いていて、28年度には結論を出すということはちょっと穿って言うと、この料金改定で結局赤字は解消できない、さらに膨らんだ施設については閉鎖、売却まで考えるというような結論まで考えられるのでしょうか。1つお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中嶋議員の再々質問にお答えいたします。

料金を改定する中で、平成28年度までの再配置計画の中で時期が間に合うのかというご質問かと思えます。

今年度、10月料金を上げるときにも最終的には28年度の再配置計画の中でというお答えをさせてもらっているかと思えます。その中では料金を上げるときでも、場合によっては民間に譲渡、ないし今10施設あるということで、人口減少も進む中で利用者数は減少するのかなというところもありますので、そのへんにつきましては今後、十分そのへんを見ていかなければならないんですけども、先ほど申しましたとおり10月に料金を改定しましたというところもございますので、今からするということではなくて料金を上げるときにアクションプランに基づいて、28年度ぐらいまでには最終的には例えばの話、民間に譲渡ないし閉鎖も含めてやっていきますよということの中で料金改定をお願いしてありますので、議員さんのおっしゃるとおり間に合うかということもありますので、平成28年度に向けて温泉については十分、今後の利用状況、また収支を見ながら併せて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

3項目めの北杜市地域防災計画について、お伺いいたします。

先ほどるる答弁いただきました。その中でちょっと気になると言いますか、市民のほうの話し合いの中でこの除雪機を使用するにあたり、地域の共同取り組みのような形になるかと思えます。この作業中に不幸にも事故が発生した場合、市においては地域の共同取り組みについては保険が適用になるというように伺っておりますけども、この地方公共団体が手当できる今般の除雪機による作業における事故等の保険、また対応についてはどのようなことができますか、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋新議員の再質問でございます。

除雪機の作業中の事故に対する保険と補償というようなご質問だと思えます。

この地域支援型の除雪機の作業中の事故につきましては現在、行政区を対象にした自治会活動保険というものにこちらのほうで加入してございます。そのことから除雪の人身事故とか損害賠償についての補償対応が可能ということでございますので、そのへんで行政も注意してまいりたいと、かように考えます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

この件について、再々質問を1点いたします。

今般この除雪機を導入するということで補正予算を組んだわけですけども、先ほどの答弁では183台、公共施設も入れてですけども導入しているとお聞きしました。各地域、広範囲と言ってはなんですけども、その行政区にしても面積が非常に広いとかいろんな課題もあるようです。今回の購入の台数は要するに行政区、決まった台数を購入したのか。または仮に何台か、まだ市のほうにあるようでしたら今後の課題としましてそういったものをどのように利用するか、これは一応、その前段階を聞いてからということですけどもお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋新議員の再々質問でございます。

この地域支援型除雪機につきましては、当然面積がかなり広いということもございますけども、各総合支所とか出張所につきましては予備的な台数も確保してございますので、もし地域のご要望等がございましたら、そこから各行政区のほうに貸し出すことも可能だということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

6項目めになりますけども、定住自立圏構想について再質問をいたします。

今回は定住自立圏ですけども現在策定中の北杜市定住促進計画、また今般、国のほうで進めております地方創生に関わる戦略的な取り組みを市に反映するためには、この地方の人口の流出や歯止めをかける、また都市圏から地方への移住を促進すると認識しておりますが、こういった計画ですね、先ほど定住自立も急ピッチで27年度には事業策定をして国に承認いただいて進めていくようにお聞きしたと思っておりますけども、こういった各計画、またビジョンをどのようにリンクして効果的に今後取り組むのか、お聞きいたします。

また併せて質問の4点目で八ヶ岳南麓ですね、先ほど最後の答弁のほうで当然、隣接である南牧と川上村が基本的には想定できると。あくまでも北杜市が中心地ですから、この南佐久郡は佐久市を中心にもう24年度から進めていると。ただ、この一部自立圏を構成している隣接地でも重複して、自立のために必要な事業に例えば今後、南牧村、川上村も連携できる可能性はあるのかお聞きします。

特に南牧の平沢地区はもちろんご承知のとおり清里地区と接しておりまして、歴史的にもつながりが深いわけでありまして。たしか今、産業、特に高原野菜についても耕作地を北杜市高根町内にもかなり以前から求めております。そういった経済や、またはちょっと言い過ぎかもし

れませんけども学校とか教育とか社会活動にも連携が可能であろうかと思えます。そういった点から今後その南佐久郡、特に南牧、川上村等の自立圏の構想について考えられるか。またそういった考えが有効かどうか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

中嶋議員の再質問にお答えします。

2点いただいておりますけども、1点目でございます。

現在、進めております定住促進計画、ならびに地方創生プランに基づくそれぞれの策定状況、策定内容等の合体版など併せて考えたらどうかというご質問かと思えます。

これにつきましては11月に成立いたしましたまち・ひと・しごと創生法、これとあと定住自立圏構想、これらは目的といたしましては、やはり人口減少に対する今後の定住促進の対応ということで、私どもの定住促進につきましては転出の抑制、ならびに転入の促進というプランがありますので、そういったところの目的はまち・ひと・しごとの創生法についても、定住自立圏構想についても目的は同じというふうに捉えております。

またその連携ですけども、それぞれ地方公共団体同士の連携をもとに効率的かつ効果的な行政運営の確保を図るというふうになっておりますので定住自立圏構想につきましては今後さらなる拡充が予測されますし、また新たな交付金についても期待がされるという考えでおります。

2点目でございます。南佐久市の自立圏構想の中で、南牧村と川上村が私たちが考えているところの圏域と重複できるかというご質問でございますけども、制度的には重複は可能でございます。ただし財政的な支援がございまして、中心市ではないので最高で特別交付税が1,500万円ずつ。南牧村にしても川上にしても1,500万円は特交の措置が受けられるということですが、圏域が跨っているからそれ掛ける2というわけにはいきません。1,500万円が上限というふうに伺っております。そういったことで財政支援につきましては、ダブってはいただけないということを伺っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

7項目めの太陽光発電事業についてですけども、先ほどの答弁から本市の長坂町夏秋地区にあります北杜サイトも具体的に紹介されておりました。その施設から現在も得られる売電収入がありますね。その太陽光施設の導入のために家庭用に補助金を現在、市としては交付しております。今年度もたしか2千万円を予算の枠として計画をといいますが、枠を設けております。その中で市民の中には現在、住宅の新築、または改築に伴い多くの方が太陽光発電施設を設置する傾向があります。非常に自然エネルギーの導入には結構な話でございます。

現在、市のこの補助内容については1キロワットあたり2万5千円で上限を20万円と記憶しておりますけども、北杜サイトで発電した電力の売電収入を有効に使うという意味でもさらに、一部そういった住宅建築にあたる時に、たしかに北杜市の補助率は非常に他の自治体よ

り高いことは過去からも聞いたり調べて分かってはおるんですけども、ぜひ今回も補助額の増額等ができないか、そういった観点から昨年度の実績は全額、使っていると考えられますけども今年度この12月までの補助の総額ですね、2千万円を枠とした中の。それをお聞きます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中嶋議員の再質問にお答えいたします。

太陽光発電事業の住宅用太陽光発電システムの補助金ということですが、市においては住宅用太陽光発電システムの設置に対して補助金を交付しており、北杜サイト太陽光発電所売電収入を財源に充てております。平成25年度においては176件、2,199万円の補助金を交付し、本年8月までにトータルで1,658件の市内の宅地に設置されたところであります。今後さらなる再生可能エネルギーの推進を図るため、補助額の見直しや市民以外の住宅所有者への交付についてなど、制度の見直しについても検討はしてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

すみません、確認を含めてちょっと聞き取れなかったんですけども、8月までの件数と今現在の補助の額をもう一度お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中嶋議員の再々質問にお答えいたします。

本年の12月現在までの住宅用の太陽光発電システムの実績ということですが、ちょっとお待ちください。

○議長（渡邊英子君）

先ほどの8月までの。聞き取れなかったということですので。

○生活環境部長（名取文昭君）

すみません。25年度の件数と補助金は先ほど申し上げたとおりで、そのあと本年8月までには本年現在、トータルで1,658件の市内の宅地に設置されたところであります。

ではもう一度、申し上げます。

平成25年度においては176件で2,199万円の補助金を交付し、本年8月までに1,658件の市内の宅地に設置されたところであります。

○議長（渡邊英子君）

その金額だそうですが。

○生活環境部長（名取文昭君）

1,658件の全体の金額ということでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

今年度の予算を枠として2千万円とってあると思うんですけども、そのうち今年度中、この12月までにいくぐらい使いましたかと。交付しましたかと。補助を充てましたかと、そういうことをただ聞いているんです。簡単に言えばそれで今、例えばですけどもその金額に余裕があるようでしたら、またいろんな意味で先ほど私、再質問しましたけども、そういったこともじっくり検討していただければと思ひましてお聞きしたんですけども。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

25年度の件数と補助金に関しては先ほど申したとおりですが、本年についてはちょっと今、手元にありませんが、本年の予算に対しても12月時点ですべて充てているという状況であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

中嶋新君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

千野秀一君の関連質問を許します。

○17番議員（千野秀一君）

大きな項目、1項目だけ質問させていただきます。

2番目の公共施設の再配置と温泉という部分なんですけども、先ほどの答弁の中で再配置に関する計画を28年度までにつくるというふうな答弁がありました。大変な作業だろうと思います。合併をして10年が経ちまして、すべての施設は確実に10年間の老朽化が進んでいるということでもあります。10年進むということは大変なことが起きるわけでもありますけども、それでまた支所も含めてという先ほど答弁がありましたけども、支所であるとか学校ですとか温泉、体育施設もそうだと思いますけども、すべての施設の存続を望むことはできません。それは多くの市民が納得しているものだと思いますけども、そのために市民に対してはどれを残して、どれを廃止していくかということをやより分かりやすいような説明をしなければいけないと思うんですよ。そのためには事前に北杜市以外の市の状況等の説明ですとか、あるいは財政的にどういうふうになっているかということの比較ですとか、そういうふうなことをしっかり市民に分かりやすいような丁寧な説明が必要だと思います。それをするために、われわれも先進地の視察に行ってきたわけでありまして、その際に一番難しいのは市民、住民よりも市内の調整が一番大変だろうと、そういうふうなことを言っているところもありました。当然、各部署にそれなりの施設があるわけでありまして、自分のところはなんとか少し先送りみたいなのところがあるってはないというふうに思います。そんな意味で、この先進地的なところでは、その対策として進める方法として特命の部署をつくりまして、そこには職員の

異動等もなく、2年3年しっかり腰を据えてじっくり適正な配置をしていくというふうな、そんなことを言っていました。結果的には公共施設があるわけでありますけども、その旧の町の中でどれもこれも老朽化したから、すべて順番でこれは終わりですよというふうな形にならないような再配置も含めて、この適正配置をするための、28年度までの作業を進める中でそんなふうな考え方があるかどうかお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

千野議員の関連質問にお答えいたします。

公共施設の再配置等々の計画につきまして、今後施設の統廃合ならびに具体的な方針等、当然、市民の皆さまにはお知らせをしなければならないというふうに思っております。また今、平成28年度までに総合管理計画というものを策定いたしますので、その中に具体的な施設名等は盛り込みません。ただ箇所数を、例えば5カ所を4カ所にするとか3カ所にするとか、そういったことは盛り込む予定でございます。そのあと再配置の基本方針等を決定していくという流れになっておりますので、当然来年度からそういったものに重点的に取り組む予定でございます。そのために今、私どもが考えておりますのはある担当部署を若干増強したいなど。来年度からそういったものに対応したいなど考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君の関連質問を許します。

○9番議員（中山宏樹君）

地域防災計画と太陽光発電について、関連質問をさせていただきます。

先日のNHK特集で激化する豪雨という内容の放送をしておりました。これは全国どこでも起きる非常に厳しい内容でございました。広島では3時間に200ミリの雨。1時間あたり100ミリといいますが、バケツをひっくり返したような雨がずっと続くということでございます。そこで今まで八ヶ岳南麓ですとかは安全神話みたいなものがありまして非常に危機意識が薄い。今まで崩れたことのようなところが崩れる可能性がある。そういうこともありまして避難を呼びかけるタイミングが非常に難しいと思います。広島でもちょっと手遅れということと被害が出たわけでございますが、深夜に一齐放送というのはなかなか難しいことだと思えます。大雨で放送を行ってもなかなか聞き取れないということもあります。そういう場合にどういふ伝達をするか、それをお伺いしたいと思えます。空振りを恐れずに呼びかけることが最近主流となっております。それも早めに発表する。大雨が降っている最中ではもっと危険な状態になる。そういうことからして、やはり避難を呼びかけるタイミングが難しい。そこをちょっと、どういうタイミングでするかをお知らせください。

続きまして私は先日、木の駅の視察で愛知県豊田市旭支所へ行ってまいりました。旭支所は豊田本庁まで40、50分かかるとい非常に山奥の厳しい山村でございます。豊田市と名前が付いておりますけども、もう長野県県境の一步手前というところでございます。「私どもの笹尾村づくり協議会は道の駅で薪を売っているわけですけども、豊田市の木の駅は間伐材でや

ることが主流でございます。豊田市の森づくり条例で森の健康診断をしております。2000年の東海豪雨の折には土石流が流れ出しまして森林の間伐の必要性を痛感した」と支所長は言っておりました。また林地残滓が残っているのも非常に危険、林地残滓の搬出が非常に重要だということも言っております。

直径10センチ当たりの木で引く力が約1トンかかるそうです。それから直径20センチになりますと約5トンの力がかからなければ引き倒すことができません。そのくらい直径が、小さい木から大きくなるにしたがって非常に木に力を持つ、そういうことでございますので北杜市の場合、土砂災害特別警戒区域の場所では最重要な課題ではないかと思いますが、それに取組むことを防災計画に入れるかどうか、お伺いいたします。

次に太陽光発電ですが、先ほどの防災面の話とかぶりますけども土砂災害特別警戒区域では太陽光発電の規制が必要ではないかと思っておりますけども、考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山宏樹議員からの関連質問でございます。

最初に集中豪雨等の警戒情報に伴う避難指示の方策とか伝達方法等のことでございます。

これにつきましては土砂災害警戒情報のもとに対応するわけでございますけども、県と気象庁が共同で開発、発表する防災情報でございますけども、これに基づきまして市町村長が避難勧告等を発表するための判断材料とさせてもらうことになると思います。そこでこれらの精度の高い気象情報を参考に危険が予測される状況になった際には、先ほども答弁させていただきましたけども防災行政無線、エフエム八ヶ岳、また市の広報車、消防団の広報車、またエリアメール等々の複数の手段、方策を用いて市民の方々にいち早く情報伝達をしまいたいと、かように考えております。

次の土砂災害特別警戒区域内の森林樹木の伐採等の関係だと思っておりますけども、当然土砂災害警戒区域について森林の果たす役割は非常に重大なことだと思っております。これらの区域内についての当然、その伐採等の管理方法についてはある程度、規制等が考えられるかと思っておりますけども、このへんは再度、ハザードマップ等の作成関係もございまして。また地域防災計画等の関係もございまして、このへんは検討させていただきたいとかように考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中山宏樹議員の関連質問にお答えをいたします。

太陽光施設の設置について、土石流災害の特別警戒区域に設置は可能だということによろしいでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

規制が必要ではないかということです。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

前の議会でも答弁をさせていただいたような記憶があるんですけども、土石流の土砂災害特別警戒区域につきましては規制がかかっております。そういうことで例えば届け出が出てもここには設置ができませんとか、そういうことになるかと思えます。土砂災害の警戒区域、いわゆるイエローゾーンですけども、そのへんについては規制がやんわりしていますので、そこへは状況によっては可能かなということも考えられますけども、基本的には災害警戒区域であれば規制がつくと。設置は私どもの考えはできないというふうな考えであります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、7番議員、原堅志君。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

会派ほくと未来を代表いたしまして、質問させていただきます。

会派ほくと未来は議会に新風をを目標に新人5人で結成しました。日々研鑽を重ね、常に市民目線に立って負託に応えられる議員活動、議会活動に心掛けてまいりました。福井代表のもと2年が過ぎ、会派としての基礎を築くことができました。去る11月27日付けにて福井代表のあと私が引き継ぐこととなりました。今後とも行政と議会がよりよい距離感を保って、議会活動ができることが北杜市の発展につながると考えております。

さて北杜市も10周年を迎え、新たな歩みを始めたところです。議会と行政が両輪となり、力強く前進することと考えています。では質問に入らせていただきます。

第1問目、合併特例債・10年間の活用と交付税制度の見直しを踏まえた行財政運営について。

平成16年11月に7町村が合併し北杜市が誕生しました。その後18年3月に小淵沢町が編入、新北杜市が誕生しました。合併した自治体への財政支援として合併特例債と交付税特例措置の制度がありますが、北杜市も合併10年を迎え特例債について検証し特例措置終了後の交付税制度を見直すことが次の10年につながると考えます。以下7点について、質問いたします。

1つ、北杜市の合併特例債の標準全体事業費および起債可能額は。

2点目、合併特例債を財源として活用できる事業はどのようなものとされているのか、お伺いします。

3点目、平成25年度末までの総額、発行限度額の執行率は。

4点目、発行可能額の残額は今後どのような方針で活用されるのか、お伺いします。

5点目、合併時により大きく変化している。合併時点では想定されなかった新たな財政需要が生じており、26年から5年間で交付税制度の見直しが行われる。どのような内容になって

いるか、お伺いします。

6点目、支所に要する経費の算定については26年度から3カ年をかけて先行的に実施されるがどのような内容か、お伺いします。

7点目、今回の見直しで本市の将来的な財政見通しにどのような影響が生じるか、お伺いいたします。

次に人口減少対策について。

人口減少時代に入り大地震などが予測される中、新たな可能性を考えると第1は出生率は農村のほうが総じて高く、出生率の低い土地に子育て世帯が集中する矛盾の解消が少子化対策の第一歩ではないか。第2は東日本大震災、福島原発事故以降、再生エネルギーが見直されているが農村に付随するエネルギーを活用し農村の再生、復活を目指すべきと考えます。第3は都市住民の生存や都市機能のバックアップという側面からも果たし得る役割を再評価すべきではないか。第4点目は、これまでにないビジネスモデルを構築したと農村に価値を見出した人たちがライフスタイルの提案など、積極的に提案することが必要と考えます。

そこで市長は山日の11月2日付けの合併10年北杜市特集において、今後取り組むべきことは市内には多様な資源や財産がある。課題でもあるが夢も多い。少子化対策を最重要課題として雇用創出・定住促進などに取り組み、力みなぎる北杜市を築いていくと述べている。山梨県においても8月12日に人口減少対策本部を設置し、全庁体制で対策に乗り出した。人口問題は県力だけではどうにもならない。県民を巻き込んだ県民運動にしていくことが大事だと訴え市町村や企業、県民の問題意識を共有し連携するとのことである。人口減少対策についての施策について、以下伺います。

1つ目、人口減少対策で県と市町村の連絡会議が開かれたがどのような会議内容か。

2点目、人口の自然減対策として現在も結婚や出産問題に取り組んでいるが、どのような現状か。

3点目、人口の社会減対策として転入促進や人口流出防止などどのように努めているのか。

4点目、国は少子化対策として空き家を地方自治体が借り受けて子育て中の世帯に住みやすいように改修し、貸し出す取り組みを来年度から助成対象とするようだが、北杜市としての対応はどのようになっているかお伺いします。

3点目の項目、農林業政策における里山活用について。

農村のあるべき姿は農村生活を志向する人が豊かに暮らしていくためには、将来にわたり自立し持続している必要がある。そうしたことから考えてみると次の条件ではないかと思います。1つ、地域資源を活用した農林業が持続的に行われている。2点目、循環型社会である。3点目、集落の機能が維持され開かれていること。4点目、若者や女性が活躍できる場がある。5点目、交流が継続していることなどが考えられます。このことから農林業政策の中に里山の考え方を活用することだと思われま。

そこで里山と農林業は昔から密接な関係にありました。なぜ里山ができたのか考えると第1は燃料の供給源。第2は堆肥としての木の葉。第3はキノコや山菜、へぼなど自然の恵み。第4は人知れず咲く花や鳥・昆虫採取、木登りなどの遊びの場等々、田舎暮らしを支えた場所である。もう一度、原点に立ち返り考えることが重要であると思います。現在、里山が別荘化や鳥獣被害、松くい虫による山の荒廃など人の手が入らなくなりました。そこで里山と農林業の関係について、以下お伺いいたします。

- 1 点目、燃料の供給源としてのバイオマスエネルギーの活用は。
- 2 点目、堆肥としての木の葉の活用について、自然農法による有効利用についての推進は。
- 3 点目、自然の恵みについて、人の手による山の管理の推進策は。
- 4 点目、遊び場としては癒しの空間としての活用の推進は。
- 5 点目、有害鳥獣の活用策は。

最後に市民や子どもたちに対し、木材への親しみや文化への理解を深めるため木育の推進は
どうでしょうか。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は6時20分といたします。

休憩 午後 6時10分

再開 午後 6時20分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

合併特例債・10年間の活用と交付税制度の見直しを踏まえた行財政運営について、いくつ
かご質問をいただいております。

はじめに、今後の活用方針についてであります。

合併特例債は、新市の一体性の確立や均衡ある発展に資する公共的施設の整備を行うことを
目的とし、また元利償還金の70%が償還年度の基準財政需要額に算入される非常に有利な
債であることから、今後については本市の最重要課題である少子化対策や定住促進に関連する
事業に重点を置きつつ、市内の行政サービスの水準の均衡に配慮した公共的施設整備の財源と
して、有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、交付税制度の見直しの内容についてであります。

本市も加入しています合併算定替え終了に伴う財政対策連絡協議会などの要望を受け、国で
は平成の合併により市町村の面積が拡大するなど市町村の姿が大きく変化し、合併時点では想
定されなかった新たな財政需要が生じていることへの対応として、平成26年度から5年程度
の期間をかけて、交付税制度の見直しを行うこととしております。

見直しの項目としては支所に要する経費の算定、人口密度等による消防、保健・福祉サービ
スなどに要する経費の割増し、標準団体の公民館や消防の出張所等の施設数の見直しの3点が
掲げられており、見直しの効果としては普通交付税の特例措置終了に伴う影響額が圧縮される
ことが見込まれるものであります。

次に、将来的な財政見直しへの影響についてであります。

今回の見直しが行われる以前の普通交付税の特例措置終了に伴う影響額は約45億円であり
ましたが、平成26年度において先行的に実施された支所に要する経費の算定で約14億円の

改善が図られましたので45億円の影響額が31億円にまで圧縮された結果となっております。

今後の見直し項目とされております人口密度等による経費の割増しと、標準団体の施設数の見直しが行われますとさらに影響額が圧縮されるものと期待され、現時点では最終的に圧縮される具体額は見通せませんが、第3次行財政改革アクションプランで前提としていた約45億円の影響額と比較すると、おおむね半分程度の額にまで改善するものと見込んでおります。一方で公共施設マネジメント白書で明らかになったとおり、公共施設の維持修繕および更新にかかる将来費用が多額にのぼることから、引き続き行財政改革に取り組まなければならない財政状況に大きな変化はないものと考えております。

次に人口減少対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、自然減対策の現状についてであります。

近年は高齢者人口の増加を背景に死亡者数が増加傾向にあり、本市では昨年度の死亡者数が682人に対し出生者数が236人と出生数を上回る自然減が年々拡大の状況にあります。子育て支援や結婚支援をはじめ企業誘致やほくとハッピーワーク等の就労支援、保育料の第2子以降無料化や子育て支援住宅の建設などに取り組んでいるところであります。自然減を抑制するためには子育て世代の定住が極めて重要でありますので、引き続き子育て支援や結婚支援などに取り組むこととし現在策定中の定住促進計画に位置づけてまいりたいと考えております。

次に、社会減対策についてであります。

本市は豊かな自然環境と首都圏に近いことから移住希望者からの人気が高く、転入者数が転出者数を上回る流入超過となっております。また平成22年の国勢調査では、過去の昼間人口において通勤や通学などで市外への流出が市内への流入を上回っていたものが逆転し、昼間人口が総人口を上回る状況となっております。現在策定中の定住促進計画において、市民の皆さまにとっては住み続けたいまちに、市外に居住の皆さまには住んでみたいまちを目標に転出抑制と転入促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、バイオマスエネルギーの活用についてであります。

市としても木質バイオマスは重要な資源であると考えており、活用について検討してまいりましたが、間伐材等の搬出および輸送にコストが掛かることなど採算が合わないため、進んでいない状況であります。

長野県塩尻市においては長野県が平成27年度に、大月市においては民間企業が平成28年度に木質バイオマス発電施設の稼働を検討しており、現在、峡北森林組合が中心となってそれらのプラントへの未利用材等の搬入などの協議を進めております。

また、明野地区で林業者と民間企業が共同して熱源を石油からチップへ転換する計画を進めているところであります。

林業者においては伐採した未利用材を有効活用し、民間企業においては燃料代を削減して経費を抑える目的で計画されており、県内では初めての試みとなるため、市はやまなし木質バイオマス協議会等と連携しながら協力してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

合併特例債・10年間の活用と交付税制度の見直しを踏まえた行財政運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、合併特例債の標準全体事業費等についてであります。

合併特例債の対象事業については、人口や市町村数などに応じて標準全体事業費の上限額が定められております。本市の標準全体事業費は318億円で、それ以外に基金造成額の上限となります標準基金規模が40億円となっており、それぞれに充当率95%を乗じて算出した額が合併特例債の起債可能額となり、その額の合計は約340億円となっております。

合併特例債を発行できる期間は15カ年度とされておりますので、本市の場合は平成32年度までの間に合計で340億円を上限として、合併特例債を起債することが可能となるものであります。

次に、合併特例債を活用できる事業についてであります。

合併特例債は新市建設計画に基づいて行う事業のうち、大きく分けて4項目に該当するものが対象となります。1点目は、旧町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業であり、具体的には旧町村相互間の道路整備などが該当します。2点目は合併市の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業であり、これは行政サービスの水準の均衡を図るための施設整備などが該当します。3点目は公共的施設の統合整備事業であり、4点目は地域振興等のソフト事業を行うことを目的とした基金造成事業であり、本市ではまちづくり振興基金への積み立てが対象となります。

次に、平成25年度末までの発行額等についてであります。

基金造成額を含んだ平成25年度末までの発行額の総額は約172億円であり、発行限度額340億円の約51%に当たる執行率となっております。

次に、支所に要する経費の算定内容についてであります。

支所に要する経費の算定は、平成26年度から3カ年をかけて先行的に実施されるものであり、旧町村の役場を支所とみなして標準的な支所経費である約2億4千万円に所管区域人口の多寡による補正と本庁からの距離の遠さによる補正が行われて計算されるものです。この見直しに伴い本市において算定された支所に要する経費の合計は約14億円であり、この額が3年間で措置されるため、平成26年度分としては14億円の3分の1である4億6千万円が一本算定の基準財政需要額に加算されたものであります。

次に人口減少対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人口減少対策県・市町村連絡会議の内容についてであります。

会議では連絡会議設立の趣旨説明があり、その中で県、市町村が連携して人口減少対策に取り組むためには国、県、市町村の取り組みについて情報共有する場が必要とのことであり、国の動き、県の人口減少対策、県内市町村の取り組み状況およびまち・ひと・しごと創生法などについての説明がありました。今後、連絡会議を通して人口減少対策について情報を共有し、県、市町村が一体となって課題に取り組むこととなります。

次に、空き家を貸し出す国の取り組みについてであります。

空き家を修繕し子育て世代に貸し出す国の取り組みについては、9月の新聞紙上で報道されましたが、その後新たな動きがない状況であります。

いずれにしても、これらの取り組みには市内の空き家の状況把握が必要となります。空き家に関する状況を地域の協力を得ながら調査することについても、現在策定中の定住促進計

画に位置付けることとしておりますので今後、国の動きを注視しながらより有効で効率的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

原堅志議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

農林業施策における里山の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、堆肥としての木の葉の有効利用についてであります。

かつては木の葉を堆肥として農業に利用しておりましたが化学肥料による効率化や生産性、農家の高齢化等により利用は減少しております。しかし近年、有機農法を目指す新規就農者が増えるとともに、環境にもやさしい農業が注目されていることから堆肥としての木の葉の利用が見直されているところであります。

木の葉の活用については、森林所有者のご協力をいただく必要もあることから今後、推進について検討してまいりたいと考えます。

次に、人の手による山の管理の推進策についてであります。

森林は水源涵養や国土保全、環境保全、生物の多様性保全など多面的機能を有しており、多くの自然の恵みをもたらしてくれます。そうした機能を保全するためには、人の手による山の管理が極めて重要であると考えております。市ではこれら森林整備の推進を図るため、平成17年度から多くの企業や個人の皆さまからご寄附いただいた環境保全協力金を活用した里山整備事業を、また企業の森により企業や団体による環境活動も進め、ふるさとの山を守る取り組みを行ってきたところであり、引き続きこれら事業を推進してまいりたいと考えております。

また、森林整備が豊かな自然環境を生み出す上で重要であることを広く市民等に理解していただくため、杜づくり講座や木づかい市等を通じて、山の管理に対する意識高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に癒しの空間の推進策についてであります。杜づくり講座や木づかい市等を通じて特に親子を対象とした自然体験や交流を実施しております。

次に、有害鳥獣の活用策についてであります。

有害鳥獣をジビエやドッグフード等へ活用することについては、加工施設等の整備や継続的な供給が課題であると考えているところであります。加工施設等の整備については、白州地区において民間業者が計画を進めておりますので、今後、猟友会とも協議してまいりたいと考えております。

次に木育の推進についてであります。

木育は子どもをはじめとするすべての人々が木と触れ合い、木に学び、木と生きる学習活動であり、市でも大切なことと考えているところであります。現在、市民や子どもたちに対し木材への親しみや文化への理解を促し、木育に対する啓発を行っておりますが、今後も先進地の事例を参考にしながら、より一層の木育の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

まず第1点目の合併特例債・10年間の活用と交付税制度の見直しを踏まえた行政運営について、2点ほど質問させていただきます。

合併特例債を財源として活用できる事業ということで、まちづくり振興基金の造成が含まれているということが今、答弁されたように思いますが、まちづくり振興基金は今後の北杜市の地域振興を図る上でどのように活用していくかをまず1点目、お伺いいたします。

次に答弁にありました、合併特例債は合併市町村の均衡ある発展に資するための公共施設整備が目的の1つになっている。今後の10年につなげるためにも合併特例債は地域間のバランスにも配慮して活用していただきたいと思っておりますが、そのへんについてお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

原議員の再質問にお答えいたします。

まず、第1点目のまちづくり振興基金の今後の活用策というご質問でございます。

まちづくり振興基金につきましては、目的といたしまして地域住民の連帯の強化および地域振興等に資するために設置しているものであり、積立元金の取り崩しは行わず基金利子等の運用益を地域振興等のためのソフト事業の財源として活用するとなっております。これにつきましては、平成26年度の当初予算の計上分で40億円の基金の積み増しが終了いたします。今後は40億円の運用益であります約3千万円、これを活用いたしましてソフト事業の財源として活用していく予定でございます。

具体的には本市における最重要課題であります少子化対策、ならびに定住促進、これらについての事業の財源として充当してまいりたいと考えております。

2点目でございます。合併特例債の目的であります合併市町村の均衡ある発展に資するための公共施設整備、これが目的の1つになっておりますけれども、地域間のバランスにも配慮して活用していただきたいというご質問でございます。

合併特例債につきましては発行の上限額がすでに定められておりますので、特例債以外に別に有利な起債等があれば、それらを優先して実際に使用している状況であります。具体的には須玉、白州、武川における公共施設の整備におきまして、過疎対策事業債という起債がございますので、それらにつきましては合併特例債に優先して過疎対策事業債を活用しております。また一方で合併特例債の目的の1つといたしましては、合併市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業に活用するという考え方がありますので、今後につきましてはさらにこの点に留意した運用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

続いて、人口減少対策について何点かお伺いいたします。

まず1点目の連絡会議ですけれども、連絡会議については先ほどの答弁の中になかったんですが、定期的にこれは今後とも県と行われていくのか。それと今日の新聞紙上で県議会議員のほうから何点か質問があって、今日、新聞紙上にも載っていますけれども山梨版の人口ビジョンを県としてはつくと。先ほどどこかの代表質問の中にも若干ありましたけれども、市としてその人口ビジョンの策定についてやるということですけども、このへんと山梨県の人口ビジョンと市の関連性について、まず1点お伺いいたします。

次に空き家バンク制度では使用していない住宅の所有等を登録されて情報提供をしているということなんですけども、地域活性を図る上では積極的に活用をするために各行政区によく地域を分かっている人たちですね、空き家担当委員というか、仮称ですけどもそんな形で情報交換をする場を行政サイドとして設けたらどうかというように考えますけども、それについてお伺いいたします。

もう1点として、これは先ほど人口対策の中で空き家について国でも動き始めておるという中で、ときどき問題なのが中古住宅を潰して更地にすると固定資産税が上がるということがあちこちで聞かれております。そのへんについて、なるだけ有効利用という形の中で何かいい策がないかという中で、ぜひ積極的な方策をお願いしたいと。この3点について、よろしく願います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

原議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目の人口減少対策、県市町村連絡会議の開催ということでございますけども、この会議につきましてはすでに2回開催されております。議員ご指摘の人口ビジョン等の策定等について県との連携というご質問でございますけれども、これにつきましては今後も県との情報を共有いたしまして、県と市町村が一体となって連携して取り組んでいくという方向性でいきたいと考えています。

また2点目でございます。空き家の実態調査ということについて、地域をよく知る人をお願いして情報交換をしたらどうかというご質問でございます。

これにつきましては、空き家対策全般ということにつきましては、国レベルでの最重要課題でもありまして、本市におきましても人口減少ならびに少子化対策に対応するため、また定住促進等を推進する上でも重要な対策であるということは認識しております。

また現在、策定中の定住促進計画におきましても空き家の利活用の推進という位置づけを行っております。今後、実態調査などを行う上でやはり各地域の皆さんの協力をなくして進めることはできないというふうに考えておりますので、各行政区あるいは各班などのご理解を得て情報収集、また情報交換等を組織単位で協力をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

原堅志議員の再質問でございます。

固定資産に関して、中古住宅を潰して更地にすると固定資産に影響があるということでございますけども、現在、地方税法の関係でございます、固定資産税の住宅用地特例というのがございます。土地にかかる固定資産税は住宅が建っていれば本来の地方税法の規定によりまして6分の1に軽減されるという規定がございます。建物を取り壊して更地にするとその税の優遇政策がなくなってしまうので、特例措置が解除されて税額が上がるという現在、仕組みになっております。税の優遇がなくなってしまうということになります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

人口対策について、再々質問をさせていただきます。

先ほど答弁の中で、すべてはというわけにはいかないですけども、定住圏計画に網羅して今年度中に積極的に進めていきたいというような概略ではないかと思えます。そんな中で再度、定住圏構想にどの程度、人口減少対策について考えているのか、再度質問をしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

原堅志議員の再々質問にお答えいたします。

定住自立圏構想と定住促進計画等々、先ほどもお話をさせていただきましたけども、まち・ひと・しごと創生法、こういったものをすべて一体として考えておきまして、その中には当然、重要課題であります人口減少、ならびに定住促進というものを当然、本市に合うようにそういったものから活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

では3点目の農林業政策における山里の活用について、お伺いいたします。3点ほどお願いいたします。

まず1点目が里山がやはり荒れてくるというのは、われわれ住民も含めて人の手がなかなか入らなくなったということがまず第一の原因ではないかと考えています。そんな中で人の手による山の管理、自然の恵み、癒しの空間等について今年登録されました南アルプスエコパークにおいて現状の調査確認および地域活動として取り組みが期待されていますけども、それについてまず見解をお伺いいたします。

次に有害鳥獣の活用策について、現状について課題と言われました加工施設整備ですけども、市の方針あるいは考え方、国・県の現在までの動向について2点目としてお伺いいたします。

3点目ですけども、木育ですけども類似した教育活動に、まず1点目として水育ですね。この水育についてはサントリーさんがやっています、北杜市が優先的にやっているとします。次に花育で、これは農林省のほうで推進してやっています。次に最近ですけども火育、火を燃すですね、この火を燃すということは私の調べたところでは東京ガスのほうで重点的にやっていると。あと食育ですね。これは食育課がありますようにこれは定着しているという形で、この5育ですね、これはそれぞれの分野が連携することがわれわれ地域の中で生きていく上で非常に重要ではないかと考えております。その点について、ご所見をお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

原議員の再質問にお答えいたします。3点いただいたと思います。

はじめに南アルプスエコパークにおける取り組みでありますけども、現在、南アルプスエコパークの準備会において自然環境の保全、地域資源の価値の見直し、新たな価値の伝承および交流による地域の活性化等の4つの活動方針について検討しております。質問のありました里山の管理活用および推進につながりますので、設立を予定しておりますエコパーク地域連絡会で有意義な活動が行われますよう支援してまいりたいと考えております。

次の2点目でございますけども、加工施設の整備についてであります。

野生鳥獣、特にニホンジカの生息数増加に伴い、捕獲頭数も年々増えている状況を踏まえ国のほうでは野生鳥獣肉の安全性を確保するため、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインを制定しました。県におきましては、このガイドラインに基づき加工施設の整備促進について検討しております。市におきましては、加工施設の核になる企業等を模索しながらその施設に対する補助事業の導入および、先ほどの答弁でも申し上げたとおり猟友会とともに持続的な供給が行えるよう協力してまいりたいと考えております。

3つ目のご質問でございますが、木育の類似活動との連携についてということの質問かと思えます。

木育、それと水育、花育、火育、最後に食育ということでこれらはどの育にしても子どもの教育活動として重要であると考えております。ご指摘のようにこれらが連携することがより効果があるものと考えております。今後、市内の小中学校を中心に各学校の行事および授業の一環としてこれら木育の教育活動について、教育委員会および関係各課と検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

再々質問をさせていただきます。

皆さんも見たと思いますけども、今日の山日に「棚田オーナー制度で保全」ということの項目がありまして、その中にこれは韮崎市ですけども市のホームページなどを通じて募集したが申し込みはなかったということと、もう1点はこれは佐久、千曲市の住民の組合長ですけども、

若い人たちに里山の風景や農業の技術を伝えていく必要がある。これからも交流を続け、千曲川の取り組みに追いつけるようにしたいということで、里山の重要性はここにも出ているのではないかと思います。

これはわれわれが今年度、指定されました南アルプスのエコパークのたぶん地域内へ入っているのではないかといいことだと思います。そんな中で再度こういう形で里山の活用を含めて、南アルプスのエコパークをもっと積極的に進めたらどうかというように考えますけども、この点についてお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

原議員の再々質問にお答えいたします。

森林の活用ということでございますが、本年度南アルプスエコパークにつきましては6月に登録されましたということで、現在準備会においていろんな面を地域住民の方、また企業の方も入って検討をしております。エコパークということで1つの起点というか契機ということで里山の整備、それと森林の活用については非常に重要なことであり、また「昔」というところも先ほど原議員のほうからご質問をいただいたとおり、非常に重要なことだと捉えておりますので、今後その南アルプスの登録を1つの契機といたしまして市としましてはさらにそのへの活用および推進について地元、また企業と連携しながら支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

原堅志君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

上村英司君の関連質問を許します。

○1番議員（上村英司君）

農林業政策における里山の活用について、関連質問をさせていただきます。

里山の活性化のためには、林業などの復活が非常に大事だというふうに思っております。現在、全国的に見れば機械化が進みまして女性の就労ですとか若い人の就労が林業では増えているというふうに聞いております。北杜市では林業への就業支援はどのようになっているでしょうか、お聞きいたします。

また、本市から出される木材が家を建てる時などに使われることが非常に望ましいと思っておりますけども、現在外来の材が使われていると思っておりますけども、そのような補助ができないかどうか。

また高根町のホールのように大変素晴らしいホールがありますけども、あのように公共施設に本市の材が使われることがないかどうか、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

上村議員の関連質問にお答えをいたします。

2点いただいたかと思えます。1点目の市の林業への就業支援についてであります。

現在、市においては林業の就業支援は具体的には行っておりませんが、今後先進地の事例を参考にして検討してまいりたいと考えております。

2点目でございますが、住宅建設時に地元の木材を使った場合の補助についてであります。現在、その地元の材木を使ったということでその補助制度はございませんが、今、山梨県の林業、それと木材産業対策協議会を中心に地元の木材普及を推進しておりますので市も併せて推進してまいりたいと考えます。

それと公共施設への木材の使用についてでございますが、北杜市内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を平成26年度から行ってありまして、市のホームページおよび庁内の掲示板において周知し、間伐材をはじめとした地元木材等の利用を推進しております。費用等課題はありますが、引き続き推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月18日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時57分

平成 2 6 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 8 日

平成26年第4回北杜市議会定例会（3日目）

平成26年12月18日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 上村英司君 |
| 16番 | 保坂多枝子君 |
| 10番 | 相吉正一君 |
| 12番 | 野中真理子君 |
| 21番 | 中村隆一君 |
| 2番 | 小野光一君 |
| 3番 | 齊藤功文君 |
| 9番 | 中山宏樹君 |

2. 出席議員（21人）

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 上村英司 | 2番 | 小野光一 |
| 3番 | 齊藤功文 | 4番 | 福井俊克 |
| 6番 | 加藤紀雄 | 7番 | 原 堅志 |
| 8番 | 岡野 淳 | 9番 | 中山宏樹 |
| 10番 | 相吉正一 | 11番 | 清水 進 |
| 12番 | 野中真理子 | 13番 | 篠原眞清 |
| 14番 | 坂本 静 | 15番 | 中嶋 新 |
| 16番 | 保坂多枝子 | 17番 | 千野秀一 |
| 18番 | 小尾直知 | 19番 | 渡邊英子 |
| 20番 | 内田俊彦 | 21番 | 中村隆一 |
| 22番 | 秋山俊和 | | |

3. 欠席議員

5番 輿水良照

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(42人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
地域課長	仲嶋敏光	地域課防災指導監	花輪栄一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
介護支援課長	中嶋登美子	健康増進課長	野牛嶋伸
子育て支援課長	清水永一	環境課長	早川昌三
下水道課長補佐	浅川和也	農政課長	小澤隆二
観光・商工課長	清水博樹	食の農の杜づくり課長	伴野法子
まちづくり推進課長	坂本孝典	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	井出良司	学校給食課長	宮川雅人

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

5番議員 輿水良照君は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者からの撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は8人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせします。

最初にほくと未来、58分。次に明政クラブ、19分。次に市民フォーラム、5分。次に日本共産党、16分。次に無会派の小野光一議員、15分。次に無会派の齊藤功文議員、15分。最後に北杜クラブ、26分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願い致します。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

ほくと未来、1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

2項目について、質問させていただきます。

1点目は、観光振興について質問させていただきます。

観光分野においては、円安による外国人訪問客の増加やシニア世代の個人旅行などの需要の高まりがあり成長が期待できる分野であります。また人口減少、少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持し、社会を発展させるためにも極めて重要な分野であります。

国においても急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の需要を取り込むことによって日本の力強い経済を取り戻すための柱であるとして力を入れている分野でもあります。元来、北杜市は自然資源や一流の山岳景観に恵まれており、訪れる方は多いのですが長期に滞在する方が少なく通過点になってしまっている傾向があります。要因といたしましては二次交通などの移動手段に乏しい、体験旅行への対応が十分にできないなどがあり、まだまだ改善点が見受けられます。

観光庁によって、全国6カ所の国際的な観光ブランド地域として選ばれた八ヶ岳観光圏も現在、ブランドの確立に向けてさまざま努力しており、八ヶ岳観光圏とも協力しながら景観、農業、商業、観光業、教育などあらゆる分野が連携してオール北杜の体制で観光需要を獲得していかななくてはいいけないと考えます。北杜市の観光振興への取り組みについて、以下5点質問い

たします。

1. 全国の自治体で北杜市のような自然環境に恵まれた自治体では、グリーンツーリズムやアグリツーリズムに力を入れております。グリーンツーリズムとは農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であります。農業体験や民泊、里山体験など地域資源を活用した旅行への体制を整備するべきと考えますが、グリーンツーリズムに対する市としての取り組みについて、お伺いいたします。

2点目といたしまして、小学校教育では生きる力の育成につながる体験的な学習活動を子どもに学ばせることを重視しております。ニーズの高まりがある首都圏や姉妹都市などから教育旅行の誘致を積極的に増やすべきだと考えますが、現状はどのようになっているのでしょうか。また特に冬場の需要が落ちる時期に、例えばスキーとほうとう作り体験というような形で誘致をしてほしいというような声が現場でも強くあります。教育旅行の誘致について、お伺いいたします。

3点目の質問です。農商工が連携し、オール北杜で観光客に来てよかったと思われる体制が大切であります。現在発足しているエコひいき店を活用し、北杜市がブランド認証をして北杜ブランドをつくっていくべきだと考えますがいかがお考えでしょうか。

4点目です。韮崎市、南アルプス市もワインや果実の6次化に注目し、加工場などの整備を計画しております。北杜市こそ明野町に代表されるように日照時間日本一であり、高級ワインの産地化、ツーリズムなどの産地のブランド化、ブドウ農家の育成などに取り組むべきと考えますが見解を求めます。

5点目の質問です。北杜市の地域資源を誇るためには、市民が地域資源を知っていることが重要であります。子どもなどへ地域資源を理解してもらう教育体制はどのようになっているのでしょうか、見解をお伺いいたします。

続きまして2項目め、児童虐待への対応について質問させていただきます。

山梨県が公表している児童虐待相談件数は平成12年の147件から平成25年887件と大幅に増加しております。児童虐待に至る要因にはさまざまありますが経済的な困窮、育児疲れ、離婚、社会的な孤立などが多く、特に育児放棄ともいえるネグレクトが大きな割合を占めております。児童虐待防止法の改正に伴い、平成17年から市町村が児童虐待相談の一義的な窓口になっており、児童相談所への相談ではなく市町村へ直接相談する件数が増えている状況にあります。それゆえ市町村では児童相談所と連携しながら相談しやすく、迅速に対応できる体制を整備しなければいけません。

児童虐待に至らないようにするためには、地域で子どもを育てられるような環境づくりを整えることや子育てをするお父さんお母さんが社会的に孤立しないような体制づくり、子どもが貧困状況に置かれないような制度づくり、また偏った教育観や体罰を肯定するようなしつけの改善などが考えられます。茅ヶ崎市では「茅ヶ崎市から子育てを変える」という目標のもと怒鳴らない子育てを実践する取り組みを始めております。先進地にならない新しい子育ての方法として注目されていますが、北杜市でも子育て中の方へ啓蒙するべきと考えます。

以下、児童虐待への対応について質問いたします。

1. 北杜市の児童虐待相談件数の状況は、どのようになっているのでしょうか。
2. 北杜市において相談があった場合の対応は、どのようになされているのでしょうか。十分な人員が確保できているのでしょうか。

3．児童虐待の早期発見や児童虐待に至らないようにするためには、地域で子どもを見守り育てるような協力体制が不可欠であります。地域で子どもを育てる協力体制や児童虐待防止への啓蒙はどのようになされているのでしょうか。

4．児童虐待は実の母親、父親が7割の割合で行われてしまっております。育児のストレスから誰もが暴力をふるってしまう可能性があります。NPOや専門のトレーナーなどと連携し暴力に訴えない、怒鳴らない子育てへの啓蒙活動を行うべきだと考えますが見解を求めます。

以上2項目、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員のご質問にお答えいたします。

地域資源を活用したツーリズムについてであります。

本市の恵まれた自然資源や環境、素晴らしい山岳景観等、普段からある市の自然の姿を体験できる商品のニーズが高まっております。しかしツーリズムの対応については、市内のペンションなどで受け入れは行っておりますが、農家民宿や体験メニューが少なく体験対応も宿泊施設と個別に対応しているものがほとんどで、誘客に向けての商品化が課題となっております。

ツーリズムを受け入れるためには観光、農業、商業者等が連携して取り組む必要があることから、市内でも体験メニュー等を一元的に管理しインターネット上で紹介し、予約を受けるなどツーリズムに対応した業務を始めた事業者がありますので、観光協会や八ヶ岳観光圏事業との連携を図り、受け入れ態勢の一元化を検討してまいりたいと考えております。

次に、児童虐待防止への啓蒙についてであります。

市では子どもを守る地域ネットワークとして民生児童委員、児童相談所をはじめ保育園や学校関係者、警察署、消防署、医師等の代表者で構成する要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携強化を図るとともに、実務者会議や個別ケース会議で児童虐待の早期発見や必要な支援を実施しております。

また社会全体で虐待を防止し、早期発見や支援する取り組みの啓発活動については、家庭児童相談員等による保育園や学校へ定期的な訪問、市広報紙への掲載ポスター、チラシ等の配布を行い児童虐待の防止に努めております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

1番、上村英司議員の子どもへの地域資源の教育体制についてのご質問にお答えいたします。

北杜市では、未来を担う子どもたちが心身ともに健やかにたくましく育てほしいとの思いから原っぱ教育を推進しております。

原っぱ教育では自然や人材、文化施設など地域の資源を活用した原体験や実体験を通して郷土を愛する心を育む教育の充実に取り組んでいるところであり、小中学校では登山や農業体験、自然観察など地域性を生かしたさまざまな取り組みが、地域の皆さまのご協力により実施され

ております。

生涯学習においては、市内の社会教育施設やスポーツ施設などを活用して学習講座、スポーツ教室等を行い「だれもが」「いつでも」「どこでも」学習できる機会の提供に努めております。またホールで地域に関係する芸術文化事業を展開することにより、子どもたちや多くの市民が北杜市に愛着を持つよう努めております。

郷土資料館や考古資料館などでは小中学校とも連携を図り地域の歴史や文化、多くの文化財などを後世へ伝承・保存するための学習を行うとともに、一般への周知にも努めているところであります。

本年度は本市の歴史ある文化を築き守り続けた先人たちを多くの方々に知っていただき、後世に受け継いでほしいとの思いから山紫水明カレンダー「北杜24景とふるさとの先人たち」を作製し、小中学生をはじめ多くの市民の皆さまなどに届けさせていただきました。

さらに平山郁夫シルクロード美術館、清春白樺美術館および中村キース・ヘリング美術館など市内の民間文化施設では、施設の無料開放や絵画コンクール・教室などを独自に企画するなど、子どもはもとより市民を対象とした新たな文化の発信も積極的に行われております。

今後も地域資源に関心や理解を持ち郷土を愛する北杜の子どもや市民が増えるよう、官民が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

児童虐待への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに児童虐待相談件数についてであります。

児童虐待の相談件数は平成20年度は9件、平成22年度は10件、平成25年度は16件であり年々増加傾向にあります。

次に、相談があった場合の対応についてであります。

本市では家庭児童相談室を設置し、家庭児童相談員と保健師の2名で相談業務を行っております。相談にあたっては相談対象者の安全を最優先とし、具体的な支援内容を検討する個別ケース会議を開催するとともに、児童相談所や警察署とも連携をとりながら迅速な対応を図っております。

次に暴力に訴えない、怒鳴らない子育てについてであります。

児童虐待の要因には育児疲れ、経済的な困窮、社会的な孤立、未熟な育児知識などさまざまなものがあります。市では児童虐待の要因を解消するために助産師や保健師による赤ちゃん訪問事業や健診時の相談事業をはじめ、ほくとハッピーワークによる就業支援などを行うとともに、つどいの広場や子育て支援センターでの育児相談によって子育ての仕方について啓発をしているところであります。

今後はNPOや専門トレーナーとの連携について、先進自治体の情報収集等を行い検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教育旅行の誘致についてであります。

現状については、清里地区を中心にペンションや保養所等で受け入れを行っております。八ヶ岳横断遊歩道等を活用した自然体験など、本市の自然資源を活用した教育旅行のニーズは高く宿泊事業者等からも受け入れを増やしたい、冬場の受け入れを行いたい等の要望があります。しかし、農業体験メニュー等は市内での受け入れができないことやガイドが不足しているのが現状であります。

教育旅行を誘致するためには、自然体験以外にも魅力的な体験メニューを提供していく必要があることからツーリズムと同様、観光協会や八ヶ岳観光圏事業と連携し、受け入れ態勢の整備を検討してまいりたいと考えております。

次にエコひいき店を活用した、北杜市ブランドの認証についてであります。

北杜市エコひいき地産地消協力店の登録制度は市内で生産される農林畜産物や、その加工品を積極的に取り扱い、環境にやさしい取り組みを行っている飲食店や小売店などを協力店として登録し市産品の生産振興や消費拡大を図ることを目的とするものであります。登録された協力店は、市ホームページでの紹介と昨年度から開設した専用のホームページにて情報発信を行っているところであります。

北杜市ではさまざまな農林畜産物や加工品などが作られておりますが、認証や登録制度などは行っておりません。しかし、消費者のニーズに合ったブランドや地域性を生かしたブランドは必要なことと考えておりますので、今後、関係者等との意見交換や先進地事例などを参考に検討してまいります。

次に産地のブランド化、ブドウ農家の育成についてであります。

北杜市は平成20年度にワイン特区に認定され、小規模でも特色のあるワイン造りが可能となりました。市内では現在5法人が自社ワイナリーを所有しワインを製造しております。また将来的にはワイナリーを計画し、整備することを目的とする大規模な醸造用ブドウの栽培に3農業法人が参入している状況にあります。

地球温暖化の影響で北杜市が醸造用ブドウの栽培適地として注目されていることから、一層の産地化やブランド化を推進し、ブドウ農家とワイナリーとの連携を図りながら国・県等の補助事業を活用し、施設整備等を積極的に行ってまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

観光振興について6点、再質問をさせていただきます。

まずグリーンツーリズムにおきまして、農家の方が援農ボランティアを積極的に受け入れて成功している自治体に飯田市がございます。ワーキングホリデー飯田という制度で平成25年382人、1,619日、農家が受け入れております。農家の人手不足を補い、参加される方

も農家の生活が楽しめる制度で延べ3,800人が参加し好評を得ている制度でございます。またこれまでにこの制度を利用して40人以上が定住をしているということでもあります。このように援農ボランティアを農家に受け入れる制度を市が率先してつくっていくべきだと考えますけれども見解をお伺いいたします。

2点目といたしまして、北杜市に長期に滞在するためには安く宿泊できるということが最低条件だと思います。現在、キャンプ場などが人気であるのもこういう理由からだというふうに思います。そのため市が主導して、例えば空き家や空き別荘などを利用するなどして安く宿泊しながら田舎暮らしが体験できるような仕組みが考えられないでしょうか、お伺いいたします。

3点目といたしまして、教育旅行の誘致についてでございます。

姉妹都市や友好都市を中心にぜひアンケートをとっていただきまして、都会の学校の教育旅行に対するニーズを把握するべきというふうに思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

続きまして4点目でございますけれども、ブランドづくりについて質問させていただきます。

例えばフランスワインには原産地呼称制度というものがあまして、ラベルを見ればどこで作られたワインか、また品質や味わいなどが分かるような制度がございます。原産地呼称制度によって品質や価格を維持し、ブランドの維持に努めているということでもあります。また同じような仕組みを長野県でも導入して、ブランドのイメージと品質を高める取り組みを行っております。そしてワインだけではなくて、お米や日本酒などにも適用されております。北杜市でもまずエコひいき店という制度がありますので、そこを活用しながら北杜市で採れた農産物や加工品のブランド力を高めるために原産地呼称制度のような仕組みを導入していくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

5点目といたしまして、ワインの産地化について再質問をいたします。

ワインの産地化のためには、小規模なブドウ農家を育てることが大変重要だというふうに思っております。ワイン特区以後の取り組みとしてブドウを育てて小規模に醸造できる農家が育成できないと産地化には結びつかないと思っております。現在、甲州市などはブドウの苗木を無償で配るとか共同で醸造できる施設があるとかそういうことを行っておりますが、そういうことが大事になってくると思います。

また消費の面ではワインツーリズムへバスを融通したり、ワインで乾杯するような条例をつくっているという取り組みも行っております。大変、気候条件など非常に可能性がある産地でありますので、特に若いブドウ農家が進出できるような体制づくりや補助ができないかということをお伺いさせていただきます。

6点目といたしまして、地域資源への取り組みでございます。

八ヶ岳観光圏の取り組みといたしまして、おもてなしブックというのを配っていただきました。大変素晴らしい取り組みだと思っております。しかしながら北杜市は大変広く、地域資源は8町に山のようにございます。また、まだ埋もれている郷土の歴史や文化、遺跡などもございます。おもてなしブックのパート2、パート3というものを増やしていくことも大事だと思っております。またそれを作る上で地域資源の再発見ということの取り組みも大事ですし、ほかの町のことを知ることも大事だと思っております。おもてなしブックを通じた地域資源の発掘、共有、発信などの今後の取り組みについてお伺いさせていただきます。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

上村議員の再質問にお答えいたします。6点いただいたかと思えます。

最初に1番と2番は一緒に答弁させていただきたいと思えます。

まずグリーンツーリズムを推進するためには、農業体験メニュー等の充実を推進する必要があります。ということで、農業体験等を充実させる手段として援農ボランティアおよび田舎暮らし体験は有効な手段と考えられますので、今後農政課やツーリズムの受け入れを検討している事業者等と検討してまいりたいと考えております。

続きまして3点目になりますけども、教育旅行の誘致というご質問だと思いますけども教育旅行誘致に対する姉妹都市や友好都市の活用ということになるかと思えますけども、すでに保養所等や学校寮を中心に、設置している区および市ないし学校法人とは学校寮の管理協議会がございまして、そちらのほうに出席をいたしまして情報交換を行っております。また姉妹都市等の教育委員会への問い合わせも行っておりますので、受け入れ態勢の整備とともにニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして4点目でございますけども、原産地呼称管理制度というご質問かと思えます。

原産地呼称管理制度につきましては、生産情報を開示するということで品質の高い農産物やその加工品を消費者に提供するための制度であると認識しております。北杜市の良質な水、澄んだ空気、肥沃な大地のもとで生産製造されました農産物や観光品を消費者にアピールするためには有効な制度であると考えております。

今後、先進地事例等を調査・研究を行いましてエコひいき店等の関係機関のご意見をお聞きする中で検討してまいりたいと考えます。

続きまして5番目になりますけども、醸造用ブドウの苗木の配布につきましては、品種は甲州種に限るんですが県の単独補助事業がありますので、県と協議を行いまして農家の負担が軽減できますよう事業を活用してまいりたいと思えます。

また共同の醸造所につきましては、市内にすでに5事業所の醸造所が開設されておりますので有効利用できるよう調整してまいりたいと思えます。

またワインでの乾杯やツーリズムバスにつきましては、醸造用ブドウ農家の組織化を図りまして検討してまいりたいと思えます。

また体制づくりや補助金については、市としても醸造用ブドウ栽培につきましては気候の温暖化もあり、北杜市が適地として注目されておりますので今後国、県の事業を活用しながら推進してまいりたいと思えます。

6点目でございますが、北杜市を持続可能なブランド観光地として発信していくためには地域を挙げたおもてなしが必要であります。八ヶ岳観光圏事業では計画的に共同学習や意識啓発事業に取り組むこととしておりますので、今後も市の地域資源を広く発掘し、市民が理解し活用できるような取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

1点、再々質問をさせていただきます。

地域資源を活用した観光はご答弁のとおり、農家や地域との連携が非常に大事だと思っております。成功している地域ではほかの地域から来た、例えばアドバイザーなどがキーマンとなって推進しているケースも多いというふうに思っております。例えば1年間とか長期にわたって、その地域の方々と一緒に地域活性化や観光誘致に取り組むようなアドバイザーを地域に派遣するなどして取り組んでいくことも大事になってくると思いますけれども、そういうアドバイザーを融通することができるかどうか、そのあたりを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

上村英司議員の再々質問にお答えいたします。

観光振興に関するアドバイザー等の活用でございますが、市では地域活性化伝道師の椎川忍氏を市の地域力創造アドバイザーに委嘱し、地域活性化等についてご支援をいただいているところであります。また地域活性化伝道師で観光地ともパイプの太い清水慎一氏や観光カリスマである山田桂一郎氏等、多くの専門の方にご協力をお願いしているところであります。

地域で活動を起こす際に、アドバイザー等の意見が必要な場合は観光・商工課と関係する部署にご相談をいただくことで地域とアドバイザーをつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

児童虐待への対応について、再質問をさせていただきます。

児童虐待相談に対する保健師さんの役割というのは、非常に大事になってくると思いますけれども研修などはどのように行われているのでしょうか。また現在、相談の一義的に窓口は北杜市ということになっておりますけれども、市民への周知はどのようになっているのでしょうか。また里親制度というものもございますけれども、そういう制度の周知を含めてお聞きいたします。

2つ目といたしまして、核家族化が進みましてお母さんと子どもだけで過ごすことによって社会的に孤立してストレスから虐待になるというケースが考えられますけれども、例えば援助の手を差し伸べなくてははいけませんとか、貧困家庭にあるとか、経済的な援助が必要だとか、そういう情報というのは本当に分かりづらい、社会に出てきづらい状況があると思いますけれども、そういう状況把握を市ではどのように努力しているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

3点目といたしまして、叩かない・怒鳴らないで子どもにしつけを行う最新手法でありますコモンセンスペアレンティングという手法がアメリカの児童養護施設で開発されて現在、茅ヶ崎市で取り組まれております。現在、茅ヶ崎市では1,400人のお父さんお母さんが受講しまして大変好評を得ているということでございます。山梨県にもトレーナーが2人、小淵沢町

にも1人いらっしゃいますので、ぜひ研修の機会を持っていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

上村英司議員の再質問にお答えします。3点、質問をいただきました。

まず1点目の保健師の研修や制度の周知ということでございます。

母親や子どもの相談業務を行っている保健師、家庭児童相談員の研修については県が開催する研修会等に積極的に参加し、知識の習得に努めているところでございます。

制度の周知につきましては市の広報紙への掲載、チラシ等の配布を行うとともに学校や保育園などと連携を図りながら定期的な訪問を行っております。また民生児童委員をはじめ校長会ですとか園長会、放課後児童クラブ、放課後子ども教室や児童館の連絡協議会等においても制度の周知を図っているところでございます。

次に2点目の子どもの貧困の状況についての把握でございます。

現在、市では子どもの貧困の状況をしっかり捉えていない状況でございます。子どもの貧困の実態は見えにくく捉えづらいものであります。子どもの貧困対策に取り組むにあたっては、子どもの貧困の実態を適切に把握する必要があります。現在、国においては本年8月に子どもの貧困対策に取り組む大綱が制定され、子どもの貧困に関する指標を設け、この指標の改善に向けた重点施策として取り組むとしております。また一方で、県においてはこの大綱に基づく貧困対策計画を策定し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の支援に取り組むこととされております。今の段階では国、県において子どもの貧困対策に動き出したばかりの状況でありますけれども、市におきましても貧困の連鎖を防止するために子どもの貧困の把握に努めてまいりたいと考えております。

最後の質問でございます。コモンセンスペアレンティングの研修についてということでございます。

このコモンセンスペアレンティングは、暴力や暴言を使わず子どもを育てる技術であると理解しております。親や子どもとの関わり、出会いの機会が多くある保健師や保育士、子育て支援センターやつどいの広場の職員に対しまして研修会を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、上村英司君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

爆弾低気圧の影響で日本各地に被害が出ています。大きな災害にならないようにと願っているところです。厳しい冬将軍の訪れに凍りつくような昨日今日ですが凜とした大気の中でくっ

きりと雄姿を表す周囲の山並み、明けゆく光に北杜の朝が輝き始めました。

1 2月定例議会にあたり3項目、介護支援ボランティアの養成と現状、放課後児童クラブの拡充、助産院と婦人科の開設について一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、介護支援ボランティアの養成と現状は。

少子高齢化が進む中、市ではこうした問題の解消に向けての方針の1つとして介護支援ボランティアの養成を行っています。幼い子どもから高齢者、障害のある方や災害、教育、福祉などにおいて住民の意向を十分に取り入れた上で充実した市政を行うためには、市民と行政の間において自助・公助・共助の考え方が大切だと考えます。

こうした中、行政だけでは行き届かない部分を私たち市民が自発的に協力していくことは市政を円滑に行う1つの大きな要素であると思います。市では介護支援ボランティアを養成するために研修を行い、すでに研修を終えられた方もいるようですが現状について伺います。

1 点目、どのようなシステムになっていますか。

2 点目、受講者の数と受講するための資格。

3 点目、活動の状況とボランティアをしたことで何か特典があるでしょうか。

次に放課後児童クラブの拡充について伺います。

勤労世代の児童に対し、小学校1年生から3年生までの児童を放課後児童クラブで預かっています。現在、登録された児童のみが対象となっていますが今回、子ども・子育て支援法の施行により対象年齢の拡大がされることになりました。今までは上の子が4年生になった場合は兄弟でも対象者から外れてしまい、利用することができなくなってしまったことで勤労世代にとっては大変、不都合な状況が生じておりました。6年生までの引き上げは多くの保護者から望む声が多く、以前私も議会で質問をさせていただいていますが今回の引き上げは大変喜ばれていることと思います。またこのことにより対象児童が小学校1年生から6年生までとなり、定員の増加も見込まれます。現在の状況と今後の予定について伺います。

現在の放課後児童クラブの設置状況、また定員と拡大後の定員の数。

現在の施設で対応できるのか。施設の整備がある場合の予定はどうなっていますか。

3項目めになります。助産院と婦人科の開設について伺います。

来年度から甲陽病院に婦人科が開設されると市長の所信にございました。市内で出産できるところがなく市外の施設でしか検診や診察、出産ができないため産婦人科医を誘致してほしいという要望が以前からあった中、5千筆を超える署名も集まり、市への要望書として提出されていました。早い段階で診察し治療をしていたら助かったのという例も聞いております。市民の生活に密着した身近な病院で婦人科の診療が可能になることは若い世代のみならず、多くの人に大きな安心感をもたらします。

来年度から日野春に助産院が開設される見通しもあり、安心して出産し子育てができる状況が整いつつあります。子育てにやさしいまちは市民の望んでいたものであり、少子化を解消する施策としても大変有効であると考えています。また川上村や南牧村など近隣の町村では長野県内の医療機関に行くよりも近い、これは信号が少ないということもあるんですが、そういった声もありまして山梨県での受診者もいるようです。

本市は今回、総務省の定住自立圏構想として県内で甲府市、富士吉田市とともに中心市に指定されました。このことによって定住・自立・発展を目指す必要があることから現在、八ヶ岳観光圏として連携している長野県との医療連携も期待できるものと考えています。

以下、診療体制について伺います。

1点目、助産院の開設予定と診療体制。

2点目、甲陽病院の婦人科開設予定と診療体制はどのようになっていますか。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの施設についてであります。

現在の施設で対象年齢拡大に対応できる施設は明野、須玉、高根東、高根清里、長坂、白州、武川の各小学校区であり、来年度から対応してまいりたいと考えております。

現在の施設で対応することができない施設については子ども・子育て会議のご意見により、各小学校の空き教室や近隣の公共施設を活用することを検討してまいりました。その結果、小淵沢小学校区については生涯学習センターこぶちさわ内の1室を使用し、来年度から対応してまいりたいと考えております。

また高根西および大泉の小学校区については、小学校の空き教室や近隣の公共施設を活用することができないことから平成27年度中に隣接地へ新たな施設を増設し、平成28年度から対応してまいりたいと考えております。

次に、甲陽病院婦人科の開設についてであります。

市の子宮頸ガン検診受診率は県平均より低い状況にあり、身近な医療機関での受診を希望される声も寄せられておりました。要請活動もいただきました。

このような状況の中、来年4月から山梨大学医学部附属病院のご協力により婦人科の医師1名を週1回派遣していただけることになりました。曜日と時間はまだ決まっておりませんが受診される方が気軽に来院していただけるよう、女性医師の派遣をお願いしているところであります。

診察は既存の診察室を使い婦人科検診、貧血および婦人科疾患の可能性が高い患者さんへの治療を行ってまいります。

この開設に伴い、婦人科疾患の治療はもとより子宮頸ガン・子宮筋腫の早期発見、早期治療へとつながることで、女性の健康管理に貢献できるものと期待しております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

介護支援ボランティアの育成と現況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護支援ボランティアの研修についてであります。

介護支援ボランティア事業は元気な高齢者が社会参加することで介護予防につながり、高齢者の社会貢献を支援する目的で実施しております。高齢者の元気を維持できることが大きく期待できる事業として、平成23年度から実施しているところであります。

ボランティア養成のための研修は北杜市社会福祉協議会に委託し毎月1回、高根デイサービスセンターで開催しております。主な研修内容は、北杜市の現状や介護支援ボランティア制度の説明、ボランティアの心構えや活動場所の紹介と活動方法であります。

次に、研修の受講者の数と資格についてであります。

介護支援ボランティア登録者数は125名で現在、活動できる方は104名であります。研修の受講資格は市内在住の65歳以上の方で介護認定を受けていないことが要件になります。

次に、ボランティアの活動の状況と特典についてであります。

介護支援ボランティアの方は、市内にある介護事業所および市が行っております介護予防事業所、障害者支援施設、保育園や放課後児童クラブなどの子育て支援施設、計77の施設でボランティア活動を行っていただいております。大変ありがたく感謝申し上げます。

活動を行ったときには1時間に1ポイント、1日2ポイントまでが「元気よぼう手帳」に付与され、ポイントを交付金に転換することができ、年間最大5千円を交付しております。昨年度は35名の方がポイントを転換され15万5,100円を交付したところであります。

次に、助産院の開設についてであります。

長坂町に開設が予定されております助産院は、神奈川県から移住する助産師により来年2月の開院予定となっております。診療体制につきましては診察室および分娩室、ベッド3床を設け、完全予約制で原則24時間の分娩およびケアの診療体制と聞いております。この開院に伴い、身近な場所での出産および産前・産後ケアなどにもご貢献していただけることと期待しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

16番、保坂多枝子議員の放課後児童クラブの設置状況等についてのご質問にお答えします。本市では高根北小学校区以外の各小学校区単位で現在11施設を設置しており、定員は505名ですが、対象年齢拡大後の定員は約650名を予定しております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

介護支援ボランティアについて伺います。

ボランティアさんが77カ所のところに行っているということなんですが、行っている施設はどのようなところが多いのでしょうか。

それから登録というか、その施設で何かまったく問い合わせがない。ボランティアが来てくださるとか行ってもいいですかという、問い合わせがまったくないところがあるように聞いています。すべての施設に行っているのでしょうか、その2点について伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめにボランティアが行っているところ、どういう施設かということでございますけども、平成25年度の実績ですとデイサービスセンター、障害者支援施設、ふれあい処、ふれあい広場などが多い施設ということになっております。

次に2番目の問い合わせがない施設もあるようだということでございます。

ボランティアの方が、77施設ある中ですが25年度の実績ですと介護保険施設、介護予防事業所など、先ほど申しました施設を含めまして22の施設に行ってもらっております。全然、問い合わせがないということでもありますけども、これはボランティアの皆さんが行ってみたいボランティア、行ってみたい施設ということでボランティアの方が自ら施設のほうに連絡して行っておりますので、中には保育園とか放課後児童クラブもボランティアの行ける対象施設にはなっておりますけども、そちらのほうも問い合わせはないというような状況にあります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では再々質問ですが、今、部長さんがおっしゃったようにボランティアさんの希望とか、そのときの状況というのがあるかと思いますが、ボランティアさんが来てくれるのを待っているというふうなことも聞いています。市としてはせっかく講座を開いているいろいろな研修をさせていただいているところですので、万遍なく行っていただけるようなご指導を少ししていただけたらいいんじゃないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

たしかにそういう意味では需要と供給のマッチングという部分で、今マッチしていない部分もあります。そういうところが今のシステムの中ではやり切れていない部分もありますので、今後そのマッチング、こういう需要があってこういう方がいますというようなシステムづくりをちょっと検討しないと、ボランティアを増やすということもありますけども、増やしてそういうところでマッチングさせるというようなシステムづくりも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では2点目の放課後児童クラブについて、お伺いいたします。

先ほどの答弁の中で高根と大泉が増設になるというふうなご答弁でしたが、概要について簡単に結構ですが教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員に放課後児童クラブについて、ご質問をいただいております。

高根西、大泉放課後児童クラブの増設の概要についてということでございます。

放課後児童クラブ、年齢拡大の対応については子ども・子育て会議において小学校の空き教室などの確保を図りながら早期に対応するという方針でありました。これを受けまして学校施設や近隣の公共施設の活用を関係機関と検討してまいりましたが、使用できる施設がないことから早期に対応するという子ども・子育て会議の方針のもと、平成27年度において隣接地に施設を増設することといたしました。高根西放課後児童クラブの現在の定員は40人、施設増設後の定員は60人とし、増設施設は木造または軽量鉄骨造り平屋建て140平方メートルで現在の施設へ併設をして建設したいというふうに考えております。

それから大泉放課後児童クラブにつきましては現在の定員は60人、増設施設後の定員は80人とし、高根西と同様、増設施設は木造または軽量鉄骨造り平屋建て140平方メートルの施設を既存施設の東側の駐車場へ建設したいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では再々質問をさせていただきます。

先ほどの中で高根の北小には設置されていないということですが、今後の方針についてどんなふうに考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

高根北小学校の放課後児童クラブについてでございます。

高根北小学校区の放課後児童クラブの設置については、設置場所の確保ができない等の問題があり、また高根地区においては小学校の統合計画がある状況の中で速やかに建設するという事は困難であります。また教育委員会と連携を図りながら今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では3項目めの助産院と婦人科の開設について、お伺いいたします。

先ほどからのご答弁の中で、婦人科と助産院ができるということに対しましていろいろとご努力をいただいた、そして市民も安心して暮らしていけるんじゃないかというふうに期待しているところです。

助産院も助産院だけでは開設というのが難しいというふうに思って、出産とか諸々のことができないということがありまして、助産院が連携している病院はどこになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

助産院が連携している病院ということで、これは甲府市立病院にお願いしていると聞いております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では再々質問をさせていただきます。

せっかくこの婦人科や助産院が開設されるんですから広く周知をして、そんなところがあったんですかということではなくて、市民の方にはぜひ利用をしていただきたいというふうに思っています。

市立病院ですので、もちろん担当課との連携を図っていくと思いますが、この連携というのが非常に大事だと思います。この方がこうなんですけどもというのは担当課ではよく分かっている部分もあるかと思えます。そういった連携を図っていくことが大切だと思いますが、この開設をされるにあたって周知の方法、それと連携の体制についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

今の質問ですが助産院のということですか。それとも婦人科ということですか。

○16番議員（保坂多枝子君）

助産院と、それから。

○議長（渡邊英子君）

周知と連携ということですね。

○16番議員（保坂多枝子君）

はい。婦人科と助産院について、両方お願いをしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

再々質問にお答えいたします。

周知につきましては婦人科の開設、助産院の開設につきまして今後、開設時期、近くなりましたら広報等で周知は行えると思います。連携というのはあれですか、助産院と婦人科の連携とかというお話でよろしいのでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

助産院と婦人科、助産院のほうは甲府の市立病院と連携ということですよ。婦人科、これは婦人科が市立病院ですので市とはもちろん関わっていくんですけども、いろいろな細かい点でやっぱり連携というのも必要になるかと思うんですね。それに伴って助産院との連携もあるかとは思いますが、そんな連携をどんなふうにしていかれるのかなと思います。よろしいのでしょうか。婦人科と市の担当課の話でお願いいたします。

○市民部長（平井光君）

申し訳ございませんでした。

婦人科と市との連携につきましては当然、現在、子宮頸ガン検診などは施設にもお願いしていますし、車検診をしております。車のほう、こちらのほう婦人科がないという関係でやっているんですけども、当然、甲陽病院に婦人科が出るといことで今度は施設検診をお願いしていきたいというふうには考えています。助産院との連携というところでは、ちょっとどうなのかというのは私どもには分かりませんが。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

12月定例会にあたり、地域の身近な問題について2項目を質問いたします。

最初に、長坂駅のバリアフリー化の推進について伺います。

このことについては過去にも質問がされたことがあります、改めて質問をさせていただきます。本市においても急速に高齢化が進む中で、長坂駅の乗降口は急勾配で整備は地域の長年にわたる課題となっています。

本来ですと民営化されたJR東日本が乗客サービスの一環として行うべきであると思いますが1日当たりの乗降客数が一定規模以上でないと対象外で設置できないとのことでもあります。しかし、まちづくり事業での小淵沢駅前整備事業や清里駅周辺整備事業の経過を見ますとJR東日本と市が協議をした上で市が応分な負担をすれば事業は可能であると思います。この問題は長坂駅を利用する大勢の市民の懸案事項であります。多くの市民の声をお聞きいただき市の重要施策の1つとして整備計画に位置づけ、早急にJR東日本と協議して長坂駅のバリアフリー化に取り組んでいただきたいと思います、市の考え方を伺いいたします。

次にAED設置箇所マップの作成と周知活用について伺います。

このことについては市内の公共施設や各行政区、コンビニなど不特定多数の人たちが出入りする場所に設置されていると思いますが、高齢化が進む中で深夜や明け方に必要となるケースが予測・想定されています。しかし現状では、どこに設置されているのかよく分からないのが実情だと思います。こうした中で、せっかく設置されたAEDが24時間いつでも誰もが活用できる体制づくりが求められています。住まいの間近にあれば有事の際に活用ができ、救急車来る前の初期対応として尊い命を救うことができます。いつでも活用ができるよう市内のAED設置箇所のマップを作成し、一朝有事の際に有効活用ができるよう周知・啓発を図る必要があると考え、以下伺います。

1点目ですが、市内のAEDの設置状況は把握していますか。

2点目としてAED設置箇所のマップを作成し全戸に配布し、周知活用を図る考えはありますか。

3点目ですが、市内のコンビニエンスストアへの設置についての状況について把握しているのかどうか、伺います。

以上です。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員の、長坂駅のバリアフリー化の推進についてのご質問にお答えいたします。

バリアフリー化設備整備事業については、国の補助対象となる規定が1日の乗降者数が3千人以上の駅が対象となります。

長坂駅については1日の乗降者数が平成25年度は2,300人弱であり、この規定を満たしていないため対象外となり、国の補助は受けられない状況であります。また事業主体がJR東日本であるため、事業実施についてはJR東日本との協議が必要となります。しかしながら長坂駅は開駅して96年ということになります。地域とともに今日を迎えているわけであり、八ヶ岳南麓の市民の重要な交通手段となっており、高齢化の進展に伴い駅のバリアフリー化は必要であり急ぎたいと思います。

長坂地区の区長会、地域委員会からも要望をいただいております、市といたしましても対策を講

じる必要があることから、現在ＪＲ東日本とバリアフリー化について事前協議を進めているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

１０番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

A E Dについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめにA E Dの設置状況についてであります。峡北消防本部において管内全域における公共・民間、すべての施設を対象に調査を行い、その情報を共有しており、市内には２３７カ所の施設に設置されている状況にあります。

次に、設置箇所のマップ作成についてであります。

市内の公共施設に設置している１２７カ所のA E Dについては、今年発行いたしました北杜くらしの便利帖に掲載しております。また民間施設も含め、峡北消防本部においてホームページへ設置施設を掲載する予定であることから、市ホームページと峡北消防本部ホームページをリンクし設置状況の周知に努めてまいります。このようなことから、マップの作成および配布については考えておりません。

次に、コンビニエンスストアへの設置状況についてであります。

コンビニエンスストアへの設置状況は市では把握しておりませんが、コンビニエンスストアを含め、民間施設にA E Dが新たに設置された際には状況を把握している峡北消防本部と情報の共有をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○１０番議員（相吉正一君）

最初に長坂駅のバリアフリー化について、現在、ＪＲ東日本と事前協議を進めているという答弁をいただき大変うれしく思います。地域の皆さんも感謝していることと思います。なお、現時点で今後のバリアフリー化の時期について、いつごろ分かれば教えてください。

次にA E D設置箇所マップの作成と周知活用についてですが、先ほど市内全体では２３７カ所で、うち公共施設に１２７カ所設置されているということで、大変A E Dが設置されていることが今、私も分かりました。それでくらしの便利帖に掲載してあるということですが、できればこのことを例えば区長会がありますね。区長会があるときに区長さんたちに周知、回覧できるような体制づくり、また社会福祉協議会とも連携した中で社会福祉だよりが出るときに、そういうことの周知も含めて検討をお願いしたいということで、もう１点はコンビニエンスストアは２４時間営業しています。深夜とか明け方、具合の悪くなる人が使えるような取り組みが全国の自治体で進められています。県内では昭和町が去る１０月からコンビニエンスストアへ町が経費をもった中で設置をしていると聞いています。それについて、A E Dはかなり高価

なもので20万円から40万円ぐらいの高価なものでありますけども、リースですれば月額2千円と聞いています。ぜひそのへんも含めて検討をし、いざという場合に使えるような取り組みをお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

10番、相吉正一議員の再質問でございます。2点お伺いいたしました。

最初にAEDの設置箇所の周知ということでございまして、くらしの便利帖に掲載してある施設の一覧についての周知ということをお区長への回覧とか、社協だよりへの周知ということでございますけども、今後区長会議等もございまして。また社協等の会議もございまして、このへんのだよりの中にも掲載してある旨をまた周知してまいりたいと考えております。

2項目めの昭和町でのAEDの取り組みについて、北杜市でも取り組むべきだということでございますけども、北杜市の面積は当然、昭和町よりも広く、かつ昭和町の店舗も同様であっても面積的には広いこともございまして、店舗の密度ということも考えますと十分な効果が発揮できるかどうかということも今後、検討が必要であるとかように考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

バリアフリー化の時期についてという質問だと思います。

現在、JR東日本におきまして県内で小淵沢駅、また石和温泉駅ということで駅舎の改築等が行われています。今後、甲府駅あるいは酒折駅等にもバリアフリー化ということでエレベーター事業を行うというふうな情報を得ております。私どももJR東日本と協議しているわけがありますけども、県内に数多くのバリアフリー化の予定があるということで、現在協議中ではありますが、できれば小淵沢駅と並行してやりたいというふうな協議をしておりますけども、なかなか難しいというのが状況であります。もうしばらく経てば具体的なお話ができると思います。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで10番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

今、この質問台に立たせてもらっていますが、家の台所に立って日々の生活から感じることもいろいろとあります。その1つとしてプラスチックのリサイクルについて今回、一般質問をさせていただきます。

まず、平成25年度のプラスチック製容器包装の回収実績はどのくらいでしょうか。

次に汚れているものは資源物に入れなくなっていますが、実際には資源物として搬出されたプラスチック製容器包装も再生利用ができないものが相当あると見受けられます。この場合、せっかく分別したものも可燃ごみとして処理されていると思いますが、その割合はどのくらいでしょうか。

プラスチック製容器包装は、多種類のプラスチックの混合や包装材自体が多層構造の複合材であることが多いため、再生利用には向かないといわれています。プラスチック製容器包装を再生利用した場合の残渣、リサイクルできない残りがすはどのくらいでしょうか。

分別の徹底、汚れているものの洗浄等には手間がかかり、市民に多大な協力をお願いしているところです。お湯や洗剤の利用ほかも含めた、トータルな環境負荷の観点からプラスチック製容器包装の再生利用を市はどのように考えているのでしょうか。

プラスチックのリサイクルについて、再生利用するのはペットボトルや白色トレイなど単一の素材で汚れが少なくまとまった量が収集可能な物のみとし、他のプラスチックは燃やして熱回収しエネルギーとして利用することのほうが合理的だと考えますが、このことについての市の見解を伺います。

10月に峡北広域行政事務組合議会でも、プラスチックのリサイクルについて質問をいたしました。たつおかのごみ焼却施設を維持管理する立場でもごみの減量化には努めるべきだが、プラスチックを可燃ごみとして受け入れることに問題はなく、助燃材としても有効であるという趣旨の答弁をいただいております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

12番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

プラスチックのリサイクルについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめにプラスチック製容器包装の回収実績についてであります。昨年度の回収実績は約68トンであります。

次に、可燃ごみとして処理されている割合についてであります。

プラスチック製容器包装については業者に委託し資源物として処理しておりますが、中には再生利用化できない物があり、委託業者の判断によりサーマルリサイクルいわゆる熱処理による再資源化などの処理をしており、可燃ごみとの割合については把握できない状況であります。

次に、マテリアルリサイクルによる残渣についてであります。

本年4月から11月までのプラスチック製容器包装資源物の排出量については、約48トンであります。そのうち再生利用化できない物は2.4トンになります。

次に、プラスチック製容器包装のマテリアルリサイクルについてであります。

現在、処理方法は容器包装リサイクル法および一般廃棄物処理法に基づき、プラスチック製容器は北杜市ごみ・資源物分別マニュアルにより、汚れている物はきれいに洗うなどしていただき、資源物として排出していただいております。引き続き市民のご協力をいただきながら容器包装リサイクル法に基づき容器包装廃棄物の減量化と再資源化を推進してまいります。

次に、サーマルリサイクルについてであります。

現在、構成市と連携しごみ搬出の減量化に努めていることから北杜市ごみ・資源物分別マニュアルに従い、汚れがひどく資源物として排出できないと判断された物については可燃ごみとして排出していただいております。

今後も峡北広域行政事務組合および構成市と連携を図り、市民の皆さまにご協力をいただきながら環境負荷の削減を図る取り組みを推進してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

確認をしたいのですが、再生利用できない残りかすが最終的には2トンというお話でしたが回収実績68トンに対して再生利用48から残りかす2トンだという話なんです、このプラスチック製容器包装の最初の回収実績68トンから残渣がどのくらいかというのを教えていただけますでしょうか。

それと市民の方に洗浄をお願いしているので相当、労力をかけている。実際に台所に立っていても非常にそれを感じるわけですが、そのへんのところをどのようにお考えか、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

まず冒頭の答弁で、この68トンについては昨年度の回収実績であります。それで48トンについては本年4月から11月までのプラスチック製容器包装資源物の排出量48トンに対して再生利用化できないものが2.4トン、これは5%になっておりますが、そういうことあります。

2点目の質問であります、現在ごみの資源物分別マニュアルの区分については、各市内容について若干相違があります。構成市である韮崎市についても北杜市とは分別マニュアルが相違しております。この内容等、取り扱いについても今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

残渣についてですが、これは再生利用できないというのは製品としての再生利用と、それからさらにそこから残りをサーマルリサイクルするという考えもあるんですけど、この残りかすの意味がマテリアルリサイクルだけのものなのか、サーマルも含めたものなのかをしっかりとっていただいて、サーマルリサイクル以外のマテリアルリサイクルをしたものの残りかすをぜひ数字を挙げていただきたいと思います。

私が調べた限りではマテリアルリサイクルができないのは50%という、私自身の調べたところではなっているんですけども、そうすると市民の方が一生懸命洗っていることをやっても結局50%のものは燃えるごみにまわされる。そういう手間と、それから実際にたつおかの受け入れる処理が可燃ごみとして処理するのも問題ない、特に助燃材としても有効である。しかも蕪崎市はペットボトルと白色トレイだけを分別して、あとのプラスチックは燃やしています。68トンのごみが燃えるごみになるというのは、たしかに量が増えることではあります。が市民の手間と実際のお湯とか洗剤のトータルな環境の負荷を考えれば、燃やすほうがずっと合理的、ある先生に言わせれば分別ある分別それにまさしくなると思うんですが、それも含めて今後の市の対応についても伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

先ほどパーセンテージのことを野中議員、50数%とおっしゃいましたが、答弁の中でお話しました、まずは例えば公民館等でごみを出します。その際に今、野中真理子議員の言われたパーセンテージについては、どの数値を言っているのかちょっと私には分かりませんが、あくまでも残渣については、先ほど申し上げたとおり48トンのうち再生利用化できない2.4トンという数字で、冒頭答弁でも答えておりますが可燃ごみとして処理されている割合については把握できない状況ということであります。

それで先ほどの再質問でも申し上げておりますが、市では今後とも分別マニュアルについて今後、先ほど言いましたサーマルリサイクル等についても他の自治体によって分別マニュアルに相違がありますけども、取り扱い内容についても今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で質問を打ち切ります。

これで12番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

3項目について、白倉市長に質問いたします。

質問の第1は、北杜市の学校統廃合問題をどう考えるか。

高根清里小学校の存続を求めるとおよび武川・白州地域に中学校を残すことを求めます。

学校の統廃合については地域住民、保護者の意見をよく聞き、拙速に進めないよう文部省（現文部科学省）通達「公立小中学校の統合について」（1973年9月）が出され、通達には次の原則が示されている。

1. 無理な学校統廃合禁止と住民合意、学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上、著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。

2．小規模校の尊重、小規模学校には教職員と児童生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で小規模校としての教育上の利点も考えられるので総合的に判断した場合、なお小規模校として存置し充実するほうが好ましい場合もある。

3．学校の地域的意義の考慮、学校統合を計画する場合には学校の持つ地域的意義を考えて十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。

これは市町村や住民が学校統廃合問題へ対応する際の拠りどころとなり、その30年後の平成の大合併の際も全国都道府県教育長協議会、教育委員会のための市町村合併マニュアル（改訂版）（2005年8月）の学校の統合の項がこの方針を確認、継承しています。

私も山梨からの代表団の一員として10月21日に予算要求のために上京し、文部科学省の担当者と通達「公立小中学校の統合について」が現在も有効であることを確認してまいりました。

現在、公立学校規模の実態を見ると国の統合の適正規模、12学級から18学級の基準内の規模の学校は小学校29.5%、中学校31.8%に過ぎない。11学級以下が小学校47.0%、中学校が52.1%。19学級以上が小学校23.4%、中学校16.1%を占めている。

適正規模の範囲内の学校が約3割という実態との遊離は、基準自体の不適正の証である。40人学級基準のもとでは12学級から18学級は480人から720人であり、それを学校の適正規模の基準とすることは教育条理、教育の道理に反する。それは統合誘導の財政基準として設定されたものであり、教育的観点・論拠に基づく学校の適正基準ではない。自治体は教育の条理、教育の道理や地域の実態等の諸事情を考慮し、小さな学校の価値を認識し存続に一段の努力が求められる。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするのであり、住民である子どもの立場に立ち国民の権利、利益の保護のため住民合意を尊重しなければならない。国連の専門機関である世界保健機関（WHO）は諸調査・研究を集約し、人間的教育のための学校規模100人以下を勧めている。実態も初等学校では諸外国平均100人台が一般的であり、日本322人に対し高い学力で注目されるフィンランドは101人、文化大国フランスは99人などである（ユネスコ統計）。

子どもたち一人ひとりが人間として大切にされ、みんながよく知り合え歩いて楽に通え地域から愛される学校こそ子どもと地域の未来をひらく学校といえよう。学校統廃合が学校と地域の衰退につながる強引な基準づくりや財政誘導は学校現場や地域・住民から強い反発、抵抗を受けることになるだろう。

以上の認識に立ち、以下質問します。

1．7月の清里地区で開催された小学校統合計画説明会では、清里は同じ高根町にありながら標高差もあり、かなり距離が離れている。学校がなくなると子どもたちの通学時間増大による親子の負担も増える。学校がなくなると若い人たちも子育てをするには下のほうに住むしかないと、ますます清里がさみしく衰退してしまいます。学校は文化の発信地だ。町の発展に欠かせないものだ。子どもの体調が悪いときや災害時、大雪のとき親の送迎が必要になるが遠くて難しい。少人数学級のほうが子どもの教育にはいいなどの声が続々に出されたと聞いています。高根清里小学校は存続すべきと考えますが、市長の見解を求めます。

2. 武川町には若者の定住を促進する子育て支援住宅の建設を予定しています。地域が存続していくためには若い世代の存在が不可欠です。出身者がUターンで戻ってくるか、または他の地域からの移転者が必要だが、近くに学校のない場所にわざわざ住もうと考える親はいない。武川中を長坂中に、白州中を小淵沢中に統合する計画を見直し、武川・白州地域に中学校を残すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

質問の第2は、学校施設の整備・充実を求めることです。

1つ、小中学校の和式トイレの洋式化を。

2つ、小中学校の普通教室にエアコンの設置を。

子どもの家庭ではトイレの洋式化が進んでいます。学校でも明るく清潔でライフスタイルにあったものに改善する必要があります。

以下、質問します。

1. 市内小中学校の和式トイレの洋式化の整備状況はどうなっていますか。学校別に。

2. 整備率が極端に低い学校を当面、早急に50%程度に引き上げる必要があると思うかどうか。

3. 長坂小学校の100%に近づけるために3年ぐらいの年次計画を立てて取り組む必要があると思うかどうか。

次に地球温暖化の影響で毎年記録的な猛暑が続く中、子どもたちの健康を守るために小中学校の普通教室にエアコンを設置する事業を北杜市でも考える時期ではないか。市内の小学校11校での普通教室の設置台数はゼロ。中学校9校のうち甲陵中以外の8校での普通教室の設置台数はゼロ。山梨県の場合、普通教室の設置率38.9%、特別教室32.5%。

以下、質問します。

1. 普通教室にエアコンを設置する必要性の調査をしていますか。

2. 今後、甲陵中並みに整備していくことが必要だと思うが市の見解を伺います。

質問の第3は2つの市民要求についてです。

1つは、市内の温泉で利用できる共通回数券の復活を求めることです。

2つ目は、消えた道路の白線の復旧を求めることです。

北杜市は今年10月から市内の温泉料金について市民料金を300円から400円、市外料金を700円から800円に改定しました。さらに別荘料金450円を廃止するとともに回数券をなくし温泉フリーパスを導入しました。

今回の値上げはあまりにも大幅であり、市民や温泉を利用している人からは唯一楽しみにしていた温泉なのに値上げされたら行く回数を減らさなければならない。回数券があって家族みんなで利用していたのにフリーパスは高くて購入できないなど、値上げや回数券の廃止に不満の声が多く出されています。

以下、質問します。

1. 別荘料金を廃止して市外料金800円はあまりにも値上げ過ぎではないか。せっかく都会から北杜市を訪れた人が高いので近隣の町村、長野県の温泉に、入浴料金600円ということで流れてしまうのではないか。

2. 温泉利用者数は前年の同時期と比較してどうなっているのか。

3. 値段は少々上がることは覚悟しても使い勝手のよい、利用者数の増加が見込める今までの北杜市温泉利用共通回数券の復活がどうしてできないのか。

4. 温泉管理者会議で利用者を増やす取り組み、共通回数券等の論議はなされているのか。
次に2月の大雪のため道路の白線が消えているところがあります。学校近辺の通学路は、はっきりと見えるように復旧していますが、まだまだ道路の路肩を示す白線、センターラインなど消えているところがあります。路肩の白線等は、夕暮れ時などバイクで走るのに安全運転の助けになっています。まもなく雪の季節を迎えます。早く復旧されることを願って以下、質問します。

1. 白線の復旧したところ、まだのところの把握はできていますか。

2. 白線の復旧の計画の見通しはいかがか、答弁を求めます。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の学校統廃合問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高根清里小学校についてであります。

現在、高根地区新しい学校づくり会議を立ち上げ学校関係者や地域の代表者の方々から学校統廃合案に対する意見などが報告され、さらなる意見交換や議論を行っているところであります。今後も会議を重ね、来年2月末を目途に意見集約が行われます。

次に、北杜市立中学校統廃合計画案についてであります。

義務教育期は学力の習得とともに、友だちをつくることや集団生活を通して社会性を身に付けることにおいても重要な時期であります。学校統合により、より多くの友だちや教師と触れ合うことで多様な価値観を学び、豊かな人格の形成につながる教育環境の整備が図られるものと考えております。

こうしたことから北杜市小中学校適正配置実施計画において中学校では1学級30人以上、1学年3学級以上を基本とし、少なくとも各学年において複数学級を確保できる6学級以上の規模となるよう配置するとしております。

白州中学校と武川中学校の組み合わせでは適正とする1学年2学級、全校6学級以上の規模が難しいことから、現在ご議論いただいている北杜市立中学校統廃合計画案をお示したところでありました。

中学校の統合については、平成27年度内での意見集約を目指しておりますので、ご議論をいただいたのちに、高根地区と同様に地域ごとに意見集約を図るための会議を立ち上げてまいりたいと考えております。

学校関係者や地域の皆さまには十分にご検討をいただき、子どもたちの将来を見据えたご判断をいただきたいと思います。

次に学校施設の整備・充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、トイレの洋式化の学校別整備状況についてであります。

小学校における整備率は明野小学校41%、須玉小学校40%、高根東小学校54%、高根西小学校47%、高根北小学校40%、高根清里小学校41%、長坂小学校100%、泉小学校46%、小淵沢小学校46%、白州小学校49%、武川小学校19%。また中学校は明野中学校59%、須玉中学校38%、高根中学校24%、長坂中学校44%、泉中学校43%、小淵沢中学校74%、白州中学校48%、武川中学校22%、甲陵中学校40%となっております。

次に、トイレの洋式化へ向けての取り組みについてであります。

洋式化については、小学校と中学校でニーズや考えが異なることから整備率の低い学校の整備に重点を置きながら学校とも協議を行い計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、普通教室のエアコン設置についてであります。

甲陵中学校を除く市内小中学校におけるエアコンの整備率は小学校が約20%、中学校が約30%で保健室、図書室、職員室への整備についてはおおむね完了しております。

調査については昨年、夏休み前から真夏日が続いたことから緊急的に扇風機の配備を行うとともに各学校において外気温度や室内温度の記録をとっていただきました。

次に、エアコン整備の必要性についてであります。

温暖化等により近年、季節が早まっている状況が気象データなどから伺うことができます。30度以上となる真夏日は6月末から見られるようになり、8月下旬以降は少なくなる傾向にあります。また甲府気象台の観測所のある大泉と韮崎を比較すると、真夏日の日数は韮崎の観測所が大きく上回っている状況にあり、エアコン設置については標高差等にも考慮した検討が必要であります。

普通教室へエアコンを整備する場合、受電設備や電気配線等も含めた整備が必要であることから学校施設の大規模改修などと併せて計画的に検討していく必要があります。また、暑さ対策としては北杜市立小中学校管理規則で定められている夏季休業日の期間を見直し、気象状況に応じた柔軟な夏休みの実施についても、検討の必要があるものと考えております。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

2つの市民の要求について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、温泉施設の別荘料金についてであります。

別荘料金の廃止については、第2次行政改革大綱に基づく財政健全化の一環として受益者負担の適正化を図る観点から、温泉施設利用料の見直しを検討してきた結果であります。市が所有する温泉施設は10施設すべてが赤字経営であり、全施設で指定管理者制度による民間の経営ノウハウを導入した経営改善等を図ってまいりましたが赤字経営からの脱却は難しく毎年、約1億2千万円の税金を投入して経営している状況となっております。

また施設の老朽化等が進んでおり、現在の温泉施設を維持していくためにはさらに税金の投

入が必要な状況にあります。このため利用料金を見直し、市民、別荘所有者、ならびに市外の方にも負担をお願いしたものであります。

次に、温泉利用者数についてであります。

本年4月から9月の温泉施設の間接報告によると、温泉利用者数は消費税率アップ等の影響もあり、平均で前年比約5%の減となっております。料金改定を行った10月の利用状況は一部増加した施設もありますが、平均で前年比約7%の減でありました。

次に、温泉利用共通回数券についてであります。

温泉利用共通回数券については、条例改正前に10の市営温泉施設中5施設が販売・利用できる制度でありましたが、割引率が高いことや10施設で共通して使用することができない等の理由から廃止したところであります。すべての市内温泉施設で利用できる共通回数券については、利用料金が統一されていないことや各施設独自のサービスを売りにしていきたいという北杜市温泉協議会での意見もあることから、現段階では難しいものと考えております。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えします。

2つの市民の要求について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、道路の白線の現状と把握についてであります。

600平方キロメートルを超える面積を有する広大な北杜市内には国・県道、市道、農道、林道、その他の道路など長大な道路があり、うち市道の延長だけでも1,092キロメートルを管理している状況であります。

外側線やセンターラインなどの表示は、設置以来の経年や除雪作業等により消えてしまったり、表示が分かりにくくなっている箇所があることは承知しております。

次に、白線等の復旧計画の見通しについてであります。

白線等の設置については専門技術を要するため、業者請け負いにより施工をしている状況であります。このため職員によるパトロールや地域の皆さまからの情報提供によって担当者が現地を確認し、通学路の安全性を最優先に経済性等も考慮しながら補修等、実施しておりますのでご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

残り時間2分42秒です。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

学校の統廃合について、再質問をお願いします。

学年の垣根を超えた縦割りの活動、運動会などですね、自分より上の学年の様子を見て向上心が育つとかリーダーシップや役割を果たそうとする責任感が身に付くとか、さらに地域住民との結びつきが強いため、教員以外の大人と関わり、そこから学ぶことも多いと。勉強を丁寧に身に付けるという点では教師の目が行き届く分、小規模校のほうが優れていると思う。小規

模校の教育について教育委員会はどうな評価をしているのか、お聞きしたいと思います。

2番目に学校の統廃合は人口減少を加速させ、地域の崩壊を招く危険性をはらんでいる。人口減少を防ぐためにも、小規模校をどんなことがあっても残すべきではないか。文部省通達の三原則。無理な学校の統廃合の禁止と住民合意。小規模校の尊重。学校の地域的意義の考慮に従って高根清里小学校は残すべきではないか。また地域の衰退を防ぐために武川、白州地域に中学校を残すべきではないか、このように考えます。

以上2点について質問します。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

中村隆一議員の再質問にお答えいたします。2点、お伺いをしたと思っております。

まず、小規模校の評価というふうなことでございます。

こちらについては、説明会等でも私どもも説明をさせていただいている中で、小規模校は決して評価していないというような発言を一切しているところではありません。やはり小規模校のよさということで、小規模校のメリットとして学校が家庭的な雰囲気である。それから授業や行事など一人ひとりの出番や活動量が多い等々、さまざまな評価をさせていただいているところであります。しかしながら、その小規模のメリットをしてもやはり統合をしないと達成できないといったさまざまないい点を、小規模ではクリアできないという部分もあるということとは間違いのないと言われているところであります。そうしたことから、こうした統合計画案が作成されたというところでございます。

それから地域について、文科省についても残すべきということで、地域のことも考えながらということも承っているところではございます。ただ、やはり学校サイド、子どもたちのことを最優先、一番に考えるということが教育委員会としての使命というふうに考えてございます。そうした中で今の子どもたちの数がどんどん減っていくということで、31年、32年までの出生数で換算すると今の、例えば清里の小学校の場合は50人ぐらいになってしまう。武川、白州についても中学校については50人を下回るというふうな状況を見据えて、ここでやはり教育環境の場をしっかりと整えておく必要を考えながら、こういう提案をさせていただいたというところでございます。今後も住民の意見を当然聞きながら、また保護者等の意見も聞きながら統合に向けての説明はお願いをしていく、また理解を得ていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間40秒です。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

再々質問を行います。

高根清里小学校の存続を求める会から707名という署名が市長、教育長、議長などに提出されているということですが、この署名の重みについてどのように考えているのか、お

聞きしたいと思います。

もう1点は、来年2月に結論を出すということですが、これは拙速ではないかと思えます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

中村議員の再々質問にお答えいたします。

昨日も説明をさせていただいたという経過がございます。たしかに昨日700名、高根町内の方も400数十名ということで出されていた、清里にお住まいの方々を代表するという方から統合の見直しの意見書の提出をお受けいたしました。それについても昨日と同様ですが、現在審議中の高根地区の新しい学校づくり会議に報告をさせていただき、説明をさせていただいたというところでございます。この会議の中でも、すでに高根地区の学校関係者から反対意見等の報告をいただいております。いただいた上でそうした意見も踏まえ、その中でしっかり検討していただいている。その上で2月に向けて統合に関する意見を集約して報告をしていただけるという運びになっておりますので、委員会としてはそちらのほうの報告を踏まえて、また統合計画のほうを策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで21番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に2番議員、小野光一君。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

市の観光振興について質問をさせていただきます。

市は合併いたしまして10年、それ以前は8つの町村が行っていた観光振興がこの合併によりまして茅ヶ岳から八ヶ岳南麓、そして南アルプスの東北部に及び広域にエリアが広がりました。合併前、小さな村、町が行っていたおらが自慢は観光の視点で見ると小さなポイントでした。明治期にエドムント・ナウマンが川上村と檜山の境、平沢峠に立ちこの地域を一望してフォッサマグナの存在を予言した視点で、やっと世界に通用する北杜市を語れる観光の状況になった。それが観光の視点で見ると合併であったと思います。

ですが市内の観光事業者はやっぱりおらが自慢。それはよいことです。おらが自慢を一生懸命磨く。そしてその磨かれたおらが自慢を観光協会がまとめ、つなげて売り出し、その利益を市内の事業者にくまなく還元していく。これが観光協会の役割とっております。富士山の世界遺産登録、南アルプスのユネスコエコパーク登録などを踏まえ、しっかりとした地域の環境を整えていくことが急務であろうことは、誰しもが共通する認識であると思っております。そしてこの10年で日本の観光事情は新たな局面を迎えていると思っております。

それではさて質問ですが、外国人観光客が日本を訪れ国内で消費するお金は日本人の平均的

年間消費支出の10分の1、つまり外国人観光客が10人来日すると日本人の人口が1人増えたことと同じ経済効果があると試算されています。また各都道府県を訪れる外国人観光客の順位は山梨県が第4位となっています。

それで1つ目の質問でございます。市内を訪れる外国人観光客は年々増えていると感じられるが通過客、宿泊客、北杜市への滞在日数などの具体的な調査はなされているのでしょうか。仮に調査不足だった場合には、この調査そのものを必要としているのでしょうか。また今後どのように対応されるかを伺います。

2番目です。インバウンドの外国人客が増えています。市内の宿泊事業者、特に個人事業者や日本タイプの旅館、また公共温泉施設など、おもてなしを発揮できるようにするための事業者の教育・研修などは考えていますか。

3番目に2020年開催の東京オリンピックを控えまして、北杜市の外国人観光客迎え入れ体制に一般社団法人北杜市観光協会職員の安定的な継続雇用が不可欠と考えられますが、その対応はどうでしょうか。

4番目です。市内公的施設の免税店化、またいろんな施設のWi-Fiの環境整備、それぞれの施設をつなぐ二次交通、観光ガイドの育成など地域で観光客をもてなす体制づくりは、

以上4点を伺います。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員のご質問にお答えいたします。

市の観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに事業者の教育、研修などの考えについてであります。

市では、やまなし観光推進機構が実施するインバウンドホスピタリティ講座等の外国人誘客に向けた研修等を希望する観光施設等に情報提供してきたところであります。しかしながら受け入れる外国人により言語や文化体験等のニーズはさまざまであることから、まずは誘客する国、またはエリアを決定し、それらの外国人に対応する施策を展開する中でニーズを把握し、受け入れ施設等と連携しながら受け入れに対する教育や研修の実施について支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、観光客をもてなす体制づくりについてであります。

市では長野県富士見町、原村と連携し八ヶ岳観光圏を形成し、平成25年度から日本を代表する顔である新八ヶ岳観光圏として、持続可能なブランド観光地の認定を目指す全国6地域に国土交通大臣から認定され、本年7月からは全国10地域がこの事業に取り組んでおります。

この中で国のブランド確立支援事業を活用し、定住自立圏構想に対する事業も取り入れながら民間が中心となり地域が一体となった観光ブランドの醸成に取り組んでおり、宿泊や食の認証制度、町並みの空間整備、観光ガイドの育成等、来訪者に対するおもてなしの体制づくりを進めているところであります。さらに二次交通の整備やWi-Fi環境の整備も検討しており、世界に発信できる観光地として戦略的に取り組んでいく計画であります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

2番、小野光一議員のご質問にお答えいたします。

市の観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、外国人観光客の調査についてであります。

具体的な調査については国および県で実施しており、国は宿泊、滞在日数、県では県内拠点施設でのアンケート調査により国別、訪問地、宿泊先等の動向を把握しております。市ではこれら国や県の調査結果とともに市内観光施設等へのヒアリングにより、動向の把握に努めてまいりました。

外国人観光客の動向調査については、日帰り客や通過客の実態把握が県においても課題となっており、調査方法等の検討を行っているところであります。市としては、市内観光案内所でのアンケート調査や観光施設へのヒアリングと合わせ、県の行う動向調査に協力しながら外国人観光客の動向を把握していきたいと考えております。また今後、必要に応じて八ヶ岳観光圏のインバウンド部会で把握方法等について検討してまいります。

次に、観光協会職員の安定的な雇用対策についてであります。

北杜市観光協会は昨年、一般社団法人化を行ったことから独立した観光協会となり、行政ではできない民間の企画力、営業力等を活用したさまざまな取り組みができ、市と両輪となってインバウンド誘客にも取り組む団体であると考えております。観光協会は法人化して間もないことから事業費や事務局経費について市が支援しております。

市としては市の観光施策と整合性を図る中で事業の統合や見直しを行い、収益事業等を取り入れ、健全な運営で自立し事務局職員の安定的な雇用が図れるような観光協会となることを期待するところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

小野光一君の再質問を許します。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

ご答弁ありがとうございました。

総括的な質問になるんですが、やはり北杜市内の中で相当の作業を、それぞれ個々は小さいですけども、まとまれば相当な規模になるのが観光だと思います。また今日の質問の中にもありましたけども、やはり農業が、この質問の中に触れていませんが観光になる要因をすごく多く持っている。北杜市はそういう意味では輝けるいろんなネタがたくさんあると思いますので、ぜひその情報発信を北杜市はやっていただかなければならない。そのためには今、質問させていただいたようなものを総括的に市のほうで発信していただきたいと期待をするわけですが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小野議員の再質問にお答えいたします。

農業と観光、それと情報発信というご質問であろうかと思えます。

農業につきましては、北杜市におきましては自然景観、また農業を営むということでグリーンツーリズムになろうかと思えますけども、そちらの面を併せてタイアップしていくことが今後の観光にも強くなるのかなというところがございますので、今後担当課とも協議しながら農業施策、それと北杜市の自然を売りにするということで情報発信を強くしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、小野光一君の一般質問を終わります。

次に3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第47回衆議院選挙も14日に投票が行われ、地元出身の中島克仁氏が当選されました。八ヶ岳おろして鍛えた体で、これからのご活躍と地元の声を国政に届けていただきたい思いでいっぱいです。

さて北巨摩教育、北巨摩の文学などの代名詞と言われるように私たちの郷土は教育、文化活動が豊かな土地柄であります。11月には北杜市の各町で文化祭が開催されました。その折に白州総合会館前庭に建つ歌碑が目にとまりました。「春あらし日(け)ならべ吹けば駒ヶ嶺の峯は隠らふ昨日も今日も」生更。碑文には今回、創立20周年記念に当たり歌碑「美知思波」の創始者で山梨県文化功労賞を受けられた伊藤生更先生が、かつて雄峰甲斐駒を詠まれた一首をここに刻し、郷土の歌道発展を願いこれを建てる。昭和63年11月3日。白州町文化協会と記されてあります。

ちなみに伊藤生更は葦崎市穴山出身で文部省唱歌「たなばたさま」の作詞者 権藤花代の兄であります。

私たちはこうした郷土の自然や景観、文化、また七夕など日本の伝統的な民俗行事を生かすことにより、ふるさと北杜市の発展を図ります。

私は今議会においてみんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、また皆さんの声を市政に反映すべく以下、大きく3項目を質問いたします。

第1は人口減少社会、超高齢化社会への取り組みについてであります。

出生数減少への施策、超高齢化社会への取り組みは、北杜市政の中でも喫緊の課題であります。そこで以下の項目について質問いたします。

1.子育て支援策についてであります。

今議会には、北杜市営子育て支援住宅条例および北杜市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例が提案されています。

そこでア.子育て支援住宅を生かす取り組みについて。

イ．保育園等の今後のあり方について。平成22年12月策定の北杜市保育園充実プランに沿った検討状況について、お伺いいたします。

2．超高齢化社会への施策についてであります。

ア．新聞等で平均寿命、健康寿命に関する報道がたびたびありますが、北杜市における平均寿命と介護を受けたり寝たきりになったりせず日常生活を送れる期間を示す健康寿命を指標とした取り組みについてお伺いいたします。

イ．現在、市内公共施設、介護予防施設だとか社会教育施設等でございますが、でも介護予防事業が行われていますが、これからのこうした施設を生かした取り組みについてお伺いいたします。

第2は、地域活性化と交流人口を増やす施策についてであります。

北杜市にとって、地域活性化は喫緊の課題であります。そこで以下の項目について質問いたします。

はじめに1．北杜市の資源を生かす施策についてであります。

ア．市営温泉10施設を生かす取り組みについて。

イ．市条例に示される、いわゆる住民といわゆる住民以外による市施設利用料に差がある場合の両者、いわゆる住民といわゆる住民以外についてのご見解を伺います。

ウ．世界にも誇れる北杜の自然・景観を生かした具体的な取り組みをお伺いいたします。

2．11月1日の市政施行10周年記念式典における記念講演の中で、JR東日本株式会社副社長は北杜市内や県内への交流人口を増やす施策について、小海線だとか中央線等をキーワードに大変参考になる講演をなされました。そこで北杜市における交流人口を増やす具体的な施策について、お伺いいたします。

第3は、北杜サイト太陽光発電所の運用状況と今後の展望についてであります。

国内においても北杜市内においても再生可能エネルギーの中で太陽光発電が大きな割合を占めています。そこで以下、質問いたします。

1．新エネルギー産業技術総合開発機構NEDOから実証研究終了後の施設譲渡を受けた北杜サイト太陽光発電所の敷地の規模、権利関係はどうなっているのかお伺いいたします。

2．北杜サイト太陽光発電所の運用状況は、年次別に、視察者、見学者数等も含めてお伺いいたします。

3．敷地の課税状況と賃貸借料について、お伺いいたします。

なお、賃貸借契約は平成19年2月18日契約日で地目は山林原野、畑が主であります。

また最新の賃貸借料の変更契約日は平成22年4月1日となっています。

4．敷地の土地賃貸借契約期間満了、平成39年3月31日ですが、そのあとの市の対応についてお伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援住宅を生かす取り組みについてであります。

子育て支援住宅は室内のどこからでも子どもの様子が見えること、子育てにやさしい仕様と設備を備えていること、保育園や学校、医療機関が最寄りにあることなどから子育て世帯が安心して子どもを育てることができる住宅として現在、建設を進めております。

また低廉な家賃とすることで、市内に定住するための住宅建設等の資金を貯蓄しやすくするなど、市内への定住が促進されるものと期待しているところであります。さらに住宅内に整備する学習ルームおよびプレイルームを活用しての子育てに関する相談会や出前講座の開催など子育て支援策の実施を検討しております。

これらにより子育て世帯に適した住環境や子育て支援を提供することで、子育てしやすい環境の充実を感じていただき、北杜市に愛着を持って定住していただくことで少子化対策の推進につながるものと考えているところであります。

次に、世界に誇れる北杜の自然・景観を生かした取り組みについてであります。

北杜市は優れた山岳景観や国蝶オオムラサキの生息数、豊かな水資源、日本一を誇る日照時間など、まさに山紫水明の地であります。この豊かな自然資源や人的資源を生かした八ヶ岳観光圏事業が全国10地域の先進的な取り組みとして国土交通大臣から認定され、ブランド地域の構築を目指しております。また本年6月には、南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことから、甲斐駒ヶ岳や水資源などを生かせるよう地域連絡会で取り組む計画であります。これらの活動を中心として北杜市の自然資源や人的資源を観光資源と捉え、さらに磨いてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

超高齢社会への施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平均寿命と健康寿命についてであります。

健康寿命は日常生活に制限なく、自分自身が健康であると自覚している期間であります。市では健康寿命が平均寿命により近づけられるよう介護保険事業計画に基づき、介護予防を最重要視して取り組んでまいりました。介護予防は健康寿命を延伸することであり、今後も市民の方々に健康長寿について理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設を生かした取り組みについてであります。

市は明野ゆうゆうふれあい館、武川高齢者活動センターなどの公共施設をふれあい処、ふれあい広場事業などの介護予防事業の会場として有効活用しております。

公共施設は立地条件や利便性がよいところとして市民の皆さまが集まりやすく、特に高齢者の方にも馴染みがあると思われまますので、今後も関係部局との連携を図りながら介護予防事業に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

3番、齊藤功文議員の保育園の今後のあり方についてのご質問にお答えいたします。

市では平成22年12月に北杜市保育園適正規模等審議会の答申に基づき、保育園の適正規模や配置、運営等について北杜市保育園充実プランを策定しました。このプランに基づき高根地区および長坂地区における保育園の分園化等を行ってまいりました。

保育園等の今後のあり方については、少子化による園児数の減少など保育園の運営に対する課題も多くありますが、来年4月からの子ども・子育て支援新制度に伴う保育サービスの拡充などとの整合性を図りつつ検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

北杜サイト太陽光発電所の運用状況と今後の展望について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに北杜サイトの敷地についてであります。面積は9万2,262平方メートルですべて賃借しております。

次に、年度別の運用状況についてであります。

平成23年度は発電量が261万108キロワットアワー、売電収入3,973万8,889円。平成24年度は274万5,648キロワットアワー、7,495万6,766円。平成25年度は261万5,130キロワットアワー、1億1,425万6,324円です。

また視察者数は平成23年度が5,419人、平成24年度が4,589人、平成25年度が2,260人となっております。

次に、敷地の課税状況と賃貸借料についてであります。

賃貸借料の改定については3年ごとに見直すこととなっておりますが、太陽光発電施設用地および雑種地の固定資産税について、課税見直しによる増分は市が負担することとし、本年度からの賃貸借料について、現状の1平方メートル当たり42円から57円と改定しました。

なお、土地の賃貸借契約期間については平成19年2月18日から平成39年3月31日までであります。市では将来的な土地の扱いについて北杜市太陽光発電所用地地権者会と協議を重ねているところであり、地権者会からの意向も踏まえて平成28年度までに決定をしたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

地域活性化と交流人口を増やす施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市営温泉を生かす取り組みについてであります。

10の市営温泉すべてについて指定管理者制度を活用し、民間に管理運営をお願いすることで各施設の特色を生かした利用者サービスや民間のノウハウを活用した広告・宣伝等を行い、誘客を図っているところであります。

また、定期的に市営温泉の指定管理者で構成する北杜市温泉協議会で管理・運営に関する情報交換や共通サービス等の提供について、話し合いを行っております。

市としても一般社団法人 民間活力開発機構と協働し、市営温泉を活用した健康づくりをキーワードに健康づくりの郷事業を展開し、八ヶ岳観光圏事業とも連携して良質な源泉を持つ市内温泉施設を活用してまいります。

次に、施設利用料金についてであります。

各温泉施設の設置管理条例では、利用者を市民と市民以外に位置づけております。市民は市に住居を構え生活の根拠として住民票に登録されている者としております。市民以外は住民票に登録されていない者であります。市民以外の利用料金は、施設の健全運営のための受益者負担を求める観点や入湯税の免除規定がないことから市民と異なる利用料金となっております。

次に、交流人口を増やす施策についてであります。

先月の市制10周年記念講演会でJR東日本副社長であり、本市にゆかりのある深澤裕二様に地域活性化についてご講演をいただきました。この中で都市圏からお客さまを北杜市への誘客する施策として、いろいろなご提案をいただきました。

少子化に伴う人口減少が始まっており、人口減少をカバーするためには交流人口の増加が有効な手段であり、北杜市にはこれに対応する宝の山である自然資源等がたくさんある。これらの自然資源を新しい観光資源、地域ブランドとしてありのままや磨き上げて活用する。地域をあげておもてなしを行う。これからの観光誘客は地域で物語性を持つ必要があるとの内容でありました。まさに北杜市が現在、取り組んでいる八ヶ岳観光圏事業やユネスコエコパーク事業と同じ方向性であります。市としてはこれらの事業と連携し、この自然資源や人的資源を市民の共有の財産と認識しておもてなしの心を醸成し、交流人口の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再質問させていただきます。

まず第1項目めの関係ですけれども、今後3カ所に建設される子育て支援住宅の団地をこれから行政の中ではどのように位置づけ、各地域との一体性を図っていくお考えなのか。また条例第15条には定住のための支援が定められておりますけれども、具体的にどのようなことを想定して定めているのか、併せて伺います。

また今後、保育給付を受けようとするケースも多くなることと思われそうですけれども、こうした場合に保育施設だとか保育士等の整備などは十分なのか、併せて伺います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

子育て支援住宅を生かす取り組みについて、どのような位置づけで行っていくのか、また定住に向けてどのように取り組んでいくかというご質問をいただきました。

人口減少や少子化は、住環境の不足により市外へ流出することも1つの要因であると考えられます。このことから市におきましては、子育てしやすい住環境の不足を解消するための1つのツールとして子育て支援住宅を整備するものでございます。

住宅を整備するにあたっては、ミキハウスの子育て総研株式会社が行っている客観的な制度を自治体では初めて導入し、内外に誇れる子育て支援住宅であると思っております。定住促進や子育て支援に力を入れている本市のシンボルとして積極的にPRをしてまいりたいというふうに考えております。

また現在、策定中の定住促進計画の施策と連携をする中で定住促進を今後、図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、保育園の施設をどうようにしていくかということでございます。

保育園も子どもたちが年々減少してくる中で統廃合や認定子ども園等の移行など、さまざまな課題がございます。子ども・子育て支援新制度の制度を踏まえつつ、保護者はもとより地域の皆さん方のご意見を十分に伺いながら、子ども・子育て会議で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

今の質問の中で団地をそれぞれの集落につくられるわけですがけれども、その各地域との一体性をどのように図って、その団地に住んでおられる方と地域とがどのように体制が保たれて活性化されていくかという、そういう意味のことを質問したんですけども、そのお答えがまだないと思いますけども。

○議長（渡邊英子君）

地域との連携ということですか。はい。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

ただいまの地域とどのようにしていくかという問題でありますけども、この間の全協の折にも説明をさせていただきましたけども、現在、須玉団地につきましては若神子区と話し合いをして区に入れていただけるのか、いただけないのかという話し合いをしているところであります。引き続き武川もございますけれども、武川につきましては山高区というところにもう投げ掛けをさせていただいております。区長さんの考え、あるいは地区の考え等々もあると思いますので、区の考えのもとどうことができるのかということを検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。1項目めです。今のは答弁漏れでしたので。

健康寿命を延ばすさまざまな取り組みがされている静岡県の川根本町という町があるんですけども、その町では積極的に行事への参加だとかグラウンドゴルフだとか栄養と運動というのを紹介されておりますけども、高齢化率、北杜市は34%で全国平均10ポイント以上も上回る高齢化率であります。その中で全国平均の健康寿命は男71歳、女74歳でありますけども、ちなみに北杜市のもしデータがあればお示しを願いたいということ。またそれぞれの地域で歴史を刻んでいただいた高齢者の方々がますます元気に過ごされるためにも、平均寿命と健康寿命の差の縮小を目指す、当然、取り組みが求められるわけですが健康寿命を延ばすキーワードは社会参加、運動、栄養であるといわれております。社会参加活動の場としての存在感のある、会員数3,800人の老人クラブへのさらなる支援について、また川根本町などで進めているグラウンドゴルフへのさらなる支援についてお伺いいたします。

次に運動が健康寿命を延ばす上で重要であります。健康づくり、介護予防のための施設利用料は一部の地域では、先ほどの答弁にもありましたけども一部の地域ではすでに免除されておりますけども、この免除制度を拡大することにより利用者を増やし、健康な高齢者をさらに増やすための支援策とすることについてのお考えはいかがでしょうか。

次に介護予防事業を受けている方で介護認定を申請する状況が出てくるわけですが、その中で認知症や病気を持っている人もおります。審査申請をする場合に要介護度の判定結果が家族にとっては意外に思う場合などもあると思いますけれども、審査結果について本人、家族にどのようにその結果を説明されているのか伺います。

もう1点、来年度に市民バスの車両の小型化によってダイヤ改正をする、またルートをするというふうなこともありましたけども、介護予防施設だとか生涯学習施設等の利用者への利便を図るためにも、時刻表の改正は利用者目線に立ち実施してほしい。またデマンドバスの運行についても再検討してほしいという声が聞かれます。いかがお考えでしょうか。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

最後の質問はこの質問の中のものとは違いますので、最後の質問は省いてよろしいですか。

（はい。の声）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず3点いただいております。

はじめの健康寿命で、川根本町の取り組みを示されまして市の対応の仕方ということであります。その中に市の健康寿命が分かればということですが、北杜市の健康寿命についてはちょっとデータがございませんので、お許しいただきたいと思います。

それで健康寿命を延ばす取り組みです。今、議員さんが例題をお示ししてくれたのは他の町村であります。北杜市としての取り組みは、市長の所信表明でも申しました昨日の代表質問の市長答弁の中で申しましたとおり、介護予防事業としてふれあい処事業を行っており、それは厚生労働省主催の「第3回健康寿命を延ばそう！アワード」において優良賞を受賞したということでございます。この受賞の要因が国民の健康寿命の延伸に大きく貢献したものと評価されたものでございます。

これはふれあい処牧さんをはじめ地域サロンそらさん、そのほかさんりん舎であったり、つながりほくと、また夢ポケット、やさしい手、社会福祉協議会などが行ってくれているふれあい処でございます。これらのNPO法人、またボランティア団体の方のお力添え、事業の展開でこのような表彰をいただいたこと、また改めてこの場を借りて感謝を申し上げるところでございます。

今、申し上げた事業のほかには北杜市では健康増進維持に力点を置きたいいき運動教室、はつらつシルバー事業、また普及啓発を図るための介護予防講演会、出前介護予防講座、身体機能の改善を図るためのふれあい広場、筋力元気アップ事業などさまざまな事業を行っているところでございます。他の町村は他の町村としまして、うちはうちの取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また2項目めの施設使用料の免除制度の拡充ということでございますけども、条例に基づきまして、それぞれ合致していれば免除するというふうな扱いでございます。

また最後の質問ですけども、認知症の申請がきたときには比較的認知症の申請は軽く出てしまうというような傾向もあるということでございます。これについて家族に、その結果の説明はということですけども、それぞれの結果につきましてはそれぞれの家族の方に説明を申し上げているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

2項目めに移らせていただきます。

今年10月1日から温泉施設の使用料が値上げになったわけでありますが、なんか前年度に比べて7%ほど利用者が減っているというお話がありましたが、そこで伺ったところ多くの温泉施設では9月末にかつてないほどの温泉回数券が販売されたと聞いております。各施設ごとにどのくらいの数が売れたのか。またその売り上げ状況をいつもの年と比べて異常と見るのかどうか、ご感想をお願いします。

また、いわゆる住民の解釈について。地方自治法の244条3項では、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならないと出ておりますけども、この住民について最高裁の判例が出ておりまして、要するに家屋敷や別荘や住民税を払ったり、固定資産税を払っている人はいわゆる住民、今までのそこに住んでいる住民と同じようなものだというふうな最高裁の判例が出ております。そのことを斟酌すればあまりにも住民の温泉使用料と別荘の住民の使用料が倍ということは、やっぱり不満が出て当たり前かなとこんなふうに思いますけれども、そのへんについてのご感想、ご意見、ご見解をお願いしたいと思っております。

また自然の関係ですけれども、このごろ山林農地をはじめ宅地の周囲に地上設置型の太陽光発電施設の工事などが突然始まるのがたびたび見受けられます。先ほど優れた自然景観を売り物にしている北杜市ということでございますけれども、こうした太陽光発電設備も自然景観にそぐわないという意見もある一方では、荒れた土地を有効に使いたいという人もいます。そんな中で設置、こうした自然環境を守る上でも設置に関わるルール作りが災害や景観をキー

ワードにして進めることが北杜市政にも求められていると考えますが、ご見解を伺います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

通告からずいぶん細かくなっていますので、答弁ができる範囲で答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

2点でよろしいかと思うんですけども、最初に回数券の売り上げ、その感想ということであります。

9月の販売につきましては、9月をもって終了ということもありましたので購入して来年の3月まで使用できるというところがございますので、売り上げについては正確な数字ではないんですけども、平均して約10倍、月の販売に対して10倍ほど販売がされたということでございます。

それとあと住民票ということの関係だと思えますけども、料金を決めるにあたりまして市民、市民以外ということで規定をさせていただきまして、北杜市の温泉の料金につきましては市民につきましては住民票がある方ということで決定させていただきまして、別荘料金については市民以外ということでお願いをしてあります。

太陽光のところはよろしいですか。すみません。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

齊藤功文議員さんの再質問にお答えいたします。

太陽光の発電設備設置についてのルールづくりということですが、本年9月1日に施行しました北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱で市は今後に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

温泉の料金の関係で北杜市に二地域居住をしているというふうな、神奈川県に在住する住民の方からも私どもに要望書が届いておりますけども、こうした家屋敷や別荘を持っている住民税を払っている人たち、いわゆる住民というふうな形の中で今まで料金設定が別荘料金ということで一般市民の料金は300円でしたけども150円プラス、これは入湯税ですね。それで別荘料金は450円ということ。そうしたこと。そしてあとは回数券も例年になく10倍だというふうなことでありますので、やっぱり回数券の復活というようなこともこの方は言うておられました。そんなことで新たなそうしたことを踏まえて、再検討をしていただくお考えがあるかどうか。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

二地域居住者とそれと回数券の復活ということでございます。

回数券の廃止につきましては、割引率が大きいということと適正な受益者負担を求めることの観点から廃止することとしておりますので、そのへんについてはご理解をお願いしたいと思います。二地域居住者につきましても基本的には別荘料金という扱いになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

10月から料金の改定を行いまして、現時点ではその状況を今後ちょっと注視していくという考えであります。ただ、その中には齊藤議員さんからも意見をいただいている中で、いろいろな意見もあろうかと思えます。そのへんにつきましては、利用者の10月以降の動向等を判断しながら、また今後適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

ふるさと納税について、一般質問をいたします。

激しい暴風雨をもたらす爆弾低気圧が日本列島を直撃しております。爆風、大雪と気象の激甚化が進み、今後もこのような天気が起こるとの専門家の指摘があります。思い出したくもないですが今年の2月の大雪がまたくるかもしれません。

最後となりました。お疲れとは思いますが、もう少しですのでよろしく願いいたします。

ふるさと納税は第1次安倍内閣において、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進するため導入され、時の総務大臣は今の菅義偉官房長官でございました。西川福井県知事によるふるさと寄附金控除導入の提案に端を発し、地方で育ち都市で働き退職後は地方に戻るといった人の循環システムを踏まえ、地方が子どもを産むのに費やした行政コストを都市から回収する手段はないかという問題意識から、ふるさと納税が始まりました。その菅官房長官がこの制度の産みの親であり、強い思い入れから地方創生の立場もあり、

今1割の控除額を2割にしようとしております。これはふるさと納税を利用した地域活性化対策でございます。わが国は現在、国・地方とも財政状況の悪化、少子高齢化の急速な進展、長引く景気の低迷など極めて厳しい状況に直面しております。

こうした中、地域産業おこしや交流人口の増加、地域コミュニティの再生等を図るため各地域に固有の自然、歴史、文化等のさまざまな地域資源を活用し地域活性化を進めなければなりません。これらの取り組みは地域の人々が自分たちが住む地域に誇りと愛着を持ちながら、一体となってその地域の魅力を発信していこうとする取り組みであります。

ふるさと納税には納税者自身が納税先を選択する、税金の使い道を指定できることで納税者の意向が反映されること。納税意識の涵養であり、ふるさととの大切さを再認識することであり、自治体間競争を通じた切磋琢磨という意味合いも含まれているようです。

ふるさと納税がだんだん国民の間で知られてくるようになりました。やや返礼品をもらうため加熱競争のようではありますが、本年度のヒット商品番付においてランクインしているのもまた事実でございます。

国民の間で周知されてきたことに伴い、各自治体で返礼の特産物もいろいろ工夫を凝らした品物を見られるようになりました。例えば笛吹市では川中島合戦絵巻のお祭りで武将役には10万円から50万円の寄附金。信玄公役には100万円以上の寄附金としております。また甲斐市では甲州弁ラジオ体操のCDを送っております。このようにユニークなことをすることも話題性があるかと思えます。

返礼品を送るにしても、地元の多くの業者に広く薄く発注できるような形にすることや北杜市に来ていただくことなど工夫がいるかと思えます。品物を送って終わりということではなくて、これをどういうふうに生かしていくかが問われていると思えます。

以上を踏まえ、以下質問いたします。

1. ふるさと納税の過去3年の推移と金額別の状況は。
2. 現在の使い道の状況と今後の使い道の希望を広げることは。
3. クレジット決済など、もっと手続きが簡単になる方法を考えては。
4. 現在の返礼品の状況は。
5. 返礼品の今後の方針。特産物の見直し。品物以外のもの。本市ならではの特徴のあるもの。

以上でございます。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員の、ふるさと納税の使い道等についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税については、これまで北杜市を愛していただいている多くの皆さまに心をお寄せいただき、大変ありがたく心より感謝を申し上げます。現在ふるさと納税の活用方法は環境日本一の潤いの杜づくり、教育文化に輝く杜づくり、その他お任せの杜づくりから寄附者が選択するようになっております。

環境日本一の潤いの杜づくりは北杜市環境保全基金へ充当し、南アルプスエコパーク推進事業や環境教育推進事業、また市内の団体等から提案される環境保全活動へ活用しているところ

であります。

教育文化に輝く杜づくりでは北杜市芸術文化スポーツ振興基金へ充当し、市内団体等が行う一流の芸術文化事業や市が主催する市民が一流の芸術文化を鑑賞する事業に活用しております。また、その他お任せの杜づくりでは災害対策費の非常用備品等の購入に充当しています。

今後の使い道については、ふるさと北杜市へ心を寄せていただく皆さまのお気持ちを大切にご意見を伺いながら、活用してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

9番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、過去3年の推移についてであります。

ふるさと納税の過去3年間の状況は平成23年度は158件、1,156万円。平成24年度は177件、1,369万9千円。平成25年度は353件で1,218万7千円であります。金額別の状況としては10万円未満の寄附者が増加傾向にあり、平成23年度では133件でしたが平成25年度では324件と増加しており、北杜市へ関心を持つ方や出身者による応援が増えていると思われま。

次に、簡易な手続きの考えについてであります。

ふるさと納税にクレジット決済を行うに当たっては、月々の定額手数料および寄附金額の1%の手数料が市の負担となります。寄附者の利便性と費用対効果について、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、返礼品についてであります。

北杜市の特産品として梨北米、ミネラルウォーター、地酒セット、季節の高原ジャム、本年度からはワインを追加し、寄附金額1万円以上10万円未満の方には1品、10万円以上の方には2品を選択できるようになっております。

また昨年度の実績では寄附者のうち40%が地酒セット、また38%が梨北米を選んでいただきました。

次に、今後の方針についてであります。

これまでも見直しを行いながら寄附者に喜ばれる品、またリピーターを飽きさせない工夫をしてまいりました。

今後も北杜市の資源を生かした品や北杜市をPRできる特産品等を検討し、充実・工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

ふるさと納税は先ほども言いましたように、これは地域活性化でございます。いかにふるさ

と納税をしていただいて地域活性をするか、それがやはり菅官房長官の思い入れでもあるかと思いますが。この使い道に関して1、2点お伺いしますけども、本市の出身者の割合とリピーターの割合が分かるでしょうか。

それから、特別な事業に対して寄附してもらおうというようなことは考えておりますか。例えば山小屋にバイオトイレを設置するというような、具体的な事業について寄附をいただくというようなことも必要かと思えます。

それから次に返礼品のほうでございますが、過度に豪華になることは慎まなければなりませんけども、ただいま主要農産物のお米の値段が下がっております。農家の方々は大変な思いをして生産をしているお米が年々下がるということは非常に辛いことでございますし、また耕作放棄地の増大にもつながっていくこともあるかと思えます。そこでふるさと納税を通じて、もう少し、ただいま5キロでありますけどももうちょっとたくさん送るということは考えておるかどうか、お伺いいたします。それから6次産業化など新しい北杜の商品として開発されたようなものを送ることも重要ではないかなと思えます。そのところもお願いいたします。

それからやはり北杜市に来ていただくことが地域活性化につながる、交流人口を増やすことにつながる。例えば地域通貨券のようなものを出してその通貨券を宿泊に使ったり、お土産を買っていただいたり、ゴルフなどをしていただくようなことも考えられるかと思えます。

それから先ほどから話題になっております別荘の方の温泉ですけども、温泉に入るのに別荘の方からふるさと納税をしていただければ、特別市民券のようなものを出して市民の資格で入浴していただくというようなことも考えられるかと思えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

9番、中山宏樹議員から再質問、3、4点ほどいただきました。

最初に本市の出身者の割合等でございますけども、出身者についての確認をしておりませんのでこの点は把握できておりませんが、寄附者の住所地では平成25年度におきましては353件のうち148件が東京都の方から寄附をいただいております。続いて神奈川県56件というふうなデータとなっております。

それから山小屋の整備とか、より具体的なものに使えるではなからうかということでございますけども、活用方法等につきましては応援していただいている皆さまの貴重なご寄附を北杜市の施策へ反映させていくことはもちろんでございますけども、北杜市へ心を寄せていただいているの方々のご意向等を尊重しながら活用していきたいと考えております。

それから製品等の開発といいますが、充実というようなお話でございます。また6次産業化での企業さんの品等々のことでございますけども、先ほども少し答弁させていただきましたけども、現在も北杜市のブルーベリーなどを原料とした高原ジャムを特産品の中で使用しており、これも大変好評を得ているところでございますけども、今後も北杜市ならではの特産品を検討しまして、北杜市に関心を持っていただけるようこれからも工夫してまいりたいかように考えております。

それから地域通貨券、特別市民券等々のお話もございました。これらにつきましても商工会、

観光協会との調整が必要となると考えられると思いますので今後、検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

再々質問をさせていただきます。

ただいまのお答えの中に本市出身者の割合は分からないというご返事でしたけども、市民の方に周知がまだ足りないように思います。市民の、親がたぶん多いと思うんですが子どもに北杜市にふるさと納税をしてくれというようなお願いもできるのかなと思うわけでございます。そうすることによって、都会にいる子どもたちは年離れた親が気がかりということもあるわけでございますから、福祉介護へ納税をしてもらおうということも考えられるかと思ひますし、身近な各町の地域委員会のほうへ送るということも考えられるかと思ひます。

それからあと野菜の宅配なんかもどうかなと思ひます。その際2回に分けて、作った人の手紙を入れて送るということも、一業者の方がやっているというのを本で読んだことがございますが、二度目には「おいしかったかい」というような手紙を入れると返事が来る。そうすると親近感が湧いて、またそのやりとりが始まる。そうすると今度は気になって訪ねてくるというようなことがあるそうでございます。そのようなこともふるさと納税をきっかけとして進めていっていただきたいなと思ひていますがどのように考えておりますでしょうか、お伺ひいたします。

それから最後に八ヶ岳ホースショー・イン小淵沢にふるさと納税の方を招待しておりますが、何人くらいの方がお見えになっていたか、ちょっとお伺ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山宏樹議員の再質問でございます。

市民への周知を含めて活用について、介護福祉への活用、身近な地域委員会の活用ということでございます。

先ほどの答弁と重複するわけでございますけども、やはり応援していただいた皆さまの貴重なご寄附でございますので、十分北杜市の施策へ反映をしていくべきものと考えています。そして心を寄せていただいております方々の貴重なご意向を尊重しながら、なお一層活用していくということを今、考えているところでございます。

それから野菜などの特産品の活用という2番目のご質問でございますけども、寄附者に喜んでいただくことはもちろんでございますけども、北杜市が目指す安心・安全、日本の台所北杜市のアピールにもつながることと思ひますので、これからも工夫してまいりたいとかように考えております。

それから最後のホースショーへの招待者の割合ということでございますけども、これはご本人さんが、氏名公表の許可をいただいている方という前提で招待をしていると聞いております。

7名の方がご来場してもらっているというふうなことをお聞きしているものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月19日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時17分

平成 2 6 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 9 日

平成26年第4回北杜市議会定例会（4日目）

平成26年12月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第96号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第2 議案第97号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第98号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第99号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第100号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第101号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第102号 北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第103号 北杜市営プール条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第104号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 請願第5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書
- 日程第11 請願第6号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願書
- 日程第12 議案第92号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第93号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第94号 北杜市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第95号 北杜市営子育て支援住宅条例の制定について
- 日程第16 議案第105号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第106号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第107号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第108号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第109号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第110号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第2号）

- 日程第22 議案第111号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第112号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第113号 アグリーブルむかわ、武川町市民農園・体験農園施設、武川町滞在型農園施設(コテージ)及び武川町市民農園等管理棟の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第114号 明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第115号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第116号 たかねの湯の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第117号 甲斐大泉温泉及び北杜市林業休養センター「ハヶ岳いずみ荘」の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第118号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第121号 財産の貸付について
- 日程第31 発議第5号 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書の提出について
- 日程第32 発議第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出について
- 日程第33 閉会中の継続審査の件

2.出席議員(22人)

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	輿水良照	6番	加藤紀雄
7番	原堅志	8番	岡野淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
管財課長	中山晃彦	下水道課長	小尾民司
観光・商工課長	清水博樹	生涯学習課長	山内一寿

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いします。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 議案第96号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第11 請願第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める請願書までの11件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第96号および議案第104号の2件について、報告を求めます。

総務常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○総務常任委員長（小尾直知君）

平成26年12月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 小尾直知

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、12月3日の本会議において付託されました事件を12月9日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第96号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第104号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例について

以上2件であります。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第96号 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

質疑・討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第104号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

「施行期日が平成27年3月23日となっているが移転の進捗状況は」との質疑に対し「工

事は2月末に終了する予定である。3月議会が終了した後3月21日、22日に移転を行い23日月曜日から事務を開始する。移転に向けての準備は進んでおり、文書庫の整理については担当課が実施し、解体予定のない北側の建物に保存する文書を保管している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第97号から議案第100号、議案第102号、議案第103号および請願第5号の7件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、上村英司君。

上村英司君。

○文教厚生常任委員長（上村英司君）

平成26年12月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

文教厚生常任委員会委員長 上村英司

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、12月3日の本会議において付託されました事件の審査を12月10日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第97号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第98号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第99号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第100号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

議案第102号 北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例について

議案第103号 北杜市営プール条例の一部を改正する条例について

請願第5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書

以上7件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第97号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

「負担軽減は本人に対して行うものか。他市の軽減状況は」との質疑に対し「本人の分娩費用の負担を軽減するためである。健康保険法施行令の改正に伴い国の示した基本的な額を42万円としているため、他市の軽減額も同じであると思う」との答弁がありました。また「基本支給額は39万円から40万4千円に引き上げられたが、加算金はどのように決めるのか。

これまでの支給額は、今後支給額は増えていくのか」との質疑に対し「加算金は、産科医療保障制度に加入している分娩機関で分娩した場合、その掛け金を医療機関が支払うため本人に請求することから加算金として支給している。この掛け金が3万円から1万6千円に引き下げられたことにより加算金が下がった。掛け金が下がる理由としては、5年前に補償金の推計がなされたが補償金額が推計以下であったことから掛け金が下方修正され、また余剰金が生じていることから引き下げられた。総額は変わらないことから、被保険者が受け取る金額に変更はない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第98号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

「課税の範囲が見直されたことによるものであるが、これにより国保税額に変更は生じるのか」との質疑に対し「株式の申告は税務署で行っており、損益通算後の所得しか把握していない。どのくらいの方が上場株式等の所得があるかは現状で把握することは難しいため、影響額の算定は困難であるが現状と変わらないと見込んでいる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第99号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

「現行法による北杜市の事業者の現状は。また法人格はあるのか」との質疑に対し「認知症対応型通所介護は株式会社やさしい手と医療法人 燦生会の2事業者があり、いずれも法人である。小規模多機能型居宅介護は社会福祉法人 友伸福祉会と有限会社ほくと夢ポケットの2事業者があり、いずれも法人である。認知症対応型共同生活介護は社会福祉法人 愛寿会の1事業所があり法人である。今年度、社会福祉法人 緑樹会が新たに小規模多機能型居宅介護と複合型サービスの2カ所の施設を建設中である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第100号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてであります。

「明野と長坂東などが施設改修をする予定であるが、高学年に対応したトイレや手洗いの改修であるのか。また支援員の資格は」との質疑に対し「トイレは高学年に対応するためであり、手洗いは必要があれば改修を行う。支援員の資格は、知事が実施する研修を受講することや保育師、社会福祉士の資格が必要である」との答弁がありました。また「支援員を10人確保することになっているが、その方法は。また対象者の増加を20%と見込んでいるがその根拠は」との質疑に対し「支援員の募集はハローワークや広報誌を活用して募集する。増加率を20%としたのはアンケートの結果、利用希望者は18%であったことから多めに見込んだ」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第102号 北杜市社会教育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「市内・市外の規定は。市内と市外を区分けする方法は」との質疑に対し「条例では市内の料金を規定し、市外はその倍の額となる。市内と市外の区分けは申請者の住所による」との答弁がありました。また「ホールの改定幅が大きいとその理由は」との質疑に対し「今回の改正は面積により算出している。ホールについては、対象となる面積が大きいことから改定額にも影響した」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第103号 北杜市営プール条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑・討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第5号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書についてであります。

「講演会では手話通訳がされているが、現在でもろう学校では手話は使えないのか。差別の状況はどうなっているのか」との質疑に対し「ろう教育では1925年にアメリカから入った口話を導入し、口の形で言葉を理解し発音できるよう教育することを重視してきた。近年では手話が世界でも普及に向けて明文化され、ろう学校においても手話が検討・研究がされてきた。差別については、障害者に対する接し方に問題があったことから差別と文章に入れた」との答弁がありました。

また「これまでろう学校では、手話を禁止していたのか」との質疑に対し「手話を始める前に口話や筆談を学ぶことが第一義であったため、手話を学ぶ場がなかった」との答弁がありました。また「配布された資料によると山梨県議会は平成26年3月20日、手話言語法の制定に対する意見書を提出しているが、今まで請願者の団体はどのように行政に対してアプローチをしてきたのか」という質疑に対し「行政に対するアプローチとしては、国に対しては法整備を求め、市町村に対しては手話通訳士の設置をお願いしてきた」との答弁がありました。

質疑終結後「過去の経験から手話によりコミュニケーションできることで、相手が安心してくれたことがあった。手話による会話は安心感を与える。もっと早く法整備をすべきであり、差別のない社会のために賛成する」との賛成討論があり、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第101号および請願第6号について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○経済環境常任委員長（中山宏樹君）

経済環境常任委員会委員長報告をいたします。

平成26年12月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 中山宏樹

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、12月3日の本会議において付託されました事件の審査を12月11日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第101号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例について

請願第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める請願書

以上2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず議案第101号 北杜市観光案内所条例の一部を改正する条例についてであります。

「施設の管理・運営形態は。また、駐車スペースの確保と今まで道の駅にあった観光パンフレット置き場はどうするのか」との質疑に対し「初年度は直営で管理運営する。将来は八ヶ岳観光圏の主要な施設として、八ヶ岳ツーリズムマネジメントと連携しながら指定管理等の運営方法を検討していきたい。駐車場には影響のない場所に設置する。観光パンフレットについては観光案内所内に移動する」との答弁がありました。また「新たに観光案内所を設置する目的と財源は。インバウンドにも対応していくのか」との質疑に対し「道の駅こぶちさわは富士見・原村を含む八ヶ岳観光圏にとって自動車で来られた方の一番の玄関口であり、自動車の対応に特化した観光案内所として設置することを目的としている。財源については、富士の国山梨の県補助金を2分の1いただき、残りは合併債を充当する。インバウンドには対応できるようにしたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める請願書についてであります。

「法整備をすることにより、多くの意欲ある組織が出資を募り職場を形成することができ、さまざまな恩恵を受けることができる。労働者であると同時に自ら経営に参画できることを実現するためにこの法整備が必要ということか」との質疑に対し「そのとおりである。法人格を持つことによって法人税等の恩恵を受けられることなどが大きく違う点である」との答弁がありました。また「現状の法律では対応できないのか。対応できないとすると課題は何か」との質疑に対し「現行法では、法人格を有することができない組織がある。また、法整備することにより自らが組織をつくり上げ労働の場を確保することができる。これによって、幅広く雇用の創出を促すことができる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(渡邊英子君)

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、議案第96号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第96号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第97号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第97号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第98号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第98号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第99号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第99号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第100号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第100号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第101号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第101号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第102号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第102号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第103号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第103号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第104号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第104号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に請願第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第6号は経済環境常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第12 議案第92号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

議案第92号 北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。

まず、制定の趣旨でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、北杜市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

次に制定の内容でございますが介護保険法第115条の46第4項が改正され、地域包括支援センターの職員等に関する基準について条例で定めることとされたことから、必要事項を定めるものでございます。

従来、厚生労働省令で定められていた基準と異なるべき特別な理由がございませんので省令のとおり規定しております。

条例の本文、2ページをご覧ください。

この条例につきましては、5条で構成されております。

第1条および第2条は趣旨と定義を規定しております。

第3条で包括的支援事業の基本方針を、第4条で地域包括支援センターの職員にかかる基準および当該職員の員数の基準を規定しております。

3ページの第5条でございます。適切公正かつ中立な運営の確保について規定しております。それぞれ省令の基準に従って定めております。

最後に附則で、この条例は公布の日から施行することになっております。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第92号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

はい。

○5番議員(奥水良照君)

体調管理のために5分ばかり席を離れたいんですけども、許可をお願いします。

○議長(渡邊英子君)

はい、どうぞ。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時34分

○議長(渡邊英子君)

再開いたします。

日程第13 議案第93号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

議案第93号 北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

概要書をご覧いただきたいと思います。

まず制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、北杜市指定介護予防支援等の事業の人員および運営、並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

次に制定の内容でございますが、介護保険法第59条第1項第1号ならびに第115条の24第1項および第2項が改正され、指定介護予防支援事業者が有する従業員の員数に関する基準、指定介護予防支援の事業の運営に関する基準および介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、基準該当介護予防支援の従事者および運営に関する基準について条例で定めることとされたことから必要事項を定めるものであります。

なお、当該事業に関する基準は第29条を除き厚生労働省令に規定する基準と異なるべき特別な理由がありませんので、省令の基準のとおり規定しております。

市の独自基準としまして、第29条の記録の整備につきましては厚生労働省令では保存期間を2年間としていますが、この条例では5年間の保存期間としております。

条例の本文、2ページをご覧ください。

この条例は第1章から第6章で構成されております。

第1章で総則を、第2章で指定介護予防支援の事業の基本方針を規定しております。

3ページになりますが第3章で指定介護予防支援の事業の人員に関する基準を、第4章で指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を第5条から9ページの第29条にわたり規定しております。

なお10ページになりますが、第29条第2項で市の独自基準として記録の保存期間を5年としております。

次の第5章で、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を第30条から14ページの第32条にわたり規定しております。

15ページの第6章で、基準該当介護予防支援の事業に関する基準を規定しております。

最後に附則でこの条例は公布の日から施行することとなっております。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第14 議案第94号 北杜市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長(茅野臣恵君)

それでは議案第94号 北杜市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

概要書をお開きいただきたいと思います。

保育の認定基準については、児童福祉法第24条の規定に基づき北杜市保育の実施条例で定めているところでありますが、子ども・子育て支援法の制定により保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっていることから既存の条例を廃止し、改めて保育の必要性の認定基準について定めるものでございます。

それでは、条例本文2ページをお開きください。

この条例では第1条から第4条、ならびに附則により構成されております。

第1条では趣旨を定めております。第2条では定義を、第3条では国で定める基準を踏まえ認定基準を定めております。

なお3条の第1号、就労下限時間については国の基準においては1カ月48時間以上64時間以下の範囲で市町村他地域の就労実態等を考慮して定めることとされております。本市においては現行の1日5時間以上、月18日、月90時間以上としておりますが、保護者の多様な働き方に対応できるよう配慮し1日3時間以上、週4日、月48時間以上の基準としたいと考えております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

第4条では、申し込み手続き等を定めております。

附則でございますが、第1項において施行期日は法の施行日としております。

第2項において、北杜市保育の実施条例の廃止を規定しております。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第15 議案第95号 北杜市営子育て支援住宅条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長(神宮司浩君)

それでは議案第95号 北杜市営子育て支援住宅条例の制定についてご説明をさせていただきます。

概要書をお開きいただきたいと思います。

この条例は、子育て世帯に対し子どもを安心して育てることができる住まいを提供するとともに将来にわたり市内への定住促進を図るために北杜市営子育て支援住宅の設置および管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものであります。

それでは、条例本文の2ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は前文および第1条から第16条、ならびに附則により構成されております。

前文では子育て支援住宅の必要性を謳い、第1条では趣旨を定めております。

第2条では定義を、第3条では名称および位置を定めております。

3ページの第4条では入居者の要件、第5条では入居期限を、第6条では入居の申し込みおよび判定を、第7条では入居者の決定、第8条では入居者の選定を、第9条では入居者の手続きを定めております。

4ページの第10条では入居の承継を、第11条では家賃および家賃の変更を定め家賃をそ

れぞれAタイプ、3LDK、角部屋、4万2千円。Bタイプ、2LDK、角部屋、3万7千円。Cタイプ、2LDK、中部屋、3万6千円を定めるものであります。

第12条の現況の報告から第14条の明渡し請求を受けた者の損害賠償金まで入居者の責務等をそれぞれ定めるものであります。

5ページの第15条では定住のための支援、第16条では市営住宅条例の準用規定を設けるものであります。

附則であります但し施行期日は平成27年1月1日と定めております。このような構成になっております。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第16 議案第105号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

それでは議案第105号 平成26年度北杜市一般会計補正予算書（第6号）をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億8,724万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を316億947万7千円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

まず追加といたしまして3款民生費、2項児童福祉費、放課後児童クラブ整備事業738万7千円は、放課後児童クラブの設計業務に所要の日数を要することから繰越明許費を設定するものでございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費、企業参入型野菜産地強化事業4億3,400万円は農業生産法人に対する補助事業におきまして、事業実施主体が年度内での事業完了が困難なことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項団体営土地改良事業1,100万円は、農業基盤整備促進事業におきまして法面保護工事の施工範囲について地元および関係機関との調整、協議に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業1,800万円は農地農業用施設災害復旧事業におきまして、国の災害査定が年度内での事業完了が困難な時期であったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

同じページの第3表 債務負担行為の補正をご覧ください。

まず追加といたしまして、自主放送番組「週刊ほくとニュース」製作業務委託契約の締結に向けプロポーザル方式での業者選定を平成26年度中に行うため、限度額を2,675万3千円とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に財務会計システム更新業務委託契約の締結に向け、プロポーザル方式での業者選定を平成26年度中に行うため、限度額を3,077万円とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に5ページの第4表 地方債の補正をご覧ください。

まず追加といたしまして、農地農業用施設災害復旧費に災害復旧事業債を充当することとし、限度額を390万円とするものでございます。

次に変更といたしまして合併特例事業債を960万円増額し、限度額を24億3,480万円とし、発行限度額の計を35億9,690万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税9,233万7千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金4億8,029万7千円の増額は企業参入型野菜産地強化事業費補助金に対する強い農業づくり交付金4億3,400万円。活力ある水田農業支援事業費補助金1,318万8千円などでございます。

17款1項寄附金100万円の増額は、武川町における地域振興や教育に役立ててほしいとの個人からの指定寄附金でございます。

21款1項市債1,350万円の増額は、放課後児童クラブ整備事業や団体営土地改良事業に充当する合併特例事業債および農地農業用施設災害復旧費に充当する災害復旧事業債でござ

います。

次に3ページをご覧ください。歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費738万7千円の増額は放課後児童クラブの対象年齢拡大に伴い新たに整備する(仮称)新高根西放課後児童クラブおよび(仮称)新大泉放課後児童クラブの実施設計を行う放課後児童クラブ費でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費1,465万2千円の増額は峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計への負担金を増額する環境衛生事業費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費4億7,586万7千円の増額は農業生産法人に対して企業参入型野菜産地強化事業費補助金を交付する農業振興事業費4億5,464万8千円。農事組合法人の機械設備整備に対して補助金の交付を行う水田農業構造改革対策事業費1,318万8千円などでございます。

9款1項消防費1,823万2千円の増額は、峡北広域行政事務組合常備消防特別会計への負担金を増額する常備消防費でございます。

10款教育費、1項教育総務費4,034万5千円の増額は平成27年度からの小学校教科書採択替えに伴い、教師用指導書やデジタル教科書の整備などを行う小学校費でございます。

同款4項社会教育費100万円の増額は、個人からの指定寄附金を活用してむかわ図書館に書籍等を購入する図書館運営費でございます。

同款5項保健体育費896万4千円の増額は、児童生徒に安定した学校給食の提供を図るとともに子育て支援や地産地消に資するため、食材価格の高騰などへの対応として賄い材料費の助成を行う学校給食センター費などでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費2,080万円の増額は台風11号により被災した水路や畦畔の復旧を行う農地農業用施設災害復旧費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第105号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第105号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 議案第106号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)および日程第18 議案第107号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)の2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

それでははじめに議案第106号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書(第1号)について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億732万1千円を追加し、予算の総額をそれぞれ64億9,151万円とするものであります。

今回の補正につきましては、保険給付費等の年間所要見込み額に基づき不足する予算の増額と平成25年度療養給付費等の精算に伴う国庫支出金の返納金の補正でございます。

2ページをご覧ください。まず歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金5,368万円および2項国庫補助金1,341万円の増額につきましては、保険給付費の増額に対する国庫支出金の増額分でございます。

6款県支出金、1項県負担金600万円および2項県補助金1,341万円の増額につきましては、同じく保険給付費等の増額に対する県支出金の増額分でございます。

10款繰越金は1億2,082万1千円の増額でございます。

次に3ページをご覧ください。歳出になります。

2款保険給付費、1項療養諸費9,100万円。2項の高額療養費5,800万円の増額につきましては、年間見込み額の不足分の増額でございます。

7款共同事業拠出金2,400万円の増額につきましても同様でございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付金3,432万1千円の増額につきましては、平成25年度保険給付費等の精算に伴う国庫支出金の返納金等の補正でございます。

続きまして議案第107号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算書(第2号)について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,061万4千円を追加し、予算の総額をそれぞれ38億5,753万2千円とするものであります。

今回の補正につきましては、平成25年度介護給付費等の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

2ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

8款の繰越金2,015万4千円の増額でございますが、返還金の財源に充当するものでございます。

次に3ページをご覧ください。歳出でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金2,015万4千円でございます。平成25年度介護給付費等の精算に伴います国県支出金の返還金の補正でございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第106号および議案第107号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号および議案第107号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第106号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第107号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第19 議案第108号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)および日程第20 議案第109号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長(名取文昭君)

議案第108号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ171万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億2,817万2千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入であります7款1項繰越金に171万9千円を追加するものです。

次に歳出であります3款1項公債費に171万9千円を追加するものです。これは市償還金の額の確定によるものでございます。

続きまして議案第109号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ297万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,730万9千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入であります7款1項繰越金に297万8千円を追加するものです。

次に歳出であります1款総務費、1項総務管理費に297万8千円を追加するものです。これは職員2名にかかる人件費の増によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決をよろしくをお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第108号および議案第109号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号および議案第109号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第108号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第109号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第21 議案第110号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

横森須玉総合支所長。

○須玉総合支所長(横森弘一君)

よろしくお願いたします。

議案第110号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算書(第2号)について説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,289万1千円とするものであります。

歳入歳出について説明いたします。2ページ、3ページをご覧ください。

歳入、6款繰入金、4項穂足財産区繰入金、補正額220万円。管理基金繰入金に歳入増額するものであります。

歳出、4款穂足財産区、1項管理費、補正額220万円。穂足地区水路改修工事地元分担金の補助金として増額補正するものであります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第110号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第110号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第22 議案第111号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

梶村高根総合支所長。

○高根総合支所長（梶村宗弘君）

議案第111号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268万2千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億44万6千円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入であります6款繰入金、6項安都那財産区繰入金を268万2千円増額するものであります。

3ページ、歳出であります6款安都那財産区、2項諸支出金268万2千円の増額は県営事業箕輪堰改修工事増額による地元分担金に対する補助金であります。

以上であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第111号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第111号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第23 議案第112号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定についてから日程第29 議案第118号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定についてまでの7件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第112号 北部ふるさと公苑の指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項および北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

公の施設の名称 北部ふるさと公苑

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県甲府市徳行2丁目2番38号

名称 株式会社メイキョー

指 定 の 期 間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

続きまして議案第113号 アグリーブルむかわ、武川町市民農園・体験農園施設、武川町滞在型農園施設（コテージ）及び武川町市民農園等管理棟の指定管理者の指定についてであります。

これ以降、提案理由等を省略させていただきます。

公の施設の名称 アグリーブルむかわ、武川町市民農園・体験農園施設、武川町滞在型農園施設（コテージ）、武川町市民農園等管理棟
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県甲斐市宇津谷8331番地
名称 社会福祉法人 友和会

指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

続きまして議案第114号 明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 明野町農村公園直売所施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県韮崎市一ツ谷1895番地
名称 梨北農業協同組合

指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

続きまして議案第115号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 白州町交流促進施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市白州町白須1308番地
名称 道の駅はくしゅう管理運営組合

指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

続きまして議案第116号 たかねの湯の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 たかねの湯
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町清里3545番地5
名称 株式会社 清里丘の公園

指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

続きまして議案第117号 甲斐大泉温泉及び北杜市林業休養センター「ハケ岳いずみ荘」の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 甲斐大泉温泉、北杜市林業休養センター「ハケ岳いずみ荘」
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町996番地
名称 株式会社 マルマサホテルシステム

指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

続きまして議案第118号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 健康増進施設「健康ランド須玉」
指定管理者となる団体の名称等 住所 神奈川県小田原市堀之内458番地
名称 株式会社 スポーツプラザ報徳

指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

ただいまの議題の中で、まず第113号 アグリーブルむかわその他の施設の指定管理について伺います。

この指定管理がシダックス大新東ヒューマンサービス、この会社については以前もご指摘させていただきましたように、以前2年間にわたって報告書の中で非常にやる気のない数字を出してきたという指摘をさせていただき、市のほうもそれに対しては今後厳しく指導していくというようなご説明をいただいたところであります。その上で、また新たに指定管理を任せるといふこと自体、ちょっとよく分からないんですけども・・・違いますか。変わったんですね。ごめんなさい、間違いました。失礼しました。

議長、もう1件いいですか。

○議長（渡邊英子君）

はい。今の質問は。

○8番議員（岡野淳君）

私のミスです。失礼しました。

それからもう一つ、117号のほうです。ごめんなさい。117号のほうで大泉温泉、それからいづみ荘の指定管理が株式会社マルマサホテルシステムになったということですが、この経緯を以前、説明を受けましたところ選定の中で申請者が4社あります。その中で結果としてはマルマサホテルシステムさんが1,557点でトップということなんですが、先ほど私がちょっと申し上げたシダックス大新東ヒューマンサービスさん、ここが53点差の2位。さらに3番目の会社が154点差ということなんです。先ほどちょっと私が申し上げたように、この2番目のシダックスさんはむかわの際、かなり経営的に問題ありというふうに指摘をされたところなんですが、この大泉のところでは手を挙げられて53点差、その下の差が150点ということなので3倍ぐらいの開きがあって、かなり僅差というふうに私は受け止めたんですね。それについて、この選定委員会に、こうしたシダックスさんだけではなくて各社のそういった過去の情報がどのように伝わっているのか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員の質問にお答えいたします。

この選定委員会での経過につきましては、それぞれ事業者の意見を聞く中で、特にシダックスにつきましては、むかわの件は過去にいろいろ事件があったということで、シダックスにつきましては新たな気持ちということでこちらのほうに手を挙げているということ、あとその僅差でございますけども、これにつきましては最多の得点、ならびにトップの多数ということで選定をさせていただいたと、選考委員会の中では選定しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

その僅差の件は個々の捉え方ですからいいんですけども、以前の別の指定管理の件で問題ありという指摘を受けた、そういうことも含めて、この会社はこういうことですよという情報がないと、新たな気持ちは大変結構ですよ。ぜひそういうふうにやっていただきたいんですけども、選定委員としてはそういう情報を含めた上で判断していただきたいということが私の気持ちの中にあるんですが、そこらへんはいかがなんでしょうか。今までは今まで、これからはこれからということで、新たな指定管理だからということで以前の情報は一切出さないということとやっておられるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

岡野議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに、その関係についてはそういった業者でありました。そのことは選定委員も承知しておりますし、またパノラマの湯に手を挙げた時点でそういった過去の反省ということもシダックスさんからも聞いております。そういったことを踏まえて、選定委員会では内容を審議して、こういう結論を出したということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

よく分かりました。きちんと指導をしていただきたいと思います。

それから私、先ほどちょっと早とちりをして、別件で勘違いしましたことを改めてお詫びします。申し訳ありませんでした。

○議長（渡邊英子君）

ほかにございますか。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

議案第115号 白州町交流促進施設の指定管理者の指定について伺います。

今回、この指定管理者の指定については非公募ということでございましたが、その理由について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小野議員の質問にお答えいたします。

非公募の理由でございますけれども、この施設につきましては設置目的といたしまして地元の住民、ならびに地元の農業者等々と深い関わりによりという目的になってございます。その点から公募ではなくて、地域住民との密接なつながりという目的がありますので、そういった

形で非公募という形になりました。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

よく分かりました。ありがとうございました。

それからあと指定管理の期間が5年ということで60カ月をもっています。私も組織の内容をよく分かっておりますので、その中で市のほうが安定的な、市民に公平な立場で安定的かつ継続的な事業が期待できるか、そのへんも確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

小野議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに基本といたしましては5年間という指定管理期間がございます。その中で地元の、これは全員協議会でもちょっと話が出たかと思えますけども、年齢等も高齢化しているということもございますけども、組合といたしましては5年間、安定した運用をしていくということをお聞きしておりますので、こういった結果になりました。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

ほかにございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第112号から議案第118号までの7件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号から議案第118号までの7件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第112号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第113号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第114号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第115号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第116号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第117号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第118号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第30 議案第121号 財産の貸付についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第121号 財産の貸付についてご説明を申し上げます。

財産を減額して貸し付けることにつきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

貸し付けを行う市有財産はまず土地といたしまして所在地 山梨県北杜市長坂町白井沢字上暖湯4078番地1ほか7筆。

貸付面積 1万1,046.48平方メートルでございます。

建物につきましては鉄筋コンクリート造り2階建て、996.2平方メートルの校舎分および鉄骨その他造り513平方メートルの体育館であります。

貸し付けの相手方は東京都品川区西五反田1丁目14番1号。株式会社 ホリステックホールディングス、代表取締役社長 田中美次でございます。

貸し付けの目的といたしましては、地域の観光施設等との連携を図りながら文化発信展開施設として活用するとともに、地域住民との交流スペースとして利用するためでございます。

貸付料を減額する理由といたしましては、借主の安定的かつ継続的な事業展開が期待でき市有財産の有効活用と地域の活性化に資することができるためでございます。

貸付料につきましては年額104万8千円。

貸付期間につきましては平成27年2月1日から平成32年3月31日まで。

提案理由につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第121号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第121号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第31 発議第5号 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります上村英司君から提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、上村英司君。

上村英司君。

○文教厚生常任委員長(上村英司君)

発議第5号

平成26年12月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 上村英司

手話言語法(仮称)の制定を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第7項および北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記され、国は平成23年8月には障害者基本法を改正し「すべて障害者は可能な限り言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定めた。

聞こえない子どもが手話を身につけ手話で学べ自由に手話が使え、さらには手話を普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備の実現が必要であるため、この案を提出するものである。

手話言語法(仮称)の制定を求める意見書(案)

手話とは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記され、国は本年1月20日に障害者権利条約を批准したところである。平成23年8月には障害者基本法が改正され「すべて障害者は可能な限り言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められた。

また同法第22条では国・地方公共団体に対して情報のバリアフリー化施策を義務づけてお

り、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ手話で学べ自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備の実現が必要である。

よって、国においてはこうした環境整備に向け「手話言語法(仮称)」を制定するよう強く要望する。

記

「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月

山梨県北杜市議会議長 渡邊英子

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

以上であります。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、発議第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第32 発議第6号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります中山宏樹君から提案理由の説明を求めます。

経済環境常任委員長、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○経済環境常任委員長（中山宏樹君）

発議第6号

平成26年12月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 中山宏樹

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について
地方自治法第109条第7項および北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

「協同労働の協同組合」は組合に参加する人すべてが協同で出資し、共同で経営するという共同で働く形を取っており「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けている。

誰もが仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、こうした働き方は市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が社会に参加する道を開くものであることから、この案を提出するものである。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

現在の日本では少子高齢化が進む中、労働環境も「ワーキングプア」「非正規労働者の増大」などの変化が生まれてきています。また、育児や介護などで就業が継続できなかった人や就業機会を失った人たちの労働を可能にする多様な働き方の実現が求められています。

このような中、「地域の問題は自ら地域で解決しよう」とNPOやボランティア団体、協同組合、自治会などさまざまな非営利団体が住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これらの1つである「協同労働の協同組合」は「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けています。この「協同労働の協同組合」は働くものが出資しあい、全員参加の経営で仕事を行う組織ではありますが、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上がこの「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきました。

その中で「自分たちの働き方に見合った法人格がほしい」「労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めてきました。

世界の主要国では働く仲間同士が協同し主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同しています。また、国会では110名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人と人のつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方とこれに基づく協同労働の協同組合は市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱えている人々自身が社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

上記の理由により、国においても社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高

齡社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求めるものです。

記

1. 「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月

山梨県北杜市議会議長 渡邊英子

提出先

衆議院議長殿

参議院議長殿

内閣総理大臣殿

厚生労働大臣殿

総務大臣殿

経済産業大臣殿

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、発議第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第33 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長からの会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

それぞれ認めていただいて大変ありがとうございます。しっかり執行したいと思います。

貴重なお時間でありますけどもお時間をいただいて、八ヶ岳定住圏中心市宣言をしたいと思っています。

北杜市は山梨県の北西部に位置し、長野県に接し美しい山岳景観に加え国蝶オオムラサキ生息数、ミネラルウォーターの生産量や日照時間がそれぞれ日本でまさに山紫水明、日本一の豊かな自然環境に恵まれた地であります。日本百名山の八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、鳳凰三山、みずがき山や金峰山、名水百選の八ヶ岳南麓高原湧水群、尾白川や金峰山、みずがき源流、日本の道百選の台ヶ原宿など、わが国を代表する多くの景勝文化の地でもあります。またこうした恵まれた環境は安全・安心でおいしい農畜産物を生み出し、近年では新規就農者や農業生産法人の進出も多く日本のフードバレーとして全国から注目されています。

新しい時代の新しいふるさをつくろうと合併して10年、本市の特徴や潜在力を生かしながらかつて挑戦することに全力であたり、小さくとも光り輝くベンチャー自治体北杜市として、また住んでいる人が誇りを持ち、都市の人が自然と心と足が向かうような一流の田舎まち北杜市を目指しています。

そうした中、自治体の枠を越え生活圏で支え合ってきた長野県富士見町、原村と1千メートルの天空リゾート八ヶ岳、澄み切った自分にかえる場所をコンセプトに八ヶ岳観光圏を形成し、魅力の創造と観光客の誘客を図っています。

豊かな自然環境を有するこの全域は古くから信玄棒道、甲州街道、そして中央本線や日本列島を東西に結ぶ中央自動車道、南北に結び太平洋と日本海をつなぐ中部横断自動車道といった交通の要所であり、首都圏・中京圏とのアクセスの良さから産業の振興、生活の安定、文化の継承、観光の発展を期しているところであります。

このような状況を踏まえ富士見町、原村と一体となって国の定住自立圏構想に基づく八ヶ岳定住自立圏を構築し、力みなぎる魅力的な圏域づくりにまい進していくことを決意し、ここに中心市となることを宣言いたします。

平成26年12月19日

北杜市長 白倉政司

○議長（渡邊英子君）

12月3日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧な答弁をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成26年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後12時02分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三